

令和3年第8回小山町議会12月定例会会議録

令和3年11月29日(第1日)

召集の場所 小山町役場議場
開 会 午前10時00分 宣告
出席議員 2番 室伏 辰彦君 3番 小林千江子君
4番 佐藤 省三君 5番 岩田 治和君
6番 池谷 弘君 7番 高畑 博行君
8番 渡辺 悦郎君 9番 藪田 豊造君
10番 米山 千晴君 11番 池谷 洋子君
12番 鈴木 豊君 13番 遠藤 豪君
欠席議員 1番 室伏 勉君
説明のために出席した者
町 長 池谷 晴一君 副 町 長 大森 康弘君
教 育 長 高橋 正彦君 理 事 増井 重広君
企画総務部長 小野 一彦君 危機管理局長 遠藤 正樹君
住民福祉部長 渡邊 啓貢君 経済産業部長 高村 良文君
都市基盤部長 湯山 博一君 オリンピック・パラリンピック推進課長 池谷 精市君
教育次長 長田 忠典君 企画政策課長 勝又 徳之君
地域振興課長 勝俣 暢哉君 総務課長 池田 馨君
介護長寿課長 山本 智春君 健康増進課長 小野 正彦君
農林課長 前田 修君 都市整備課長 込山 次保君
建設課長 清水 良久君 上下水道課長 遠山 洋行君
こども育成課長 大庭 和広君 防災担当参事 伊藤嘉代子君
総務課課長補佐 渡邊 徹君
職務のために出席した者
議会事務局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 池谷 孝幸君
会議録署名議員 7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君
散 会 午後0時09分

(議 事 日 程)

- | | |
|-------|---|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 町長提案説明 |
| 日程第 4 | 報告第17号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について |
| 日程第 5 | 同意第 5 号 小山町監査委員の選任について |
| 日程第 6 | 議案第93号 土地の取得について |
| 日程第 7 | 議案第94号 町道路線の認定について |
| 日程第 8 | 議案第95号 字の区域の変更について |
| 日程第 9 | 議案第96号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第97号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第11 | 議案第98号 小山町こども園条例の一部を改正する条例について |
| 日程第12 | 議案第99号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第13 | 議案第100号 小山町豊門公園の管理に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第14 | 議案第101号 令和 3 年度小山町一般会計補正予算 (第 8 号) |
| 日程第15 | 議案第102号 令和 3 年度小山町下水道事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第16 | 議案第103号 令和 3 年度小山町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第17 | 議案第104号 令和 3 年度小山町水道事業会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第18 | 議案第105号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定について |
| 日程第19 | 議案第106号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定について |
| 日程第20 | 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の報告について |

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。室伏 勉君は本日の会議を欠席する旨、届けが提出されておりますので、御報告します。

また、新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内ではマスクを着用することといたします。

議 事

午前10時00分 開会

○議長（遠藤 豪君） ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、令和3年第8回小山町議会12月定例会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略いたします。

議事日程に入る前に、議長における諸般の報告をいたします。概要につきましては、お手元に配付しましたとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、7番 高畑博行君、8番 渡辺悦郎君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（遠藤 豪君） 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの18日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの18日間に決定しました。

なお、会期中の審議予定表をお手元に配付してありますので、これに御協力を賜りたいと思います。

ただいま、町長と議員から議案が提出されました。職員に議案を朗読させます。事務局長。

（事務局長 議案表朗読）

日程第3 町長提案説明

○議長（遠藤 豪君） 日程第3 町長提案説明を議題といたします。

本定例会に提出されました報告第17号から議案第106号までの16議案について、町長から提案

説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 令和3年第8回小山町議会12月定例会を開催するに当たり、議員の皆様には御出席を賜り、ありがとうございます。

今回提案いたしましたのは、報告1件、同意1件、土地の取得1件、町道路線の認定1件、字の区域の変更1件、条例の一部改正5件、補正予算4件、指定管理者の指定2件の合計16件であります。

初めに、報告第17号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

本件は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項に基づき、町営住宅の家賃に係る債権を放棄したため、同条例第11条第2項の規定により報告するものであります。

次に、同意第5号 小山町監査委員の選任についてであります。

本案は、識見を有する監査委員の任期が本年12月31日をもって満了となるため、監査委員の選任について、地方自治法の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第93号 土地の取得についてであります。

今回取得いたします土地は、小山消防署の建設用地であり、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第94号 町道路線の認定についてであります。

本案は、小山町菅沼地先に民間事業者が開発した宅地分譲地内に新設する道路を、町道に認定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第95号 字の区域の変更についてであります。

本案は、現在実施中であります県営中山間地域総合整備事業、北郷南西部地区のうち、下小林工区及び向井田工区のほ場整備事業区域内における換地処分を行うに当たり、字の区域を変更するもので、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第96号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、令和4年4月1日からの町の組織、機構の見直しに当たり、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第97号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第98号 小山町こども園条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、すがぬまこども園が本年度末に移転することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第99号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第100号 小山町豊門公園の管理に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、豊門公園内にある豊門会館及び西洋館の常時公開を実施するに当たり、施設の開館時間や休館日、入館料を定めるなど、小山町豊門公園の管理に関する条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第101号から議案第104号までは、一般会計の他、二つの特別会計と水道事業会計の補正予算であります。

それぞれ現時点における決算見込額を把握し、これに伴う予算の整理、当初予算編成後の事情の変化による補正及び人事異動による増減、育児休業者等に係る減額などの人件費関係の補正が主なものであります。

また、一般会計においては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施を見合わせることをとした事業の減額による補正をするものであります。

初めに、議案第101号 令和3年度小山町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,363万8,000円を追加し、歳入歳出総額を124億5,326万9,000円とするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債を補正するものであります。

次に、議案第102号 令和3年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ320万1,000円を追加し、歳入歳出総額を2億3,766万6,000円とするものであります。

次に、議案第103号 令和3年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,476万6,000円を追加し、歳入歳出総額を21億702万9,000円とするものであります。

次に、議案第104号 令和3年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

収益的支出を586万8,000円増額補正するものと、資本的支出を174万5,000円増額補正するものであります。

次に、議案第105号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定についてであります。

小山町健康福祉会館の指定管理者を静岡ビル保善株式会社指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第106号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定についてであります。

小山フィルムファクトリーの指定管理者を、特定非営利活動法人小山町フィルムコミッションに指定することについて、議会の議決を求めるものであります。

以上、今定例会に提案いたしました16議案につきましての提案説明を終わります。

なお、各議案の審議に際し、同意案件につきましては私から内容説明を、その他の案件につきましては、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。
以上であります。

日程第4 報告第17号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第4 報告第17号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 報告第17号 町営住宅家賃に係る債権放棄の報告についてであります。

議案書は、2ページであります。

本件は、町営住宅の家賃に係る債権を、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項の規定に基づき放棄をいたしましたので、同条例第11条第2項の規定に基づき、議会に報告をするものであります。

今回放棄した債権の件数は6件、金額は計305万1,250円であります。その内訳は表に記載してありますように、小山町営住宅家賃管理条例第11条第1項第4号に該当する家賃の時効が完成し、債務者が行方不明等で所在が明らかでないものであります。

報告は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 部長の報告が終わりました。本報告は、小山町営住宅家賃管理条例第11条第2項の規定による報告ですので、御了承願います。

日程第5 同意第5号 小山町監査委員の選任について

○議長（遠藤 豪君） 日程第5 同意第5号 小山町監査委員の選任についてを議題とします。

内容説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） 同意第5号 小山町監査委員の選任について、御説明申し上げます。

本年12月31日をもって、識見を有する監査委員であります池谷 浩さんの任期が満了となります。池谷 浩さんは、小山町監査委員として平成22年に就任され、現在まで3期12年、意欲的に取り組んでいただいているところであります。

また、人格は高潔で地方公共団体の財務管理や事業の経営管理、その他行政運営に関し優れた識見をお持ちになっており、監査業務に精通しておられます。

つきましては、今回、識見を有する監査委員として、引き続き池谷 浩さんを選任したく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

なお、任期は令和4年1月1日から令和7年12月31日までの4年間です。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 内容説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしといたします。これで質疑を終了します。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、本案は討論を省略し、直ちに採決することに決定しました。

これから採決します。

同意第5号は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、同意第5号は、これに同意することに決定しました。

日程第6 議案第93号 土地の取得について

○議長（遠藤 豪君） 日程第6 議案第93号 土地の取得についてを議題とします。

補足説明を求めます。危機管理局長。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 議案第93号 土地の取得についてであります。

議案書は、3ページを御覧ください。

なお、位置図と公図写しは紙ベースで配付してございます。

今回取得いたします土地は、小山消防署建設用地であります。

取得する土地の明細は、小山町棚頭字外ノ原540番外1筆。

取得面積は5,366.20平方メートルであります。

契約の相手方は1者で、取得価格は3,999万9,328円であります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（小林千江子君） 小山町消防建設予定地として、約5,300平方メートルの土地を取得することですが、こちらの取得したい土地の真下には民家があり、やはり排水における安全面が一番考慮されなければならないかと思われま。

これから設計なども作成され始めると考察できますが、排水における安心安全をどのように図られる御予定でいらっしゃるのか、町の考えをお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局长（遠藤正樹君） 小林議員の御質問にお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、設計等は取得が終わって、これからになるということでございますけれども、安心安全のために、面積が大体7,000平米弱、全部でございますが、何らかの調整機能を設けて、そこから安全なところに放流をしたいというふうに考えてございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 他に質疑はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） ただいま議題となっております、議案第93号 土地の取得についてお尋ねいたします。

この小山消防署建設用地に関しましては、3月の議会において、場所が決まっていな中、6,200万円が計上されておりました。3月17日に予算は可決されましたが、それから音沙汰もなく、8月10日の議員懇談会にて、検討委員会から場所が決まったとの説明がございました。

その後、今回の土地取得の議案として11月15日に全員協議会、議員懇談会で説明がありました。この間、最終的に建設する区域、建設の計画図、建設までの詳細なスケジュールや金額など、消防署の建設に関する重要な項目の説明は一切なく、まして町民に対しての説明会も何ら開かれることなく、各区の区長が集まった防災打合せ会の際に説明したことをもって、住民に説明をしたとのことでした。

当局は、これまでに決まっていな状態で、なぜ拙速に用地取得の議案を提出されたのか、町長に伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の御質問にお答えをさせていただきます。

なぜ拙速にということでございますけれども、やはり消防署が老朽化をしておりまして、この移転、建設というのは喫緊の課題であるというふうに認識していたところでございます。

そんな中、当初予算に計上させていただいたところでございますけれども、やはりこれを進めるには、何らかの担保、県との協議あるいは御殿場市との協議等々が必要なわけございまして、進める担保としては、当初予算に計上するべきだという判断をしたからでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 他に質疑はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） 町長の今の答弁にありましたように、私達は必要だということはよく認識しております。ただ、そこまでのプロセスについて、ちょっと疑問を感じているわけでございます。何もはっきりしていない中で、この予算が計上されたということに甚だ疑問を持っているところでございます。

町長は、町民が主役の町政へ、幸福度日本一の町への選挙公約で当選されました。小山消防署の移転に関わる、小山町の町民にとってとても重要な用地取得を、本当に住民説明会を開催せずに行ってもいいのか、再度町長に伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。

予算計上ということにつきましては、見積りを取ることは当然でございます。いろいろなところから見積りを取って、最適なものを予算計上するということは常識的な話でございます。

本件につきましては、必要な面積というものが大体出ているということ、それと市街化区域内ではちょっと無理だろうということで、市街化調整区域内のところを、標準的な平米を掛けて計算をされたというふうを考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 他に質疑はありませんか。

○9番（菌田豊造君） 何点か質問させていただきます。

このたびのこの土地取得について、基本的なことですけども、不動産鑑定を行って金額が出たのか。それが第1点目。

それから、土地取得については、消防署という目的があつて物を買うんですけども、この土地を買うのに、5,366平米がどのようにして必要であつたか。そして、今現在において、この土地にどのようなものが建たるのか。そしてどのようなレイアウトをしてあるのかということ、もう少し詳しく説明してもらいたいと思います。

更にも、これは余分なことかもしれませんが、富士岡分署などは、全面借地でもって行っています。今回、売買とした理由も併せてお答えください。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○危機管理局長（遠藤正樹君） 菌田議員にお答えをいたします。

三つの質問のうち、まず第1点目が不動産鑑定でございますけども、不動産鑑定を入れて価格を出しているということでございます。

2点目の面積の基準、それからどういったものができるかということでございますけども、今回の事案に入る前に、平成29年度から本町におきましては在り方検討会をやっておりまして、そこで約7,000平米の面積が必要だという結論が出てございます。

それに基本的には基づきまして約7,000平米、その中には本庁舎はもちろんのこと、受援に必要な施設、駐車場、それから訓練施設、そういったものを全部当て込むというところでございます。レイアウトにつきましては、まだ用地が決まっておりませんので、当然のことながら、今後になるということでございます。

それから、3番目の借地かどうか検討しなかったのかということにつきましては、これは菌田議員も御存じのとおり、御殿場市と小山町の広域行政組合の中の覚書、協定に消防署の建設予定地に存する市町のところが責任持って土地をあてがうという条項がございまして、それにのっとり、本町では、まずは用地取得の方を考えたということでございます。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 他に質疑はありませんか。

なければこれで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第93号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第93号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第7 議案第94号 町道路線の認定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第7 議案第94号 町道路線の認定についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第94号 町道路線の認定についてであります。

議案書は4ページからであります。

本案は、道路法第8条第1項に規定する町道路線の認定をしようとするため、同条第2項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

認定する路線となる町道1690号線は、小山町菅沼地先で民間事業者が開発をした宅地分譲に伴い、区域内に新設する道路で、延長は約50メートルであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。なければこれで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第94号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第94号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第8 議案第95号 字の区域の変更について

○議長（遠藤 豪君） 日程第8 議案第95号 字の区域の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 議案第95号 字の区域の変更についてであります。

議案書は6ページからとなります。

本案は、平成26年度から実施しております県営中山間地域総合整備事業、北郷南西部地区のう

ち、下小林工区及び向井田工区におけるほ場整備工事が完了いたしましたので、事業地の換地処分を行うに当たり、字の区域を変更するものでございます。

内容であります。8ページ、9ページを御覧ください。

大字下小林字聖塚他15地区の小字を廃止いたし、大字下小林に全て編入するものでございます。編入いたします面積は、9万8,997.6平方メートルとなります。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。

向井田工区の大字藤曲字向井田、大字中島字荷田の2地区につきまして、大字柳島字向井田に編入するものであります。編入いたします面積は、7,118.17平方メートルとなります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第95号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第95号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第9 議案第96号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第9 議案第96号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長（小野一彦君） 議案第96号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてであります。

議案書は12ページからとなります。

本町では、平成17年度から部制を導入し、本条例により各部の事務分掌を定めております。

このたび、令和4年4月1日からの組織・機構の見直しに当たり、現行の理事1室、経済産業区3課及びオリンピック・パラリンピック推進局を再編し、理事2課、経済産業スポーツ部3課体制とするため、また、住民福祉部において地球温暖化対策を推進し、ゼロカーボン及び再生可能エネルギー事業等への取組を強化するため、一部改正を行うものであります。

理事・部・局の再編についてであります。町の人口政策の主たる未来拠点事業の部局横断的な推進による一層の魅力向上を目指すため、これまで経済産業部において所掌しておりました「企業立地」のうち、「フロンティア推進地域内における企業立地に関すること」を理事の所掌とします。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のレガシー創出を契機に、観光やスポーツなど様々な分野の交流を促進し、観光客の誘客や地域資源、まちのブランド力を高められるよう、スポーツツーリズムによるまちづくり事業への転換を図ることから、新たに経済産業スポーツ部において「スポーツツーリズムに関すること」を所掌します。

なお、この条例の施行日は令和4年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。

ただいま議題となっております議案第96号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第96号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第10 議案第97号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第10 議案第97号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 議案第97号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、内閣府令で定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

今回の主な改正は、デジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援制度において、保育所等の事業者が書面等の作成、保存等を行うものなどについて、電磁的方法による対応も可能である旨の規定を定めるものであります。

改正内容であります。お手元の条例改正資料、新旧対照表の6ページ、7ページをお開きください。

第5条2項から、次のページ、同条第6項まで及び10ページ、11ページの中段、第38条第2項は、15ページ以降に記載のある新たに加える第53条電磁的記録等に含まれて規定されていることから、削除するものであります。

次に、12ページ、13ページの上から4行目、第42条第4項は、特定教育・保育施設等の連携について、例外となる規定を新たに加えるものであります。

次に、14ページから19ページにかけて、新たに加える第53条電磁的記録等は、事業者が書面等の作成、保存等を行うものや、特定教育・保育施設等の保護者との間の書面等による手続等について、包括的に電磁的記録・電磁的方法による対応を可能とする規定を追加するものであります。

その他、文言の整理等の改正を行うものであります。

なお、施行日は公布の日からとしております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第97号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第97号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第11 議案第98号 小山町こども園条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第11 議案第98号 小山町こども園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 議案第98号 小山町こども園条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、すがぬまこども園が本年度末に移転することに伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正内容であります。第2条第2号小山町立すがぬまこども園の位置を「小山町菅沼1074番地の1」から、同じく「274番地の2」に改めるものであります。

なお、施行日は令和4年4月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第98号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第98号は、会議規則第39条第1項

の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第12 議案第99号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第12 議案第99号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。教育次長。

○教育次長（長田忠典君） 議案第99号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、厚生労働省令で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

今回の改正では、デジタル化の推進に伴い、家庭的保育事業等を行う事業所の業務負担軽減等の観点から、諸記録等の作成、保存等について、電磁的な方法による対応も可能である旨の規定を定めるものであります。

改正内容であります。お手元の条例改正資料、新旧対照表の22ページ、23ページをお開きください。

23ページ下段にあります、新たに加える第49条電磁的記録では、事業者等が記録、作成する書面等について、電磁的記録による対応を可能とする規定を追加するものであります。

その他、文言等の追加、整理を行っているものであります。

なお、施行日は公布の日からとしております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第99号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第99号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第13 議案第100号 小山町豊門公園の管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（遠藤 豪君） 日程第13 議案第100号 小山町豊門公園の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第100号 小山町豊門公園の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、豊門公園内の施設であります豊門会館と西洋館につきまして、常時公開を実施することから、一部改正を行おうとするものであります。

それでは、一部改正の内容につきまして、順次説明をいたします。議案附属資料、新旧対照表の27ページを御覧ください。

初めに、第3条の追加は、豊門会館及び西洋館の開館時間について、午前10時から午後4時までと定めるものであります。

次に、第4条の追加は、両施設の休館日を火曜日及び水曜日並びに年末年始とすると定めるものであります。

次に、第5条の追加は、入館料につきまして、豊門会館は300円、西洋館は無料と定めるとともに、再入館について定めるものであります。

次に、27ページから29ページにかけて、第6条の追加は、入館制限について定めるものであります。

次に、第7条から第9条につきましては、指定管理者による管理運営規定について、常時公開をすることによる所要の文言の改正をするものであります。

続きまして、33ページを御覧ください。

別記1の下から2行目、西洋館のラウンジ等の使用料について定めるものであります。これはラウンジ等をカフェスペースなどとして活用しやすくするために追加をいたしました。

なお、条例の施行期日は令和4年1月1日としております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○3番（小林千江子君） 5点ほどお伺いさせていただきます。

まず、1点目に、定休日を火曜日及び水曜日と定められておりますが、これらを定められた理由をお伺いいたします。近隣市町を見てもみると、1日定休日を設けられているのが多く見受けられます。2日間に定められた理由、その経緯がありましたら、お伺いさせてください。

2点目に、豊門会館を1人300円、西洋館を無料とされておりますが、片方の施設は料金を徴収し、もう片方からは徴収しない理由がありましたらお聞かせください。私としましては、両方の施設を1人300円とされればよいのかなと思いましたが、その経緯がございましたらお伺いさせていただきます。

三つ目に、町民割、学生割、園児ですとか子どもですとか小中学生などの子ども割、団体割引、定期入館パスポートの発行の検討や、障害者の手帳をお持ちの方への割引など、様々な事柄が考えられると思いますが、それらはどのような協議が行われ、結果として1人300円とされたのかお

教えてください。

四つ目に、撮影やイベントなどの利活用も現在見受けられますが、定休日と定められた火曜日、水曜日における利用は、いかなる場合も使用は許可されないのでしょうか。それとも、申込みを行えば定休日における利用も可能なのでしょうか。お伺いいたします。

最後に、利用料ですが、西洋館、和館などの施設に関しての明記はされておりますが、公園の庭園部分に対する使用料が明記されておられません。イベントなどで公園、庭園を利用する可能性もあるかと思われませんが、その場合はどのように対処されるのか、お伺いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 小林議員にお答えいたします。

まず、定休日をなぜ火曜日、水曜日にしたのかということなんですけれども、通常の公園の見学希望の電話は何本か入っていますけれども、毎週一日二日休んでも十分対応できるだろうということが1個ありまして、あともう一つは、この常時公開に当たりまして、会計年度任用職員さんを雇います。

やっぱり予算の関係もありまして、週1日の定休日だとちょっと財政的にも厳しいかなということで、取りあえず火曜日、水曜日の2日間でスタートをしたいと考えております。

それから、豊門会館は有料で西洋館は無料だという理由ですけれども、300円というのは近隣施設のバランスを見て決めました。西洋館につきましては、先ほどちょっと条例の補足説明でもありましたが、ぜひ民間事業者の方がカフェスペース的な役割として、ラウンジ部分を活用してくれることを想定して、例えばそこに来るお客さんから入場料を取るのはいちよつと適当でないなというのと、あと2階の展示物もありますけれども、豊門会館に比べたら若干、何というんでしょうか、豊門会館の方の文化的価値がありますので、西洋館については取りあえず無料ということで、なるべく早めに誰か民間の方が手を挙げて、そこで何か営業活動をしてくれないかなと考えております。

3点目なんですけれども、割引につきましては、条例上明記はされていませんけれども、施行規則の中で、町長が定めるところによりということで決めてありますので、取りあえずどういうケースになるか、常時公開は初めてですので、当然どういうパターンがあるかというのは、いろいろ実際始まってみるとあると思います。ですので、そこで必要に応じた適当な減免といいますか、割引を考えていけたらなと思っております。

四つ目なんですけれども、あくまでも火曜日、水曜日の休館というのは、見学に係る休館日でありまして、これまでの規定の利用許可については、一切そういう休館日というのはありませんので、当然撮影等のものがあって施設の調整が整えば、これまでどおり利用許可をしていくということになると思います。

それから最後の利用料につきましても、既に今の豊門公園の管理に関する条例に規定されていますので、今回の変更部分では出てきませんけれども、もともとある条例の中で、公園部分の使

用についても規定がされております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 他に質疑はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 1点だけ、お伺いしたいと思います。

先ほど豊門会館の常時公開ということで、職員の配置をする会計年度任用職員ということですが、この対応する職員について、どのような業務を行うのか、西洋館についての対応もどのようにしていく予定かお伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（込山次保君） 鈴木議員の御質問にお答えいたします。

職員の業務内容につきましては、来られたお客様の入場料の管理、あとは館内の案内ですとか館内の整備、清掃等に従事していただく予定となっております。

また、使用を開始してから、その他の業務につきましても、対応できるような形で業務に当たっていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 他に質疑はありませんか。

○4番（佐藤省三君） ただいま会計年度任用職員の雇用ということをお伺いしたわけですが、今の業務をお伺っていると、入場料の管理と、それから館内の案内、清掃等というのがありますけれども、何人ぐらいを想定しているのか、豊門会館と西洋館がありますので、そのことについて1点伺います。

それから、もう一つ細かいことですが、1日につき、それから半日につきという利用ですよ。この点が、この1日という意味は、開館時間が10時から4時までということですので、それが1日に対応するのかなというふうに思うわけですが、半日というのはどういうふうな対応になるのか伺わせてください。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市整備課長（込山次保君） 佐藤議員の御質問にお答えいたします。

任用職員の人数ですけれども、4人を予定しております。これにつきましては、西洋館2名、豊門会館2名という配置を予定しております。

1日につきと半日につきの使用料の関係ですけれども、この使用料につきましては、入館料と関係なく使用料の関係になりますので、豊門会館を利用される方の料金となっております。それで、1日と半日ということで区切ってございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 他に質疑はありませんか。

なければこれで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第100号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第100号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することになりました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時02分 休憩

午前11時12分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14 議案第101号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第8号)

○議長(遠藤 豪君) 日程第14 議案第101号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第8号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(小野一彦君) 議案第101号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第8号)についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ6,363万8,000円を追加し、予算の総額を124億5,326万9,000円とするとともに、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

初めに、7ページ、繰越明許費の補正であります。

3款民生費、3項児童福祉費すばしりこども園整備事業は、園舎を集約するため、令和5年度の開園を目指し、年度をまたがったの事業となることから、繰越しをするものであります。

次に、7款土木費、2項道路橋梁費道路構造物長寿命化事業は、橋梁点検調査業務において、判定4となり通行禁止措置としている橋梁2橋について、発注時期の平準化を図るため着手の前倒しをするもので、年度をまたがったの事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、同じく道路橋梁費町道1689号線道路整備事業は、駿河小山駅前活性化ビジョンに関連して整備する町道1689号線道路整備事業の進捗を図るもので、年度をまたがったの事業となるため、繰越しをするものであります。

次に、8ページ、債務負担行為の補正であります。4事業の追加であります。

初めに、令和3年改正、個人情報保護法による個人情報保護制度の見直しに伴い、関係する例規整理が多岐にわたることから、例規整備支援について、令和4年度までの2か年での委託に当たり、その業務委託に要する経費253万円を限度額として、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、指定管理業務について、小山フィルムファクトリーは令和4年度から5年間、健康福祉会館は同じく令和4年度から5年間、指定管理者制度により管理することから、それぞれの業務に要する経費4,500万円と1億5,211万5,000円を限度額として、債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、町道3292号線道路改良舗装工事は、施工時期の平準化のための取組を実施するため、令和3年度中に契約を行い、令和4年度までの2年間、工事に係る経費2,000万円を限度額として債務負担行為の追加をお願いするものであります。

次に、9ページの地方債の補正であります。

追加のこども園整備事業は、すばしりこども園の整備事業において起債をするものであります。

変更の公共道路整備事業は、道路構造物長寿命化事業を増額することに伴い、限度額を変更するものであります。

次に、歳入の主なものについて御説明申し上げます。

11ページをお開きください。

1款1項1目町民税個人を3,900万円減額しますのは、当初の見込みに比べ給与収入及び譲渡所得の減により、住民税所得割が減額となったものであります。

次に、同じく2項1目固定資産税を5,900万円増額しますのは、前年の設備投資による償却資産の増が主なものであります。

次に、同じく3項2目軽自動車税種別割を200万円増額しますのは、買換えによる増などが主なものであります。

次に、12ページにかけまして、10款1項1目国有提供施設等所在市町村助成交付金を964万7,000円増額しますのは、東富士演習場における工作物の増によるものであります。

次に、13ページにかけまして、16款1項2目衛生費国庫負担金を1,705万6,000円増額しますのは、新型コロナワクチン接種について、当初16歳以上を接種対象としていましたが、接種対象が12歳以上となったこと、また、追加接種をおおむね8か月経過後に行うこととなったことから、3月末までに接種を予定する接種数に基づき、増額するものであります。

次に、同じく2項1目総務費国庫補助金を132万8,000円増額しますのは、社会保障税番号制度に係るシステム改修に要する経費に対する国庫補助を見込むものであります。

次に、同じく2目民生費国庫補助金を187万円増額しますのは、児童手当制度改正に伴うシステム改修に要する経費に対する国庫補助を見込むものであります。

次に、同じく3目衛生費国庫補助金を1,445万7,000円増額しますのは、感染症予防事業費等に係る補助金の決定に伴い93万2,000円増額するものと、新型コロナウイルスワクチン接種事業において、3月末までの体制確保に対する事業費補助金1,352万5,000円を増額するものであります。

次に、同じく6目教育費国庫補助金を78万円増額しますのは、補助金の決定に伴い、学校保健特別対策事業費補助金を減額するものと、文化芸術振興費補助金を増額するものであります。

次に、14ページ、17款2項1目総務費県補助金を135万8,000円増額しますのは、自主運行バスの事業費に対する補助金を新たに見込むものであります。

同じく、5目商工労働費県補助金を1億8,045万1,000円減額しますのは、地域産業立地事業費補助金の見込みに伴い、1億7,844万4,000円減額をするものと、観光地ワーケーション受入促進事業費補助金の決定に伴い、200万7,000円減額するものであります。

同じく、6目土木費県補助金を704万5,000円減額しますのは、急傾斜地崩壊防止事業費補助金の決定によるものであります。

次に、18款1項1目財産貸付収入を3,349万8,000円増額しますのは、送電線の張り替えに伴い、新たに町有地を工事に要する敷地として貸付けすることとしたため、敷地貸付収入を増額するものであります。

16ページにかけまして、同じく2項2目不動産売払収入を1,561万円増額しますのは、送電線の張り替えに伴い支障となる立木の損失補償を受けることから増額するものであります。

次に、19款1項2目総務費寄附金を500万円増額しますのは、須走彰徳山林会様の寄附申出額の確定によるものであります。

次に、20款1項1目介護保険特別会計繰入金を151万7,000円増額しますのは、前年度介護給付費等の精算による町負担金の確定に伴うものであります。

次に、同じく4目総合計画推進基金繰入金を1億2,485万7,000円減額しますのは、地域産業立地事業費補助金の見込みなどにより繰入額を減額するものであります。

次に、18ページ、23款1項2目土木債を2,580万円増額しますのは、道路構造物長寿命化事業の増額によるものであります。

次に、同じく6目民生債を2億3,090万円追加しますのは、すばしりこども園の整備事業において起債するものであります。

次に、歳出予算のうち人件費関係の補正については、4月以降の人事異動及び育児休業に伴う一般職などの人件費及び会計年度任用職員の報酬について、決算見込みに合わせて補正するものであります。

人件費を除いた歳出予算について、主なものについて御説明いたします。

まず、21ページ、2款1項4目財産管理費、説明欄(3)基金管理費を2,793万1,000円増額しますのは、須走彰徳山林会様からの寄附申出額の確定により、須走地域振興事業基金積立金500万円を増額するものと、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった事業費相当額2,293万1,000円を感染症対策基金に積立てするものであります。

次に、同じく説明欄(4)庁舎管理費を2,008万円増額しますのは、不足する本庁舎の駐車場を確保するため、用地取得の費用が主なものであります。

次に、26ページの、同じく7項1目企画渉外総務費、説明欄(2)企画調査費を320万1,000円増額しますのは、須走地区光ファイバ網未整備エリア整備事業に対する補助を実施するものであ

ります。

次に、27ページ、同じく7項4目広域行政組合管理費、説明欄(2)広域行政組合管理費を13万3,000円減額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第2号)に伴うもので、人件費補正によるものであります。

次に、31ページから32ページにかけて、3款2項1目老人福祉総務費、説明欄(3)敬老会費を237万1,000円減額しますのは、感染症の影響による敬老会の中止に伴う不用額を減額するものであります。

次に、同じく2目介護保険費、説明欄(2)介護保険特別会計繰出金を593万5,000円増額しますのは、過年度介護給付費町負担分の確定に伴う増額が主なものであります。

次に、33ページ、同じく3項2目児童手当費、説明欄(2)児童手当費を197万8,000円増額しますのは、児童手当の制度改正に対応するためのシステム改修費が主なものであります。

次に、35ページにかけて、同じく3目こども園費、説明欄(4)民間こども園施設運営費を731万6,000円増額しますのは、これまでの運営実績から見込むものであります。

次に、説明欄(5)こども園整備事業費を2億5,659万7,000円増額しますのは、すばしりこども園の園舎建設に係る経費であります。

次に、37ページ、4款1項2目予防費、説明欄(4)新型コロナウイルスワクチン接種事業費を3,058万1,000円増額しますのは、3回目の接種実施のために必要となる接種券等作成委託825万6,000円、医師等へのワクチン接種委託1,173万1,000円などが主なものであります。

次に、38ページ、同じく3目健康づくり推進費、説明欄(2)健康増進事業費を84万3,000円減額しますのは、感染症拡大防止のため中止とした健康フェスタなどに係る助成金を減額するものであります。

次に、同じく説明欄(3)生活習慣病予防費を317万7,000円増額しますのは、電話健康相談業務の入札に伴う不用額を減額する一方、健診結果の利活用に向けた情報標準化整備事業のためのシステム改修による増額が主なものであります。

次に、40ページ、同じく3項2目塵芥処理費、説明欄(3)広域行政組合塵芥処理負担金111万6,000円及び同じく3目し尿処理費、説明欄(2)広域行政組合し尿処理費負担金191万8,000円をそれぞれ増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第2号)に伴うもので、人件費補正によるものであります。

次に、42ページ、5款1項3目土地改良事業費、説明欄(2)土地改良事業総務費を300万円増額しますのは、地区要望により確認された農業用水路の漏水などの修繕を実施するものであります。

次に、同じく2項1目林業総務費、説明欄(2)林業総務費を100万円増額しますのは、ナラ枯れ対策事業補助金の申請増加に対応するため増額するものであります。

次に、43から44ページにかけて、6款1項2目企業立地推進費、説明欄(2)企業立地推

進費を3億5,688万7,000円減額しますのは、小山町地域産業立地事業費補助金の交付先が、新型コロナウイルス感染症の影響により、当初予定していた6社から3社に減少したことに伴い減額するものであります。

次に、45ページにかけまして、同じく2項1目観光費、説明欄(2)観光振興費を921万7,000円減額しますのは、感染症の影響により地域おこし協力隊の任用を取りやめた他、感染症拡大防止のため、観光イベント等を中止としたことに伴う不用額を減額するものであります。

次に、同じく説明欄(3)富士山観光事業費を498万2,000円減額しますのは、5合目インフォメーションセンター建築の延期に伴い、5合目観光案内所の解体を延期したことから、解体費358万6,000円を減額するものが主なものであります。

次に、46ページ、同じく説明欄(4)交流人口拡大事業費を300万7,000円減額しますのは、フジ-ゾンコランヒルクライムの中止により減額するものと、観光地ワーケーション受入促進事業費助成金の確定に伴い減額するものであります。

次に、48から49ページにかけまして、7款2項3目町道整備事業費、説明欄(2)町道整備事業費を6,196万円増額しますのは、駿河小山駅前活性化ビジョンに関連して整備する町道1689号線道路整備事業の用地取得を進めるための公有財産購入費及び補償費の増額が主なものであります。

次に、49から50ページにかけまして、同じく4目公共道路整備事業費、説明欄(4)道路構造物長寿命化事業費を2,870万円増額しますのは、橋梁点検調査業務において判定4となり、通行禁止措置としている橋梁2橋について、発注時期の平準化を図るため橋梁長寿命化修繕の着手を前倒しすることによるものです。

次に、同じく5目急傾斜地崩壊防止事業費、説明欄(2)急傾斜地崩壊防止事業費を1,380万円減額しますのは、急傾斜地崩壊防止事業費補助金の決定に合わせ、測量設計委託費及び工事請負費を減額するものです。

次に、51ページ、同じく4項3目公園等整備費、説明欄(2)都市公園維持管理費を384万4,000円増額しますのは、豊門会館等の一般公開に合わせ、会計年度任用職員を新たに任用する報酬及び豊門会館浄化槽改修の工事費が主なものであります。

次に、53ページ、8款1項1目常備消防費、説明欄(2)広域行政組合常備消防費負担金を183万8,000円増額しますのは、御殿場市小山町広域行政組合の補正予算(第2号)に伴うもので、人件費の決算見込みに伴う負担金であります。

次に、同じく3目消防施設費、説明欄(3)消防庁舎整備事業費を750万円増額しますのは、小山消防署の建築設計に向けた用地測量の委託費であります。

次に、54ページにかけまして、同じく4目危機管理費、説明欄(2)危機対策費を211万2,000円減額しますのは、感染症拡大防止のため防災士養成講座を中止としたことによるものであります。

次に、55ページ、9款1項2目事務局費、説明欄(2)事務局事務費を200万円減額しますのは、感染症拡大防止のため、姉妹町等富士登山交流事業を中止としたことによるものであります。

次に、56ページ、同じく2項1目学校管理費、説明欄(2)小学校管理運営費を101万3,000円減額しますのは、備品購入における不用残を減額するものが主なものであります。

次に、同じく説明欄(5)小学校施設整備費を321万7,000円増額しますのは、施設点検などにより修繕が必要となった設備の修繕料であります。

次に、57ページ、同じく2目教育振興費、説明欄(2)小学校教育振興費を150万円減額しますのは、感染症の影響により、教諭の英語学習研修を中止としたことによるものであります。

次に、同じく3項1目学校管理費、説明欄(2)中学校管理運営費を59万2,000円減額しますのは、生徒用机、椅子などの老朽化による更新に伴い、備品購入費を増額する一方、決算見込みに合わせ、借上料などを減額するものであります。

次に、58ページ、同じく2目教育振興費、説明欄(2)中学校教育振興費を55万円減額しますのは、感染症拡大防止のため、平和学習研修を中止としたことによるものであります。

次に、59ページ、同じく4項2目文化振興費、説明欄(3)文化財費を59万7,000円増額しますのは、森村橋が土木学会賞を受賞したことから、その銘板設置の工事費が主なものであります。

次に、60ページにかけまして、同じく5項1目保健体育総務費、説明欄(2)保健体育総務費を587万2,000円減額しますのは、感染症拡大防止のため、事業を中止としたことによる不用額を減額するものであります。

最後に、60ページ、12款1項1目予備費を5,299万2,000円増額しますのは、今回の補正により生じます歳入歳出の差額を調整するものであります。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

○9番(藺田豊造君) 1点だけお聞かせ願います。

48ページ、総務建設委員会で聞いてもいいんですけども、分からないことがある。7款1項3目、一番下側の説明欄、町道整備事業の6,196万円。これはどこの整備事業か。

それから財源について、その他でもって5,900万円、一般財源で296万円となっておりますが、その他は、どこから来るお金でしょうか。

それについて説明を願うのと同時に、財源についての説明がありませんけれども、歳入はどこの款を見たらいいのか。御説明願います。

以上です。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○建設課長(清水良久君) 私の方からは、町道整備事業費の内容について、お答えいたします。

この町道整備事業費6,196万円の主なものでございますけれども、町道1689号線。本年の3月の

定例会で町道認定をいただきました小山白岩線から町道1550線、健康福祉会館の前を通る町道ですけれども、そこを結ぶ道路として1689号線が認定されてございます。

それを受けまして、令和2年度の予算におきまして、繰り越したんですけれども、詳細設計を進めてまいりました。

その詳細設計がようやくまとまりましたので、今後、地権者と交渉を進めていくという計画の中で進捗を図るため、土地の鑑定評価を入れる。土地の鑑定評価と併せて、今後、10名余の関係地権者がおりますけれども、交渉を進めて取得できる用地については取得して、事業の進捗を図っていきたいと考えております。

あわせて、21節にありますけれども、補償費ということで、町道の幅に支障となることが見込まれる東電柱などの移設に関する費用を、今回計上しているという状況でございます。

主な補正の内容としては、以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 菌田議員の御質問の、5,900万円の内訳なんですが、今、手元に資料ございませんので、至急取り寄せまして、この後、答弁いたしたいと思っております。

お願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） 他に質疑はありませんか。

なければこれで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第101号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会及び文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第101号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会、文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第15 議案第102号 令和3年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第15 議案第102号 令和3年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第102号 令和3年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ320万1,000円を追加し、予算の総額を2億3,766万6,000円とするものであります。

それでは、補正予算書の6ページを御覧ください。

初めに、歳入につきまして、御説明をいたします。

4款1項1目一般会計繰入金、説明欄1、一般会計繰入金を14万3,000円減額いたしますのは、今回の補正による歳入歳出の差額を調整するものであります。

次に、6款1項1目雑入、説明欄2、全国自治協会建物災害共済保険金を334万4,000円増額いたしますのは、本年度夏以降に発生をしました、須走浄化センターにおける落雷による電気設備等の修繕工事及び浄化センターのガラス破損修繕に適用される保険金であります。

続きまして、歳出の主なものについて御説明をいたします。7ページを御覧ください。

1款1項1目下水道総務費、説明欄2、下水道施設維持管理費10節修繕料を320万1,000円増額いたしますのは、歳入でも御説明をいたしました。須走浄化センターの電気設備等の修繕工事を優先して実施する必要が生じ、予定していたマンホールポンプ等の修繕費用の予算に不足を生じるため、修繕料を増額するものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第102号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第102号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第16 議案第103号 令和3年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第16 議案第103号 令和3年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 議案第103号 令和3年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。

別冊予算書の2ページをお開きください。

今回の補正は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1,476万6,000円を追加し、予算の総額を21億702万9,000円とするものであります。

初めに、歳入から御説明します。

6ページをお開きください。

3款1項1目介護保険給付費交付金207万1,000円の増額と、4款1項1目介護給付費負担金676万円の増額は、前年度分の保険給付費の精算に伴う不足分を、社会保険診療報酬支払基金からの交付金と県からの負担金で受けるため、増額するものであります。

次に、6款1項1目介護給付費繰入金547万6,000円の増額は、前年度分の保険給付費精算に伴う、町の負担分の不足分を繰り入れるために増額するものであります。

7ページ、5目その他一般会計繰入金45万9,000円の増額は、人件費の減額に対する事務費繰入金341万7,000円の減額と、総務費の過年度の精算分387万6,000円を増額するものであります。

次に、歳出について御説明します。

8ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費の説明欄(1)職員人件費348万9,000円の減額は、職員配置による減額であります。

次に、9ページにかけて、3項2目認定調査費の10節7万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対策に係る消耗品購入費であります。

次に、4款2項1目一般介護予防事業費193万5,000円の減額は、当初委託を予定していた介護予防教室を、地域包括支援センター事業として行うことになったため減額するものであります。

次に、10ページにかけて、5款1項2目償還金、説明欄(2)22節国庫負担金返還金2,656万4,000円と、県負担金返還金126万円の増額は、いずれも前年度の負担金確定により返還するものであります。

次に、2項1目、説明欄(2)27節一般会計繰出金(給付費等)151万7,000円の増額は、前年度の精算に伴う一般会計への繰出金であります。

最後に、6款1項1目予備費を922万3,000円減額しますのは、今回の補正による歳入歳出の予算の差額を調整するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第103号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第103号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

ここで、議案第101号について、答弁保留になっておりますので、答弁を求めます。

○企画総務部長(小野一彦君) 先ほどの議案第101号において、菌田議員から御質問を受けました町道事業に対する財源5,900万円の内訳について、御説明をさせていただきます。こちらは、総合計画推進基金繰入金を充当する予定としております。

総合計画推進基金繰入金は1億2,400万円ほどの減額ということで、先ほど御説明をさせていただきましたが、その内訳としましては、本来の減額は1億8,000万円程度であります。今回、

町道1689号線の道路整備の進捗を図るために、一方では減額、一方では増額ということで、こちらから5,900万円を充当するというございました。

説明が漏れましたこと、申し訳ございませんでした。

○議長（遠藤 豪君） よろしいですか。

○9番（藺田豊造君） はい。

○議長（遠藤 豪君） それでは、次に移ります。

日程第17 議案第104号 令和3年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（遠藤 豪君） 日程第17 議案第104号 令和3年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。都市基盤部長。

○都市基盤部長（湯山博一君） 議案第104号 令和3年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）についてであります。

補正予算書の2ページを御覧ください。

今回の補正は、既定の予算総額に収益的支出を586万8,000円増額し、予算の総額を3億2,983万3,000円に、また、資本的支出を174万5,000円増額し、予算の総額を4億559万2,000円にするとともに、これに伴う議会の議決を得なければ流用することができない経費の補正を行うものであります。

それでは、次に、7ページを御覧ください。

初めに、収益的支出についてであります。

1款1項1目、備考欄16節修繕費を572万2,000円増額いたしますのは、9月下旬の定期点検で故障が確認された湯船原水源深井戸取水ポンプのモーター及び揚水機械部品の取替え修繕を実施するものであります。

次に、4目業務費を14万6,000円増額いたしますのは、人事異動等による手当などの職員人件費の変動によるものであります。

次に、資本的支出について御説明をいたします。

7ページの下段を御覧ください。

1款1項2目配水施設費を合計174万5,000円増額いたしますのは、収益的支出でも説明いたしましたが、人事異動等による給料、手当などの職員人件費の変動によるものであります。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第104号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総

務建設委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第104号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第18 議案第105号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定について

○議長(遠藤 豪君) 日程第18 議案第105号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長(渡邊啓貢君) 議案第105号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定についてであります。

議案書は25ページとなります。

本案は、小山町健康福祉会館につきまして、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を指定管理者の候補者であります静岡ビル保善株式会社とすることについて、議会の議決を求めるものであります。

小山町健康福祉会館の指定管理につきましては、令和4年3月31日をもって現行の指定管理期間が満了となりますが、引き続き当該施設の管理運営をより効率的、効果的に行うため、民間の能力を活用して、利用者へのサービス向上、経費の縮減を図ることを目的に指定管理をするものであります。

提案の指定管理につきましては、令和3年10月29日に開催されました小山町公の施設指定管理者選定委員会で、指定管理者の候補者として選定されたものであります。

選定に当たりましては、静岡ビル保善株式会社から提出されました申請書に基づき、施設の管理及び自主事業等に係る事業計画並びに収支予算について、施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成するために、地域の活力と能力を活用し、地域振興につながる内容になっているかを中心に、書面審査及びヒアリングを実施いたしました。

この結果、これまでの小山町健康福祉会館の利用者の増加を図ってきた実績、町民の健康増進などの自主事業の成果など、施設の適正管理及び地域振興の拡大に十分期待できるものとして、静岡ビル保善株式会社を指定管理者の候補者として選定したものであります。

指定管理者の業務は、小山町健康福祉会館の施設の運営に関する業務、施設設備の維持管理及び修繕に関する業務、自主事業開催に関する業務等であります。

また、指定管理期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませ

んか。

○9番(菌田豊造君) 2点ばかりお聞きいたします。

1点は、小山町のプレゼンの点数についてであります。

それから2点目ですけども、前に議会で申し入れたんですけども、町のシルバー人材センターから、それらの従業員に使ってくださいというようなお話がありましたけれども、現在どのようにされているのか、その2点についてお伺いします。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○住民福祉部長(渡邊啓貢君) 菌田議員の質問にお答えします。

選定委員会の中での点数としましては、150点満点で122.1点が平均ということになっております。

また、シルバー人材センターの職員につきましては、現在も雇用しております。

以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 他に質疑はありませんか。よろしいですか。

なければこれで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第105号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第105号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の文教厚生委員会に付託することに決定しました。

日程第19 議案第106号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定について

○議長(遠藤 豪君) 日程第19 議案第106号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定についてを議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長。

○企画総務部長(小野一彦君) 議案第106号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定についてであります。

議案書は26ページとなります。

本案は、小山フィルムファクトリーにつきまして、地方自治法第244条の2第6項及び小山町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第6条第1項の規定により、当該施設の指定管理者を、特定非営利活動法人小山町フィルムコミッションとすることに関し、議会の議決をお願いするものであります。

提案の指定管理者となる団体につきましては、令和3年10月29日に開催されました小山町公の施設の指定管理者選定委員会で、指定管理者の候補者として選定されたものであります。

選定に当たり、同団体から提出されました指定管理者指定申請書に基づき、施設の管理及び施

設の運営に係る事業計画並びに収支予算について、小山フィルムファクトリーの設置目的であります「映像制作及び起業支援の場を提供し地域活性化を図ること」を効率的、効果的に達成できる内容であるか、小山町におけるフィルムコミッション事業を積極的にコーディネートできる内容であるかなどを中心に、書面審査及びヒアリングを実施しました。

この結果、効率的な運営による経費縮減はもとより、平成29年から本年までにおいても、この施設を有効に活用しロケ支援を行い、施設の内容、利用客の動向を熟知していて、地域住民とも密接な連携が十分に期待できるため、特定非営利活動法人小山町フィルムコミッションを指定管理者として選定し、決定したものであります。

指定管理者の業務は、施設の運営及び利用に関する業務、利用料の徴収に関する業務、施設の維持管理に関する業務などであります。

指定管理期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までとなります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第106号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、議案第106号は、会議規則第39条第1項の規定により、所管の総務建設委員会に付託することに決定しました。

日程第20

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の報告について

○議長（遠藤 豪君） 日程第20 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の報告についてを議題とします。

それでは、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会委員長から報告を求めます。「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会委員長、佐藤省三君。

○4番（佐藤省三君） ただいまより、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会の審議と、その結果について御報告申し上げます。

平成30年2月、小山町が東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技ロードの開催会場に決まり、町では専任の局を設置して体制を整え、この歴史的な大会に臨みました。議会としても、町の魅力を国内外に発信する絶好の機会であり、今後の町の発展に大きく寄与する大会であることから、当特別委員会を設置して協力及び提言をしまりました。

しかし、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は、新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年3月、史上初めてとなる大会延期が決定されました。これにより様々な課題も生じ、開催を危ぶむ声もありましたが、大会組織委員会をはじめ関係機関が連携して、十分な感染症対策の下、安全安心な大会を開催すべく準備を進めていましたので、令和3年の開催に向けて、議会としても小山町の歴史に残る大会となるよう協力してまいりました。

自転車競技ロードは公道を使用するため、大規模な交通規制による住民生活や企業活動への影響が心配されていました。そのことに関して、町では、住民や企業の負担を極力軽減する調整を大会組織委員会と行った上で、住民説明会、企業説明会を繰り返し開催し理解を深めてまいりました。

町民の皆様には、準備段階から大会開催を実感してもらうようボランティア活動への参加を促し、花の植栽作業、道路清掃作業、オリンピック聖火リレー沿道整理などに取り組んでいただき、更には機運醸成のために開催された様々なイベントには多くの方々が参加し、町民の意識も開催への期待感が高まりました。

その結果、大会期間中には、900人余りの方がコースサポーターとして活動され、大会運営を支え成功に導きましたし、棚頭のマリーゴールドは選手をはじめ、多くの方々に楽しんでいただきました。

町内が鮮やかな都市装飾により彩られる中で大会は開催されましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として行われた会場観戦者数の制限や、沿道観戦自粛などで町内に多くの来訪者をお迎えできなかったことは誠に残念に思われます。

しかし、会場や運営に工夫を凝らして開催されたコミュニティライブサイトは盛況で、自転車競技ロードへの理解を深める場となり、テレビ映像を通じて世界に発信された小山町は、多くの人の記憶に残ったことと思います。

多くのトップアスリートが町内を駆け巡った光景は、まさに町が公募で選定したキャッチフレーズの「いつもの道が世界が変わる」を実感いたしました。

今後は、この経験を町の財産として継承していくことが強く求められます。町では、記念誌、記録映像、記念のモニュメント設置などを年度内に計画していますが、開催会場となった町として、オリンピック・パラリンピックのレガシーをどのような形で継承していくのが課題となります。

小山町議会といたしましても、レガシーについて、ハード、ソフトの両面から検討を行い、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技ロードが開催された町として、スポーツ文化を継承していく施策の実現を期待して、最終報告といたします。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 委員長の報告は終了しました。これから、委員長の報告に対し質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は委員長報告のとおり、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会を終了することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、委員長報告のとおり、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」調査対策特別委員会は、これをもって終了することと決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月2日木曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後0時09分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	遠	藤	豪
署	名	議	員	高	畑	博
署	名	議	員	渡	辺	悦
						郎

令和3年第8回小山町議会12月定例会会議録

令和3年12月2日（第2日）

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 2番 室伏 辰彦君 3番 小林千江子君
4番 佐藤 省三君 5番 岩田 治和君
6番 池谷 弘君 7番 高畑 博行君
8番 渡辺 悦郎君 9番 藪田 豊造君
10番 米山 千晴君 11番 池谷 洋子君
12番 鈴木 豊君 13番 遠藤 豪君

欠席議員 1番 室伏 勉君

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	渡邊 啓貢君	経済産業部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	オリンピック・パラリンピック継承	池谷 精市君
教育次長	長田 忠典君	企画政策課長	勝又 徳之君
総務課長	池田 馨君	農 林 課 長	前田 修君
こども育成課長	大庭 和広君	生涯学習課長	平野 正紀君
総務課課長補佐	渡邊 徹君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	7番 高畑 博行君	8番 渡辺 悦郎君	

散 会 午後1時46分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

12番 鈴木 豊君

1. 足柄ふれあい公園の管理体制について
2. 若者議会の開催について

7番 高畑博行君

1. 「放課後学習室」に税金を投入することの是非は
2. 本町のジェンダーギャップ解消の取り組みは

9番 藺田豊造君

1. 町長の政治姿勢について

6番 池谷 弘君

1. 小山町農業者への農業推進のための経済的支援について
2. 東富士演習場に関する要望事項への早期対応について

5番 岩田治和君

1. 郷土を知る教育の現状について

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。室伏 勉君は本日の会議を欠席する旨、届けが提出されておりますので、御報告します。

また、新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内ではマスクを着用することといたします。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で、一問一答方式の場合は、最初から議員側の壇で質問を行います。

当局側の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は登壇にて答弁し、一問一答方式の場合は、大項目の最初の答弁は登壇にて答弁し、次の質問からは自席にて答弁を行うこととしております。再質問については、全て自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。通告順に順次発言を許します。

最初に、12番 鈴木 豊君。

○12番（鈴木 豊君） おはようございます。まず、今回通告しました2件のうちの1件目の質問に入ります。

1件目は、足柄ふれあい公園の管理体制についてであります。

足柄ふれあい公園は、パークゴルフ場、ふれあい農園、バーベキュー場や芝広場、ビオトープなどがあり、老若男女の憩いの場として、交流人口の拡大を求めて平成22年に開園されたところ です。芝生を走り回る子どもや、キャッチボールをする親子などの集える場ともなっています。蛍を飛ばそうとビオトープなども造られ、そこでは逆さ富士も鑑賞されていましたが、水遊び場としてもなっていました。

昨年までは、有限会社足柄合同サービスが管理委託を受け、公園の整備や草刈り、芝刈り、パークゴルフ場の管理など、一生懸命にされておりました。

それが、今年4月より町は委託先が変更になり、ある企業に委託しておりますが、地元の方々から私どもに苦情があり、私どもも見ましたが、ふれあい公園の境のフェンスの草刈り、草取りなどもしていないし、また、ボランティアの人達が植えた花の境の草取りもしていない状況でした。また、パークゴルフ場の防球ネットも破損したままやビオトープへの水の配水もなく、雑草

が茂っている状況など、管理が非常にずさんであります。また、現在は点灯していますが、あずまや前の照明灯は半年以上もつかない状態でありました。

皆さんに喜ばれるふれあい公園にしては、管理が十分とは言えません。長泉町や清水町や御殿場市の公園などの整備は、すばらしく、環境も良いです。

私は、疑問に思っているのは、町が委託している業者がどこまでの管理体制でやっているのかであります。

そこで、町の管理体制について質問いたします。

まず、1点目ですが、直営である管理体制について、現在のままで行っていくのか。また、今後どのような方向性の管理体制をしていく考えなのか、町の考えを伺います。

2点目としまして、現在、町が管理委託している業者との契約内容はどのようになっているのか、お伺いします。

3点目としまして、ふれあい農園の利用者が少なくなっていると聞いていて、貸付料が年間1万2,000円と高いと思われませんが、利用率を上げるには貸付料を下げるなどの考えはないのか、お伺いします。

4点目として、現在、管理がずさんな面が見られるが、今後、足柄ふれあい公園の整備と管理体制をどのように考えていくのか、お伺いします。

それでは、続きまして、2件目の質問に入ります。

若者議会の開催についてであります。

私が若者議会の開催について質問しますのは、最近の選挙においても若年層の投票率が低くなっている現状でもありますし、若者が小山町のまちづくりについて少しでも参加できる仕組みが欲しいと思ったからであります。若者が、若者の考えで町をもっとよくしたく、政策を提案、提言、立案し、実際に実行に移していくなどの行動ができるような場を目指したいと思います。

町も高校生議会を開催していますが、全体の在住、在勤、在学している若者の若者議会も開催することが、まちづくりの一役にもなるのではと考えます。

私もいろいろ若者議会について調査したところ、最近、開催している市町村が増えている調査結果が出ております。例えば、愛知県の新城市は、平成27年から条例まで制定し、開催されています。組織がしっかりし、仕組みも全体として確固たるもので、若者議会で立案した政策を市長に提言し、答申した事業は、市で検討され、事業予算案として市議会に上程されているようです。年齢については、16歳から29歳くらいでありました。

私は、若者議会の開催については、いろんな方法がありますので、若者の政治参加を促す意味からでも、開催についての考えを伺いたいと思います。

1点目としまして、町長は若者議会そのものの開催についてどのような考えを持っているのか、お伺いします。

2点目としまして、若者議会、こども議会など、全国市町村では34.2%開催しているようです。

が、町としてほかの市町村を見てどのような判断をお持ちなのか、お伺いしたいと思います。

以上2点、2件の質問をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員にお答えをさせていただきます。

初めに、若者議会の開催についてであります。

御質問の1点目の若者議会そのものの開催への考え方と、2点目の全国の他市町村が開催する若者議会やこども議会についてどのように判断するかでございますが、両方の質問につきまして、関連いたしますので、一括でお答えをさせていただきます。

議員御承知のとおり、本町では、平成24年に町制施行100周年の事業として、町内全ての小学校から推薦していただいた6年生11人を議員として、小山町こども議会を開催いたしました。

そして、平成28年からは、高校生の若い感性から沸き上がる様々な提言を実際の町政に活かすとともに、高校生に町政に興味を持ってもらうこと、小山町への愛着を深めてもらうことを目的としまして、県立小山高校と共同で高校生議会を実施しております。このような取組を県内で毎年継続している自治体は少なく、近隣では富士宮市のみであることから、本町の取組は先進的なものであると考えております。

また、本年10月に、本町と小山高校との間で、活力ある地域社会の発展と魅力向上及び将来を担う人材育成に寄与することを目的とした包括連携協定を締結したことから、本町におきましては、若者議会という方法ではなく、高校生議会をより一層充実させる方策を、議員紹介の新城市など、他の自治体の事例を参考に検討してまいります。

さらに、本年度施行いたしました遠距離通学定期券購入費助成金交付要綱に、交付の条件として定めましたアンケート調査など、様々な手法を活用し、若者の意見を施策に反映できる方策も研究してまいります。

その他の御質問につきましては、経済産業部長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 私からは、足柄ふれあい公園の管理体制について答弁させていただきます。

本年4月より、公園施設の維持管理は、町内公営施設での管理実績を持ち、かつ公共公園等の管理実績のある企業との間で管理委託契約を締結しております。今年度からの新たな契約に際し、受託者への指示が行き届かなかったことが原因で苦言をいただいたものと認識しております。御指摘以降、受託者に業務の改善を求めまして、現在は公園内の管理は適切に実施されております。今後も受託者との連携の下、適切な維持管理を継続してまいります。

なお、あずまや前の照明灯につきましては、故障に伴い、当初の水銀灯からLED灯への器具の更新のため時間を要しましたこと、また、ビオトープへの配水ができないのは、供給源となります用水路の工事に伴うものであり、令和4年3月まで通水はできないこととなります。

次に、町と受託者との契約内容についてでございます。

足柄ふれあい公園及び足柄ふれあい農園の維持管理といたしまして、園内の芝刈り、草刈り、パークゴルフ場並びにバーベキューガーデン使用時の管理、施設の清掃等を行うこととなっております。

次に、足柄ふれあい農園の利用者数を増やすための考えについてでございます。

令和3年11月1日現在、農園全体で55区画のうち32区画を貸出し中でございます。利用率は6割でございます。令和2年度と比較いたしますと、約2割ほど減少しております。

農園使用料につきましては、道具や給排水施設の整備状況等に差はあるものの、近隣市町の貸出しの農園と比較いたしましても同程度であり、金額的には適正と考えております。

また、一昨年に好評でありました初心者に向けました営農指導につきましては、昨年度から現在の間、新型コロナウイルスの影響により実施できておりませんでした。現在の状況では改善しつつある方向と考えますので、今年度は実施するよう進めてまいります。引き続き、利用者の立場に立った対応を行うことで、利用率の向上を図ってまいります。

次に、今後の足柄ふれあい公園の整備と管理体制についてでございます。

公園は、広大な敷地に芝生広場、パークゴルフ場、バーベキュー場や市民農園などを備え、景観も良好であることから、地元足柄地区以外の来場者の来園も多くなってまいりました。今後、施設の円滑な維持管理を行うに当たり、指定管理者制度の活用についても視野に入れ検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○12番（鈴木 豊君） それでは、再質問させていただきます。

1点目の足柄ふれあい公園の管理体制についてですが、4点ほど再質問させていただきます。

1点目は、全体的な管理体制は、もっと町が入って監視すべきであり、人数が不足であれば増員するなりし、きちっと整備すべきであるので、再度考え方をお伺いしたいと思います。

2点目は、ある企業との契約内容についてですが、当然やるべき契約の回答でありまして、私が聞きたいのは、もっと業者に対しての詳しい指示事項はなかったのかであります。でなければ、フェンスに絡まった草刈り、草取りなどはやっているはずでありますので、その点、再度お伺いしたいと思います。

それと、3点目ですけど、ビオトープについて、令和4年3月に水路の工事が終了ということですが、今後の整備をどのようにしていくのか。以前のようになるのか、お伺いしたいと思います。

4点目は、ふれあい農園の使用料ですが、先ほどの回答では金額的に適正と申しましたが、私も会派の研修で松阪市の笑びすや農園に視察に行ってきましたが、そこでは1区画4メートル掛ける7メートルで年間3,500円であり、32区画で行っていました。もう少し安くしてほしいと思

いますが、再度お伺いしたいと思います。

また、ふれあい農園の使用率が6割と申しましたが、町はそれで満足しているのですか。全て貸出ししか利用する方策を考えるべきと思いますが、考えをお伺いしたいと思います。

次に、2件目の若者議会の開催についての再質問ですが、1点ほどお伺いしたいと思います。

町長は、若者議会という方法でなく、高校生議会をより一層充実させる方策をと申ししておりますが、私が言いたいのは、アンケート調査もよいですが、高校生議会だけでなく、町内在住や在勤・在学している20歳代、30歳代など、まちづくりのため、若者の政策提案など期待できる場の若者議会の開催を望んでいますので、その点の考えをもう一度お伺いしたいと思います。

以上、再質問よろしく申し上げます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 鈴木議員の再質問にお答えいたします。

初めに、公園の全体的な管理体制についてであります。町としましても、現場にて的確に指示を出すなど、きちっとした管理ができるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、現場での詳しい作業指示についてであります。地元からクレームを受けまして、現場確認した箇所について細かな改善指示を出しております。対応後の状況につきましても、現地で確認いたしました。草刈り等につきましても、今後状況がひどくなってからの後対応ではなく、適切に維持管理ができるよう体制を整えてまいります。

次に、ビオトープの整備についてであります。現在、ビオトープへの通水がされていない状況であり、水路には雑草が生えております。日頃から水路内の草を除去するなど適切に管理し、利用者に不快な思いをさせないよう心がけます。なお、4月以降は従来どおり通水をする予定でございますことを付け加えさせていただきます。

次に、農園の使用料と使用率の向上についてであります。ふれあい農園は1区画5メートル掛ける6メートルの30平方メートルで、年間の使用料は1万2,000円であります。ただし、小型トラクターや道具が備えられており、いつでも使えること、また、場内には水道栓が備えられており、畑にて容易に給水ができるなど装備面では他地区より充実していることから、料金的には妥当と考えております。また、使用率は現況の6割で満足しているわけではございません。農園の全てを借りていただけることを想定し、今後広く情報を収集し方策を研究してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 鈴木議員の再質問、若者議会の開催についてお答えをいたします。

議員御指摘のとおり、一般的に高齢者と比較し、若者は政治への興味が薄いせいも、投票率が低いという現実がございます。小山町におきましては、それらを解消することも含めまして、高校生議会等を開催しております。

先ほどの町長からの答弁と繰り返しにもなりますが、出前講座や、それからSNSを活用した

アンケート、こういった様々な方法を活用し、若者の意見等を酌み取っていききたい。そうすることにより、若者が町政に対し興味を持っていただくといったことを図っていききたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○12番（鈴木 豊君） 再々質問ですが、2点ほど再々質問させていただきます。

まず、足柄ふれあい公園について、ただ私が言いたいのは、公園というものの価値観を行政と管理する人達がもっと持っていただいて、すばらしい公園にと願うものであります。最初見たときは本当にがっかりしました。町も指定管理者も視野に検討していくことですので、今後の管理体制を見守りたいと思いますので、また一言あればお願いしたいと思います。

それから、2番目で、若者議会の開催について、先日まちづくりワークショップに参加させていただきましたが、ファシリテーション形式で行っていましたが、若い人達、男女を含めて町に対する提案なども多数しておりました。このようなことを見ると、若者議会をしてほしいと思います。町長も若者議会という新しいことにもチャレンジしてほしいと思いますので、もう一度町長のお考えをお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 鈴木議員の再々質問につきまして、お答えをさせていただきます。

若者議会の関係でございますけれども、若い人達に、高校生も含めまして政治に関心を持っていただくということは大変重要なことだというふうに思っております。そして、ただいま、ワークショップの中で若者の御意見が多くあったという話を聞かせていただきました。

これから、若者議会ということも含めまして、若者が政治へ関心を高めるということについて研究してまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 鈴木議員のふれあい公園の再々質問についてお答えいたします。

議員は足柄で地元でございますので、もともとふれあい公園のその前、荒廃地でありました農地がああいう形に整ったというところで、深い思い出のある御発言だと考えております。

私どもも、あの状態から今の公園整備、県の事業ではございましたけれども、公園整備に整いまして、できたから終わりということではなくて、思いは同じでございます。ちゃんと公園管理をして、使い勝手のいい公園、それから、地元には良好な景観をもたらすというようなところも含めて管理をしていきたいというふうに考えております。

ですので、先ほども御答弁したとおり、指定管理制度も視野に入れて、今後よりよい管理を目指してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○12番（鈴木 豊君） 以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、7番 高畑博行君。

○7番（高畑博行君） 私は、通告に従い、2件の質問を一問一答方式でさせていただきます。

まず、放課後学習室に税金を投入することの是非はの質問です。

さきに行われた9月決算議会で明らかになったわけですが、町は、昨年度、放課後学習室に2,150万円を投入し実施したことが分かりました。

この放課後学習室は、町内の中学3年生を対象にした補習授業であり、生徒の基礎学力向上と学習内容補完の場と機会を提供することで、小山町の子育て環境・学習環境を充実させるとともに、保護者の負担を軽減し、将来の小山町を担う人材の育成を目的とすると、放課後学習室実施要綱の第1条「目的」に明記されています。

しかし、この放課後学習室は、学習塾とはいうものの、明らかにその延長上に中3の生徒の進路対策を意識した塾であり、中3全生徒対象ではなく一部の希望した生徒に限ったものです。

幾ら公教育の教育課程外の取組とはいえ、本来あるべき小中学生の学習活動の公平性・平等性、機会均等等の観点から考えて、一部の生徒しか恩恵を受けない放課後学習室に2,000万を超える税金を投入することの是非は問われてしかるべきです。

そこで、放課後学習室については、9月の決算議会・文教厚生委員会でも私はお聞きしましたが、改めて一般質問で取り上げ質問いたします。

まず、1点目ですが、この放課後学習室の指導を業務委託している会社は、東京に本社がある株式会社B i r t h 47という資本金4,700万円の会社です。この会社は北海道などで公営塾の先行経験がありますが、本町がこの会社に業務委託した経緯と理由の説明を願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 高畑議員にお答えいたします。

令和元年度、令和元年12月に公募型企画提案（プロポーザル）方式による業者選定を実施いたしました。当該業者1者から応募がありまして、本事業を実施するにふさわしいかどうか審査を経た結果、契約予定者として選定し、その後契約を締結し事業実施に至っております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対して、2点お聞きします。

1点目は、プロポーザル方式の業者選定の応募で、株式会社B i r t h 47、1者しかなかったようですが、審査結果の詳細を教えてください。

2点目は、小山町はこのところプロポーザル方式の業者選定が目立ちます。提案型であることから民間のアイデアを取り入れやすい長所がある反面、心配される点も指摘されています。一般的には、今後ますます一般競争入札が減っていくことが懸念される中、この放課後学習室でプロポーザル方式を採用した理由はなぜか。

以上、2点お聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 再質問にお答えいたします。

初めに、審査結果の詳細についてであります。審査要領に基づきまして、応募者の適格性、専門性、事業の理解度、実現可能性など八つの評価項目に、それぞれ5点の配点により、審査委員1人当たり最大40点により審査を行いました。審査委員9人の合計得点が60%を超えている場合に契約予定者の資格を得ることとし、審査結果の点数は261点、割合でいいますと72.5%を獲得して契約予定者として選定をいたしたところです。

二つ目のプロポーザル方式を選んだ理由でありますけれども、本事業の実施に当たりまして、金額だけで受託者を決定する一般競争入札ではなく、予算の範囲となる委託契約の限度額を設定した中で、やはり本事業について民間事業者の持つ専門的知識や企画力等を総合的に評価できる公募型プロポーザル方式がふさわしいというふうに判断いたしまして、そちらを採用したところでもあります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

9月議会の文教厚生委員会でもお聞きしましたが、改めてお聞きします。

昨年度の放課後学習室の中学校別の利用者数と実施した場所、週何回で何時間指導したのかをお聞きします。また、講師やアシスタントは何名で指導しているのでしょうか、併せてお聞きいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 昨年度末の利用者数であります。小山中学校が20人、北郷中学校が9人、須走中学校が11人、合計40人です。

実施場所は、小山中学校は役場別棟会議室を、北郷中学校は北郷地区コミュニティセンターの会議室を、須走中学校は須走災害対策センターの会議室を利用しております。

指導につきましては、週1回、午後4時半から午後9時半までの5時間の中で、生徒は都合のいい2時間程度個人での学習を行い、講師が1人、人数が多いときはアシスタント1人を加え、個人の学習の科目や進捗状況に応じた指導をしております。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対して2点お聞きします。

全体指導ではなく、あくまで個人学習の支援の学習形態のようですが、生徒がテキストに沿った学習を進めていく中で、生徒の質問に答えたり助言する形式を取っているのか伺います。

2点目は、講師やアシスタントは、学習室開設の月・火・水は毎回東京から来ているのか、小山もしくは御殿場に宿泊して対応しているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 初めに、テキストに沿った形の学習をしているかについてでありますけれども、議員のおっしゃるとおりで、テキストに沿った形で個人ごとに学習を進めております。

二つ目の、講師の月曜日から水曜日までについては、近隣のアパートに宿泊をして勤めておるような状況でございます。

以上です。

○7番（高畑博行君） 再々質問します。

次の質問とも関連してきますが、講師やアシスタントの移動費（交通費）や宿泊費なども税金から支出しているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） こちらの経費につきましては、先ほどから申し上げております委託費の2,150万円の中に含まれております。

以上です。

○7番（高畑博行君） この放課後学習室には、昨年度の歳出で総額2,150万円の大金が使われているわけですが、何に幾ら使われたのか、項目別に詳細に教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 主な内訳を御説明いたします。

株式会社Birth47からの内訳書によりますと、家庭等でインターネットを利用して学習できる映像教材の利用料が630万円、生徒のテキスト代等が140万円、講師の人件費等が790万円、その他、保険代や通信料、管理費等が590万円であります。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対して2点お聞きします。

1点目は、映像教材費が630万円と高額なわけですが、これは自宅でも学習できるものと見積書を見せていただいたときに伺いました。ただいまインターネットでというふうなお答えで、私が認識していたのとちょっと違うものですから。私は、この映像教材というのはタブレットを使ってやるものかなという認識があったわけです。その前提で考えますと、この映像教材は生徒個人個人がもらえるものなのかどうなのか、そういう疑問があったわけです。もしそうだとすれば、指導者側に最終的に返すものなのかといった疑問があるわけで、税金で購入しているものなら、最終的に個人所有となつたらまずいのではないかと、そういうふう考えたわけです。ただ、インターネットを利用してというお話でしたので、そこら辺をもうちょっと詳しくお答えいただけたらありがたいなと思います。

2点目は、広告宣伝費なども支払っているはずですが、きっと生徒募集に関しての経費だろうと思います。この放課後学習室の生徒募集の方法についてお聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） まず、1点目の映像教材についてでありますけれども、議員おっしゃ

るとおりでありまして、インターネットを利用して、各自、各家庭でそれぞれのタブレットやパソコン、スマートフォンでも見れるということで、それを使って、テキストに沿って自宅等で自分で学べる教材を利用する使用料ということで考えていただければと思います。

次に、募集方法についてでありますけれども、対象となる中学生、今年度については、2年生も含めてですけれども、全員に学校を通じて募集のチラシを配付させていただいております。ただし、申込みにつきましては、学校を介さずに直接業者の方に電話連絡をして申込みをするような形を取っております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

この放課後学習室が保護者から徴収する教材費は、申込み時に1教科当たり2,000円、5教科全て申し込めば1万円になるわけですが、受講料は月当たり2,000円です。この受講料は教科ごとの受講料なのか、受講教科数に関係なく2,000円なのか、また、月謝として徴収なのか一括徴収なのか伺います。

また、月2,000円の受講料だと、講師やアシスタントの人件費の4分の1程度にしかありません。不足分は全て町が税金の中から補填しているのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 一つ目のことにつきましてはですけれども、放課後学習室は、科目ごとに授業形式で教えるのではなくて、希望者の希望・選択した科目の個人ごとの進捗状況に応じた個別指導をしております。受講料は、受講の科目数に関係なく1か月2,000円で、月ごとに徴収しております。

2点目に絡む話ですが、昨年度に納めていただいた受講料は73万1,000円でありまして、歳出2,150万円との差引き分につきましては、町が負担をしているところであります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対して2点お聞きします。

1点目は、なぜ受講料を月2,000円という安い値段にしたのでしょうか。僅か2,000円では、到底学習室の運営はできないことは初めから分かっていたはずですが。一般の学習塾・進学塾では、桁が1桁違います。実際、納めてもらった受講料は総額73万1,000円ですから、歳出総額2,150万円の僅か3.4%にすぎません。ほとんどが税金頼みの運営です。なぜそのような安い受講料に設定したのか伺います。

2点目は、なぜ講師やアシスタントの人件費、職員派遣費まで税金で賄うのでしょうか。税金からではなく、受講当事者の保護者が全額支払うべきではないのでしょうか。一般の進学塾では当たり前のことです。受益者負担の原則から考えて当然のことだと私は考えますが、いかがでしょうか。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 高畑議員の1点目と2点目を併せてお答えさせていただきたいと思
います。

高畑議員のおっしゃる受益者が負担することは原則かもしれませんが、本事業の目的の一つ
でもあります、保護者の負担を軽減して実施していくという方針から、また、できるだけ多く広く
受講していただきたいという願いから、受講料を2,000円としたところでございます。

以上であります。

○7番（高畑博行君） この放課後学習室では、授業のほかに生徒や保護者に対する三者面談や進
路等に関する各種相談なども行われているようですが、この春の進路結果から放課後学習室開設
の成果があったのかどうか。町は当然分析済みだと思うので、お聞かせ願いたいと思いま
す。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 年度の中間と期末の2回、利用している生徒及び保護者のアンケート
を行っております。このアンケート結果によりますと、両者とも利用に対する満足度は非常に高
い結果となっております。放課後学習室自体は受験対策を目的にしているわけではありませ
んが、結果的に受講した生徒は全員希望の高校へ進学しております。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

幾度となく受験目的ではないと言っていますが、それならなぜ中学1年生から募集しないので
しょうか。基礎学力の向上と学習内容補完の目的とはいうものの、実際は受験対策に通ずる学習
に主眼が置かれていたのではないのでしょうか、お聞きしたいと思いま
す。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 先ほど説明したとおりでありますけれども、年間を通しての実施は昨
年度からでありまして、どのくらいの利用希望者が出てくるのか、正直なかなか予想がつかめ
ないということもあり、まずは中学3年生から対象として始めたところであります。

今年度におきましては、3年生だけではなく対象を広げ、2年生にも募集の呼びかけをして、
広く呼びかけたところであります。

以上です。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

この放課後学習室を始めるきっかけは、地域や保護者の要望によるものだったのか、いつ始め
ることを決定したのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） お答えいたします。

令和元年度議会9月定例会の渡辺議員の一般質問の中で答弁しておりますが、令和元年度当初に
須走地区に公営の塾を設ける計画から、令和元年8月に本町の子ども達の学力の向上のために町
内の全中学校を対象に実施する方向へ方針転換を行いました。以降、令和元年11月末までに、平

成30年度に実施した町内の全部の小中学校の保護者アンケートの結果などから、中学校に近く、保護者の負担を軽減した本事業を企画したところであります。

その後、最初に申し上げたとおり、公募型企画提案（プロポーザル）方式によりまして業者選定を実施し、令和2年の2月から本事業を開始いたしました。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

運営主体が教育委員会である以上、放課後学習室開設に当たって、教育委員会内部でも議論がなされたことと思います。県内では川根本町にB i r t h 47が行う公設の塾がありますが、県内のほかの自治体では聞いたことがありません。この取組に対して、教育委員会内部でも様々な意見が出たことと思います。どのような意見が出たのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 教育委員会といたしましては、令和元年12月の定例教育委員会におきまして、教育委員の皆様にも、須走地区の公営塾から学習の補充として始めることへの方針転換、それから目的について詳しく説明をいたしたところです。その中で、その事業についての質問はありましたが、特に御意見についてはいただいておらない状況でございます。

以上です。

○7番（高畑博行君） 以上の質疑答弁を基に、教育長に伺います。

私が一番問題にしたいのが、この事業が町内中学3年生全員を対象にしたものではないという点です。一部の生徒に限った塾に2,000万を超える税金を投入しているわけです。本来あるべき税金の使われ方から考えれば、町内中学3年生全生徒に広く平等であるべきだと考えます。町内の児童生徒全員にタブレットを持たせる取組などとは根本的に異なるわけです。私はこういうやり方での塾への支援は適当ではないと考えるわけですが、教育長のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 高畑議員の御質問にお答えします。

まず、町内の中学生全員に平等であるべきという指摘についてであります。

町内の対象学年のどの子にも、この放課後学習室への参加の機会が均等に平等にあると考えています。町内の対象学年の中学生全員に放課後学習室の募集のチラシを配り、また無料体験も行っています。参加しようという希望があれば、どの子も受け入れています。その意味で機会の平等性は担保されていると考えます。また、現在、教育格差が大きな教育の問題となっています。子ども達本人の希望、意欲、能力ではなく、家庭における環境の差によって、その希望が果たせなかったり、十分な力が発揮できなかったりするという問題です。

今回のことでは、町内に学習塾が少なく、また、生徒が気軽に利用できる公共交通機関も十分ではありません。生徒が学習塾に行こうとしても、財政的な問題とともに、家族の送迎がないと通うのが難しいということになります。学校の近くにこの放課後学習室があることは、このよう

な格差を是正する手だての一つになります。

以上のようなことを踏まえ、施行の1年、教育委員会の管轄になってからの2年の計3年間この事業を実施してまいりました。

本年度、この2年数か月の成果と課題を検証いたしました。

この放課後学習室の主たる目的である日々の学習の補充という点から見ると、生徒一人一人の学習状況に応じた丁寧な指導が行われているのが分かりました。また、実際参加した生徒の満足度は高く、参加者にとっては価値のある取組であったと言えます。

一方、参加者は少数にとどまっており、中学校3年生を対象にした範囲を2年生に広げたり、無料体験の機会を増やしたりもしてきました。それでもなかなか受講者数が増えない状況であります。

中長期的に見た場合、町内の中学生全体の生徒数の減少も予想されています。今後、大幅な参加の増加が見込めない予想も明らかになっています。現在の放課後学習室の学習の質を維持しながら、予算規模を減らしていくことも難しい状況にあります。また、生徒数を増やすために、学習室の指導内容を補充学習ではなく、進学を前提にした受験指導を中心にすることは、主目的が学習の補充であるという放課後学習室の設立理念に相入れません。そのような方針での指導は、民間の学習塾との競合も考えられます。

以上のような検証の結果、教育委員会としましては、この事業を来年度継続することなく、別の形での学習補充の方法を検討していくこととしました。現在在籍しています生徒及び保護者には説明会を開き御理解をいただくとともに、この事業を実施していました事業者との調整を進めていく予定であります。

学力の向上は、学校教育の使命であります。生徒が学ぶことの喜びを味わうことは、現在の学校での生活を充実させるとともに、生徒の将来の選択の幅を広げていくこととなります。学校教育のさらなる質の向上を図るとともに、生徒が様々な形での学びができるよう考えてまいりたいと思います。

以上であります。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

募集の案内チラシを対象中学生全員に配り、希望があればどの子も受け入れているから機会の平等性は担保されているというのは、ちょっと違うと思います。私が言う公平性・平等性とは、一部の生徒しか恩恵を受けない点で平等性がないと言っているわけです。その点を最初に申し述べておきます。

さて、教育長の答弁で、来年度はこの事業はやらない、別の形での学習補充の方法を考えるとということですので、私が次に予定していた、本来的には保護者が全額負担すべきということに関する質問と、民間の進学塾の民業圧迫になるのではないかという質問は取りやめます。

ただ、別の形での学習補充の方法を検討すると答弁されましたが、内容が不明確です。どうい

う形で行うのか、一歩踏み込んだ詳細な考えを教えてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 現在検討している最中であり、構想レベルであることを前提にお答えさせていただきます。

1人1台配備しておりますタブレットを使い、学習支援ソフトなどを活用して、誰でも自宅等で学習できる環境を整えてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番（高畑博行君） 将来ある児童生徒に多くの税金を投入し、充実した教育活動をしてもらうことには、私は当然反対しません。逆に大賛成です。

しかし、その税金の使われ方に不平等が生じることになると話は別です。全国的に見ると、北海道の過疎地でこのような公設塾が行われているケースはありますが、小山町がやってきた方法は問題があったと私は考えます。今後の対応と改善策に期待し、1問目の質問を終わりといたします。

○議長（遠藤 豪君） 続けてください。

○7番（高畑博行君） それでは、2件目の質問に入ります。

2件目は、本町のジェンダーギャップ解消の取組はという質問です。

小山町の持続可能なまちづくりを考えた場合、単なる女性活躍社会への取組を超えて、ジェンダーギャップの解消の視点が重要です。

日本は世界の中で見ても、総合順位が世界156か国中120位と、ジェンダーギャップ後進国です。

町の職員を見ても、女性管理職が占める割合は、本町は極端に少ないのが現状です。この傾向が定着してしまうと、女性職員の向上心が低下してしまう懸念もあります。また、若者（特に女性）のUターン、Iターンも思うとおりにいかない。さらに加えて、町内に新しくできた工場への町民の就職率も低い。これでは町の将来は暗いです。

そこで、女性の働きやすいまち、暮らしやすいまちに目を向けたジェンダーギャップ解消の本町の取組について質問いたします。

まず、町長にお聞きします。

今の町役場には女性の参事は一人しかいません。女性職員の管理職への積極的登用は本年度人事配置留意点にも記されているわけですが、町職員の女性管理職登用をどう考えているのか伺いたしたいと思います。

また、まちおこしの様々な視点で、町職員・各種団体、町内企業のジェンダーギャップ解消が必要だと思うわけですが、町長のお考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 高畑議員の御質問にお答えをさせていただきます。

小山町役場では、次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づく小山町特定事業主行

動計画を令和3年7月に改定し、第2次の計画として、職員が仕事と子育ての両立、また、介護をはじめとする様々な事情への支援による仕事と家庭の両立等、子育て中の職員だけでなく、全職員が自分のライフステージに合わせてワークライフバランスの取れた職場環境を目指し取り組んでおります。

その計画の中、女性活躍に向けた取組の課題として、女性職員の課長補佐級を含む管理職の割合が、近年、割合が増加しているものの、課長級の女性職員が一人であることを課題として捉えております。

その点を踏まえ、今後の女性管理職の数値目標として、本計画の最終年度であります令和8年4月を目途に、課長補佐級を含む女性管理職の管理職全体に占める割合が、令和3年4月時点で10.1%であるところを、人事評価等の成績主義の下、15%以上まで引き上げることを目標としております。

そのための具体的な取組として、国や県等への派遣研修に女性職員を積極的に登用し、キャリア育成を支援する、また、各役職段階における女性職員の配置を念頭に置いた人材育成を行うなどとしており、令和3年度も女性職員2人を静岡県との人事交流職員として県庁へ派遣し、将来へつながる女性職員の人材育成を図っているところであります。

今後も性差による固定概念を排し、人事評価や人材育成を通じた女性職員の管理職への登用を図ってまいりたいと考えております。

次に、ジェンダーギャップ解消に向けた町の取組についてであります。

日本がジェンダーギャップ後進国となっている要因といたしまして、女性の採用から管理職・役員へのパイプラインの構築が不十分であることなどが挙げられております。これらの要因を解消するために、私達一人一人が固定的な男女の役割分担意識を改め、男女が政治の場や職場、地域、家庭で共に活躍できる社会の実現を目指すことが重要課題となっております。

こうした課題を踏まえ、現在、町では令和4年度を初年度とした5年間の第5次小山町男女共同参画社会づくり行動計画の策定に向け、種々の検討を行っているところでございます。

具体的には、男女の平等な雇用機会と待遇の確保、働きたい女性のための就業援助の充実や多様な就業形態への支援を行い、男女が共に能力を発揮できる就業環境づくりを進めるという施策を推進してまいります。

また、仕事と妊娠・育児・介護の両立に対する支援や独り親家庭への支援を行い、仕事と生活の調和を目指すという施策を推進することで、ジェンダーギャップが今まで以上に解消され、誰もが共に支え合い、生き生きと暮らせる社会の実現につながるものと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 以下、具体的な質問をします。

本町の場合、参事クラス以上の女性管理職は現在一人しかいません。過去10年程度を振り返って、女性管理職の推移がどうなっているか、また、職員総数に対する割合も併せて教えていただ

きたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 参事以上の女性管理職の人数は、平成24年度0人、平成25年度から令和元年度までの7年度間は各1人、令和2年度0人、令和3年度1人となっております。

職員総数に対する割合ですが、いずれの年度も参事以上の女性管理職は1人以下となり、職員数はおおむね220人前後で推移しておりますので、全職員数に対する参事以上の女性管理職の割合は1%以下となっております。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

参事以上の女性の割合となると、その割合は1%以下という驚きの数字です。副参事以上になると、過去10年程度ではどんな人数の推移になるのでしょうか、お聞きします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 過去10年間の保育士あるいは幼稚園教諭等を除く事務系の副参事以上の女性管理職の人数でお答えいたします。

平成24年度4名、平成25年度同じく4名、平成26年度3名、平成27年度4名、平成28年度4名、そして平成29年度8名、平成30年度7名、令和元年度8名、令和2年度8名、令和3年度7名となっております。

女性職員の副参事以上の管理職に占める割合ですが、平成24年度8%から、令和3年度では10.1%と向上しております。

以上です。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

役場職員が夫婦で勤務する場合、夫が管理職になると妻は管理職にはならないとか、出先機関に行くとか、極端な場合、退職するなどという慣例はあるのか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） そのような慣例はございません。人事評価や適材適所を見極め、昇格や人事配置を行っております。

以上です。

○7番（高畑博行君） 次の質問です。

兵庫県の豊岡市は、テレビや雑誌で大々的に取り上げられたジェンダーギャップ解消の先進自治体です。

豊岡市では、人事課の中にジェンダーギャップ対策室をつくり、男女格差の解消に取り組んできています。その結果、女性管理職の割合は、2015年の7.0%から、2020年には10.3%になりました。また、男性職員の育児休業取得率も、かつての0%から、2019年には53.8%までアップしています。

そこでお聞きします。

本町での男性職員の育児休業取得率は何のくらいでしょうか、伺います。また、豊岡市のよう
に、ジェンダーギャップ対策の担当部署を設置する考えはないか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 小山町役場の平成27年度から令和元年度までの男性職員の育児休
業の取得実績は、新たに育児休業を取得できることとなった男性職員20人のうち、実際に育児休
業を取得した男性職員は4人となっており、この間の取得率は20%となっています。

ジェンダーギャップ対策担当部署を置く考えについては、小山町特定事業主行動計画の中で、
男性職員の育児休業取得率を令和3年度から令和7年度の実績で30%とすることを目標としてお
り、具体的な取組として、人事担当課である総務課において、取得率向上のため所属長への制度
周知、取得可能となった職員への相談・対応などの取組を実施することとしております。

また、その他の女性活躍に向けた取組も総務課が中心となって取り組むこととしておりますの
で、引き続き小山町役場のジェンダーギャップ解消のため、総務課が中心となって取り組んでま
いります。

以上です。

○7番（高畑博行君） ただいまの答弁に対してお聞きします。

これまでの答弁内容から、女性管理職問題や男性職員の育児休業取得率など、本町がいか
にジェンダーギャップ解消で遅れているか明らかです。ですから、具体的に動き出す方針を持た
なければ絶対に前には進みません。年度替わりまでの残る日数でジェンダーギャップ解消に向
けた具体策を打ち出すことはできないでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 再質問にお答えいたします。

女性管理職の登用についてですが、昇格者の選考に当たり、人事評価の結果及び適材適所、こ
れらを考慮するとともに、併せて各種研修などを通じて人材育成を行ってまいります。引き続
き、女性管理職の登用に努めてまいります。

また、男性の育児休業の取得率でございますが、総務省が示した令和元年度の地方公務員のう
ち、首長部局の男性職員の育児休業取得率は14.7%というところを、町では過去5年間で20%
を上回っておりますので、総務省が示す令和7年までに男性の育児休業取得率30%、こちらを早期
に達成できるよう今年度中に所属長向けに男性職員の育児休業に関する情報を提供するととも
に、総務課において男性職員の育児休業に関する相談を随時実施してまいります。

以上であります。

○7番（高畑博行君） 教育現場では、数多くの女性管理職が活躍されておられます。役場もジェ
ンダーギャップ解消に大きくかじを切れば、その波及効果は必ずあるはずで、自らがその範を
示すことができれば、地元商工会や様々な協会・諸団体等に対しても、常にジェンダーギャップ

解消を意識して組織づくりやフェアな人事制度を確立してもらうように提言していけるのではないのでしょうか。その可能性について、お考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 先ほどの答弁のとおり、町役場における参事以上の女性管理職の割合は現在1%以下で、引き続き女性管理職の登用数を上昇させることは課題であると感じております。

また、町民意識調査ですが、「政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について」に関する問いに対し、約8割の人が「女性の参画が今より増える方がよい」というふうに回答しております。

そこで、町では、女性管理職の登用率を増加させることに加えて、町の各種審議会等委員における女性の登用を推進していきます。

具体的な数値目標といたしましては、令和8年度までに、町の各種審議会委員の女性比率を現在の20.7%から30%以上を目指すことを目標に、第5次男女共同参画社会づくり行動計画に盛り込んでまいります。

そのためには、委員の選考に際し、充て職や兼任を縮減し、団体推薦による場合は、団体の長に限らない選出を要請するなど、幅広く登用できるよう努めることが必要であると考えております。

さらに、町が年1回開催している男女共同参画推進講演会への参加を町内事業所にも要請し、企業の意識改革を積極的に行ってまいります。図書館では、男女共同参画関連図書コーナーの常設について検討し、PRに努めます。

このような取組を通じて、女性管理職登用や性別による役割分担意識を解消し、ジェンダーギャップの解消やフェアな人事制度の推進につなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

○7番（高畑博行君） さきに例として挙げた豊岡市では、「ジェンダーギャップを放置すれば、社会・経済的な損失はとてつもなく大きい」とまで言い切っています。ぜひ本町でも、日本全体の課題でもあるジェンダーギャップ解消に向けて、来春の人事から早速一歩前進した姿を見せられるように努力していただきたいことを述べて、私の一般質問を終了いたします。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、9番 藺田豊造君。

○9番（藺田豊造君） 私は、町長の政治姿勢についてお伺いいたします。

私は、最近、町政の運営に大きな疑問を感じております。特に町長の政治姿勢に、志を持って

町長に就任された頃と違い、大きな決断を安易な言葉で説明され、それでよしとしているように見受けられます。違うでしょうか。

新産業エリアにおける結論、またアクアイグニスとの契約問題、さらには、令和2年度の決算書における町長の事業成果3億7,000万円ほどの大きなお金がどこから支出されたものなのか。ではその収入は、根拠を示すものがないなど、意図的な不備が見られます。契約問題を含むこれらに対して、町民への利益還元はあるのかないのか、甚だ疑問であります。

アクアイグニス問題については、今後丁寧な説明があると思うが、法に抵触したかとも思われる会計処理を見逃すなど、町の公文書が何のチェックもなく出されるなど、驚くべきずさんさであります。

今回、広報おやま10月15日号において、町長より、新産業エリアのごみ処理問題につき最終対応が発表になりました。しかし、多くの町民には、書かれている内容が理解するに難しく、もう少し丁寧な説明が欲しいということをお聞きします。なぜにこうした結論に至ったのか、お聞かせ願いたいと思います。

また、こうした決断に至るには、町長御自身の政治信条あるいは哲学によるものと私は考えますが、どのようなお考えを持って政治に臨んでいるのか、併せてお聞かせください。

また、町政のかじ取り役を担うに当たり、どのような決断があったのか、政策に掲げたのは何であったのか、そして、それは今どのように実行されているのか、前の質問と重複しますが併せてお願いいたします。私には、以前と今では似て非なるものを感じています。

本題に入ります。

町長は、令和元年5月14日の臨時会において、公平公正な職務の遂行を確保し、住民に信頼される町政を確立するため、町長等特別職政治倫理条例や町職員のコンプライアンス条例を制定し、健全な町の運営を図っていききたいと所信を述べております。これから考えますと、この背景には、ふるさと納税寄附金において、総務省からルール違反と指摘されたこと、あるいは、さらに「あざとい」と新聞紙上で前町長がやゆされたことにも起因していると私は考えますが、町長のこのときの心情をお聞かせください。

さて、今回出された湯船原新産業エリアにおける検証委員会は、初めから係争案件は取り扱わないとし、判明した場合は、町の判断、町として取り扱うことが条件となっております。もともと前町長を呼ばないで、実態の多くを職員及び書類に頼ったものであり、指摘されているように、説明責任を果たす文書及び政策検討過程を示す文書の不存在が多く生じており、これは当該土地の調査が不足している点、また、町の意味決定に至る資料が不足しており、政策判断における資料が十分でない検証委員会では報告しています。

さて、こうした資料はもともとあったのかなかったのか、大変重要であります。この意思決定を前町長お一人で下したのなら、その責任は前町長が負うべきであり、呼ばないことが前提であった検証委員会には疑問が残ると言わざるを得ません。

委員会検証の資料の中に、瑕疵担保責任を足柄の農村公園の買収においては取らなかったというのを一例に挙げております。あまりにもナンセンスな例であり、そこに埋めた例など一度たりとも地区住民の人が見たことがないのは周知の事実であります。町のこうした詭弁に終始した態度こそ、改めるべき最も大切なものであると私は思います。

こうした事業の一部始終、法にのっとったものと思われませんが、私が指摘するのは、今回の湯船原新産業エリアの買収には、通常の契約をされるときに小山町公有財産取得における規則にのっとった契約書ではなく、別個に作成したものであります。

そこで、私が知りたいのは、もしもこうした契約に瑕疵担保責任を遡及されるようなことがあったら契約に至らなかったろうという委員会の憶測です。

契約から1年の経過を経て、売主側に責任がないとすれば、その事実関係を正すことが可能であったとも思われますが、そうしたこともありませんでした。それより何よりも、このことは、事実関係を出させることが池谷町政においても行われるので可能であると、あったにもかかわらず、池谷町政はそれを行いませんでした。不作為と言わざるを得ません。

そうした中での結論が委員会から出されましたが、令和2年1月6日の新聞報道の際にも、今回の広報おやまにおける報告にもありましたが、これら一連の当時の責任者、前町長の責任は重いとありましたが、町長の今回の報告に、そうしたことを善良なる管理者の注意をもって用地買収を行う義務を有するとだけされています。

よって、政治責任は重いと述べていますが、また、地権者に対しては不法投棄というものに対して不可抗力な損害というものです。不可抗力の根拠を示してください。

この両方とも言葉一遍で述べられておりますが、令和2年1月6日、前町長がここにごみがあることを知っていたと報じられました。

そこでお聞きします。

町長ならば、こうした負の条件の中で、どのように事業を進めますか。その手法をお尋ねします。さらに、今回のように、町民に莫大な損害を与えたならば、どのような責任の取り方をするのか、お聞かせください。

前町長は知っていたとありました。言うまでもなく、知っていて莫大な損害を与えたならば、明らかに背任行為ではないでしょうか、お尋ねします。

また、町民の多くの声はなぜここまでありながら、司直に事実を正すことをしない町長への不信感を強く持っていることも申し述べておきます。

私達が一番知りたいのは、こうした事業の際、何のための、誰のための事業であるのか。それらにおいては、私物化された運営がなかったかどうかであります。全てを滅私奉公で臨めとは言いませんが、議会を軽視し、町民を欺いていた行為は許せません。

再度お尋ねします。11億円余の損害は、誰がその責を負うのでしょうか。明確にしてください。

いつも言われていますが、こうしたことがあると再発防止に努めますとか言うのが常套句であ

ります。

しかしながら、今回もアクアイグニスにおける桑木地区開発には、さきに述べた3億7,000万円余の不明金など、また契約の問題など、町民の皆様、議会をも欺く行為が行われております。これらについては、議会では附帯決議にされ、真相を明らかにされることを求めています。

町民の方々も町政を正すために、オンブズマン小山町より町に質問書が届いています。

いつも再発防止が叫ばれていますが、このていたらくであります。町政の失敗は、町民に直接損害、あるいは損失を与えるものです。この役所には責任者不在と言わざるを得ません。こうした繰り返しを一日も早く出さないように、町長の御努力をお願いいたします。

町民の福祉向上に一心不乱に働いている職員の方も多く見られます。規律、規範をしっかりと守っていくことが、信頼される町政運営であり、町民が安心して暮らせる町となります。

今の町政には大きな痛みを伴っていくこともあるでしょうけど、まずは町長御自身が責任の所在を明確にし、町長等特別職政治倫理条例を制定する前にはっきりとした責任者としての英断を、自らの手で今の諸問題を町民の目線で成し遂げてくださることを祈念いたしまして質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 藪田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、新産業集積エリアの廃棄物問題について、広報10月15日号において町民の皆様へ御説明させていただいた件について、なぜその結論に至ったかということであります。

今回の問題のそもそもの発端は、湯船原地区で昭和42年頃から起きた廃棄物の不法投棄埋設であり、昭和59年発行の広報誌によれば、当地域は近い将来開発が注目される大変重要な地域であり、また、下流の奈良橋水源地への影響や保水力の低下による土砂流出被害などへの危惧があったにもかかわらず、当時町では、監視体制は取られていたものの、結局抜本的な解決はされなかったということであると考えます。

そして、新聞報道によれば、前町長は当地域に埋設廃棄物の存在を承知していながら、町職員との情報共有を行わず、また、議会や町民への説明などもせずに事業を進めたことなど疑問点がありますが、町は、三来拠点事業として重要施策に位置づけるとともに、静岡県が進めるふじのくにのフロンティアを拓く取組「フロンティア推進区域」の指定を受け、湯船原地区新産業集積エリアの造成について事業協力会社と基本協定を締結、用地買収を進め、町議会においても、推進対策特別委員会を設置して事業の推進を図りました。また、工期内の事業完遂、起債償還等が求められていた中、処理費約30億円のうち、約19億円は事業協力会社に御負担いただいたことなどにより、広報10月15日号に掲載した結論に至ったものであります。

次に、私がどのような考えを持って政治に臨んでいるのか、また、政策に掲げたものは何か、実行されているのかについてであります。

私は常に政治は公平公正でなければならず、また、住民の立場に立って政治を行うべきである

と考えて行動してまいりました。この考えは、私が御殿場市議会議員や静岡県議会議員をしているときも変わらず、町長選に立候補する時点でも当然にその考えを持ち、町長当選後も変わらずに持ち続けております。また、私は、町長選に立候補するに当たり、副町長2人制や専門監の見直し、小規模事業所振興条例の制定など52本の政策提言を掲げ町政を執行しておりますが、その大半は既に実行済み、あるいは取り組み中となっております。

次に、ふるさと納税寄附金において、総務省からルール違反を指摘され、また、新聞報道等により「あざとい町」として小山町がやゆされたときの私の心情であります。

町長を含む公務員は全て、常に法令遵守の上、行動しなければならないと考えております。そんな中、ふるさと納税において、小山町が総務省の定めたルールに従わずに寄附を集め、「あざとい町」として全国報道され、小山町のイメージをダウンさせたことは決して許されることではなく、全国の地方自治体にも御迷惑をかけたと思っております。町長就任後すぐに総務省に行き、謝罪と早期制度復帰をお願いしたところであり、現在、職員に対して、ルールを厳守した中でふるさと納税寄附金に対応するよう指示をしております。

次に、地権者に対する不可抗力についてであります。昭和59年に発行された広報おやまや、平成10年に発行された小山町史に、湯船原への廃棄物不法投棄の記事が掲載され、また、町職員OBから不法投棄されないよう監視に立ったという話を聞いたからでございます。

次に、負の条件の中で、私ならばどのように事業を進めたかであります。

あくまでも仮定の話となりますが、私が当時町長で廃棄物の埋設を承知していたならば、町職員と情報を共有し、県が進めるフロンティア推進区域指定及び湯船原新産業集積エリア事業化を進める前に、下流域にある奈良橋水源地への影響や保水力の低下による土砂流出被害等が当時の広報誌に掲載されるなど懸念されていた中、議会及び町民に対して廃棄物の処理方針を説明し、了解していただいた上で指定を受け、また事業に着手したと思えます。

次に、仮に町民に莫大な損害を与えたときの責任の取り方であります。

政治家の責任の取り方は、例えば、辞職や給与等の返上、選挙で信を問う、あるいは出馬しないなど、いろいろであると考えます。

次に、前町長が廃棄物の存在を知っていたことは背任行為ではないのかという質問ですが、法律に抵触するか否かは司法が判断することと考えております。

最後に、約11億円の損害を誰が負うのか、その責任の所在についてであります。先ほどの繰り返しとなりますが、そもそもの発端は、当地域は将来の開発が予定される重要地域であり、また、下流への悪影響が懸念されいながら埋設廃棄物の処理を行わなかったことであり、その後、数々の疑問点があるものの、町は当地域の開発を重要プロジェクトに位置づけて、県のフロンティア推進区域の指定を受け、また、新産業集積エリアの事業化を進めることを決定し、議会においても特別委員会を設置するなど鋭意進めた町の事業遂行中に発生した問題であることなどを総合的に勘案し、広報10月15日号に掲載した結論に至ったものであります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○9番（藺田豊造君） 再質問します。

先ほどいろいろと事業の成果について述べられていましたが、私が質問しているのは、この成果じゃなくて、今回のコンプライアンスの問題です。町長が町長選へ出馬する決意に至ったのは、このことを正さなければならないということを思ったからではないですか。それが、まず町益を守る第一と考えたと思いますが、違いますか。

次に、移ります。

そもそも新産業エリアの廃棄物問題は、役場がごみの埋立てを知っていながら「知らない」と言って、町議会、すなわち町民をだまし、本来地権者が払うべき瑕疵担保分を町民の負担としたものであるという客観的な事実を基に私は論議しています。

もともと町長は前町長の責任は重いと発言していますが、動かし難い事実があったればこそ、その発言があったのでしょう。この期に及んで、前町長の後出しじゃんけんのような発言を正当化するとは情けないことです。町長を支持してきた多くの町民にも失望された今回の発表です。11億円もさることながら、こうしたことは、町政にとっても、町長の態度は大きな損失です。町長はさきの答弁で、責任の取り方をる述べておりましたが、どういう責任の取り方があるのか、これらについてお伺いします。

さて、話はもう一度当該賠償請求に戻ります。かつて町は、11万円の損害賠償を司直に求めたことがあります。この方の年齢は87歳でした。法人と私人に差別があるのか、併せてお伺いしたいと思います。

また、さきに、私はある裁判を傍聴しました。小山町の公文書の保持、保管がずさんであることが指摘されていました。検証委員会でも同じような指摘がされています。これらは過程を知る上で重要であることは当然ですが、私物化への歯止めになることも私は知っております。町長はこうしたことにどういう態度で臨んでいるか、お答えください。

次に、アクアイグニスの問題に移ります。

アクアイグニスの土地の契約には、議会の議決とは違った法人に土地の名義がなっています。公文書不実記載とも疑われます。これは、池谷町長になってからです。その他にもオンブズマンの方々により、町の利益より企業の利益を優先されているという指摘もあります。新産業エリアも桑木地先も重要な施策の一環と位置づけられておりますが、その一言があれば、コンプライアンスなどは無意味となるのでしょうか、改めてお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 藺田議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目、コンプライアンスのお話でございますけれども、町長選出馬を決意したのは、まずふるさと納税の対応、あるいは都市計画税条例等の町におけますコンプライアンスを重視せ

ずに町政を進めるといふ当時の町の体制に疑問を持ったからでございます。

次に、町民をだました後出しじゃんけんではないかということでございますけれども、この土地の売買契約書に、町の契約規則に定める瑕疵担保条項を記載をしなかったという点については、そもそも町の契約規則にはただし書がございまして、ただし書を適用して省略ができるというようになっていること、それと、従来からこういう瑕疵担保の条項を入れずに契約書を作成してきたという経緯があるということでございまして、それを踏襲して契約書に瑕疵担保条項を記載しなかった。これは町の決定であるということであるというふうに思っているからでございます。

責任の取り方ということですが、先ほどの答弁のとおり、辞職をされるとか、あるいは給与を返上されるとか、選挙に出ないとか、いろいろあるというふうに思っております。

次に、ずさんな書類の保持とか保管ということでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、過去、職員のコンプライアンスに係る意識が薄い点があったということは、否定はできないというふうに考えております。今でも単純な間違いや修正が多いというふうに感じる時がありまして、副町長に地方自治法研修をお願いをしたというようなこともございます。今後も職員には公務員としての規範遵守をしっかりと指導してまいります。

次に、アクアイグニスの関係でございますけれども、土地契約の相手方の件でございます。これは、アクアイグニス、会社は非常に大きい会社でございまして、それぞれの担当部署がございまして、その担当部署が契約相手ということになったということであるというふうに考えておりますし、この契約書自体、契約を締結しておりますけれども、その中にも関連会社はその土地を所有するというようなことも認めるというような条項があったということでございます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○9番（藺田豊造君） 町長、今、私に小山町の規則の附則というんですか、それには瑕疵担保責任を取らないでもいいというような条項があるとおっしゃっていましたが、私が聞いているのは、明らかに瑕疵担保責任を取らなければ、地方に損害を与えた場合、あるいはそれを知っていて、なおかつ行った場合はどうするかということ、それについてお聞きしていますが、今の説明では、町民に平気で損害を与えることをよしとするのでしょうか、どうでしょうか。

再々質問します。時間も押していることだし、それから、ぐだぐだと質問していてもどうしようもないので、最後の質問に移ります。

まずもって第一に、あそこの土地に、アクアイグニスじゃなくて新産業エリアの土地について不動産鑑定がなされていたということですが、不動産鑑定はいつなされていたのか。そして、それをどういうふうに報告したのか。私には、不動産鑑定をしたという議会の答弁がありました。いつ頃したのかをまずお答えください。

最後の質問になります。

小山町には、政治倫理の確立のため、町長の資産公開条例がありますが、私はこの条例に従って町長が資産公開をすべきだと思いますが、どうでしょうか。

さきにも述べていましたが、私は先日裁判の傍聴をしてみいました。前町長、職員共々、忘れた、記憶にないと、その責任を明らかにしませんでした。前町政においても、信賞必罰が当たり前の処分が行われていません。これも含めて町長のお考えをお伺いします。

○議長（遠藤 豪君） 菌田議員にお伺いします。以上3点の再々質問ということでよろしいですか。

○9番（菌田豊造君） そうです。

○議長（遠藤 豪君） よろしいですか。

○9番（菌田豊造君） はい。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） まず、資産公開の関係でございますけれども、条例に従って資産公開はしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

そして、職員に対する懲罰ということかというふうに思いますけれども、基本的に、違法という事実関係が判明しなければ懲罰は行えないというふうに考えております。書類がないとか、あるいは記憶にないとかということで懲罰を与えるということは、基本的に考えておりません。

不動産鑑定の関係につきましては、後ほどお答えをさせていただきたいと思っております。調べて後ほどお答えをさせていただくということでございます。

○9番（菌田豊造君） 以上で質問を終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時01分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの菌田議員の答弁について、答弁残しがございましたので、経済産業部長より答弁を求められておりますので、これを許します。経済産業部長。

○経済産業部長（高村良文君） 菌田議員の再々質問のうち、新産業集積エリアの不動産鑑定についての御質問についてお答えいたします。

新産業集積エリアの用地買収に伴う不動産鑑定であります。町は平成27年12月24日に業務を終了し、報告を受けております。

その後、平成28年4月27日に、地権者協議会の場で買収単価の説明を行いました。このことにつきましては、平成28年5月18日の小山町議会、内陸のフロンティアを拓く取組特別委員会において御説明申し上げております。

また、その後、財産の取得に当たりましては、議会の議決をいただきながら取得を進めてまい

りました。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 次に、6番 池谷 弘君。

○6番（池谷 弘君） 本日2件の質問をさせていただきます。

まず、1件目は、小山町農業者への農業推進のための経済的支援についてであります。

2020年のデータによると、小山町の個人農業経営体数393経営体であり、そのうち水稲経営体数が315経営体と、圧倒的に水稲栽培を行っております。

農水省から発表された令和3年水稲の作況指数は全国平均で101ですが、8月中旬からの低温、日照不足等の影響により、東海で98、静岡県では97であります。

このように減産している中で、JA御殿場の米の概算支払金は、こしひかり1等で1俵当たり令和3年産1万1,520円と、令和2年1万3,020円より1,500円減少しております。また、コロナ禍で米の需要が減退している中で、農家の収益が大幅に減少しており、今後の耕作意欲にも大きな影響を与えております。

このような中で、疲弊し始めた農家支援のために、買い上げた新米を全町民に配付した北海道等の自治体の事例も報告されております。農業は、食料生産以外に多くの役割があります。町民が誇りに思っているこの小山町のすばらしい環境を守っていくことや、近年頻発している水害等に対するダム等の役割により、災害防止に対し農業がその一端を担っております。

今後増えていくと予想される耕作放棄地を少なくしていく取組も強く求められております。

11月に本町で開催された第23回米食味分析鑑定コンクールでも当地からの出品米が金賞を受賞したように、米のすばらしい生産地でもある小山町の農業の維持・継続していくためにも、行政や農業関係機関とも支援・連携していく必要があります。

そこで、以下の質問をさせていただきます。

1点目、コロナ禍で収入が減ってきている農家に、買い上げた米を町民に配付等の施策を行って、農家支援を行っていく考えはあるのか。

2点目、耕作放棄地低減のためにも、受託して農業を行うためには、農機具の負担が大きいので、国では中山間地域であるこの小山町への農家支援事業はあまりないのが現状で、町独自の支援事業の継続等の考えはあるのか伺います。

2件目は、東富士演習場に関する要望事項への早期対応についてであります。

北駿の地は、東富士演習場と共存しており、地権者や水利組合と小山町立会いの下で、東富士演習場の第12次使用協定を昨年締結いたしました。

しかし、演習場があるがゆえに多くの被害もあり、少しでもその被害を低減するために協定書中にも多くの要望事項を定め締結しております。

これらの要望をまとめ、例えば、北郷地区では用排水路等要望箇所20件を筆頭に、合計68件の要望を町に提出してあります。

要望事項の実施については、多くの場合、特定防衛施設周辺整備交付金を使用しております。この交付金は、防衛という国民全体の利益のために特定の地域の住民が不利益を受けている状況を公平の観点からは是正する補償的な側面を有するものであり、防衛施設の周辺住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することにより、ひいては特定防衛施設の安定的な使用への周辺住民の理解を得るために必要不可欠な施策であるとあります。

地元からの要望事項実現のためには、国から町への特定防衛施設周辺整備交付金により、町で実施している案件が数多くあります。演習場から被害を受けている地元の要望事項の対応経費は、約5億円中3%の1,500万円程度であり、年間で1件ほどの事業しか対応できず何十年もかかると伺っておりますが、演習場から発生する不具合事項や民生安定事業への早急な要望実現の取組が権利者から熱望されております。

そこで、以下の質問をいたします。

1点目、特定防衛施設周辺整備交付金の小山町での使用状況はどのようなものか。

2点目といたしまして、地権者、水利協定から派出した要望事項対応のための予算アップの考えはあるのか。

3点目といたしまして、水利関係事業は、設計委託して工事着手に6年程度かかる計画となっている案件が多く、設計、工事着手を早め効率的に運用を行う考えはあるのか。

4点目といたしまして、特定防衛施設周辺整備交付金は、小山町で重要な財源であるので、交付金増の活動を演習場関係市町と連携して行っていく考えがあるのかどうか伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 池谷 弘議員にお答えをさせていただきます。

初めに、東富士演習場に関する要望事項への早期対応についてのうち、特定防衛施設周辺整備調整交付金の使用状況についてであります。

特定防衛施設周辺整備調整交付金は、砲撃等が実施される演習場など、設置・運用による周辺地域への影響が大きい特定防衛施設が所在する市町村に対し交付されており、公共施設の整備や生活環境の改善に寄与する事業に充てるものとされております。

本町における交付金の活用につきましては、地域要望への対応を含めた実現のため、町内全事業のうち、水道事業、道路補修事業、農業用水路等改修事業などの公共用施設の整備と、基金に積み立て、こども医療費助成事業、予防接種事業、こども園運営事業などに充当し、町民の生活安定と福祉の向上に資する事業を実施しております。

次に、要望事項対応のための予算アップの考えについてであります。

交付金の本町への交付額は、令和3年度11月現在、3億5,714万7,000円であり、例年多少の増減はあるものの、ほぼ横ばいに推移をしております。

本交付金の活用につきましては、各方面からの要望事項に対応すべく、庁内で調整の上、毎年

度事業を実施していますので、御理解いただきたいと思ひます。

次に、設計、工事着工を早め効率的に運用を行う考へについてであります。

事業の進捗を図るには、設計委託の翌年に工事着工となることが望ましいのでありますが、施設の規模が大きい場合には、一事業区域が終了するまでに複数年度にわたる計画により実施しており、結果、設計から工事の着工まで時間がかかっているのが実情であります。一つの考へ方として、設計と工事を同時進行するのではなく、工事を優先するなど、効率的な運用に努めてまいります。

最後に、交付金増の活動を演習場関連市町と連携していく考へについてであります。

本交付金の交付額については、町の人口や砲撃等が行われる日数等を基に算出されており、町の事業費に対して交付額が算出されるものではございません。その上で、本年7月の東富士演習場使用協定運用委員会で、同演習場における陸上自衛隊V-22オスプレイ、米海兵隊MV-22オスプレイの運用を了承した際に、2市1町で交付金増額について要望しております。

今後も演習場の使用について、住民生活に影響のある変更等がある場合には、演習場関連市町一丸となり交付金増の活動を行ってまいります。

その他の御質問につきましては、経済産業部長から答弁いたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 次に、小山町農業者への農業振興のための経済支援についてお答えいたします。

初めに、コロナ禍で収入が減少している農家に、買い上げた米を町民に配付等の施策を行い、農家支援を行っていく考へについてであります。

現時点で、町内の農業者から町に対しまして、コロナ禍で大幅な減収に伴う給付金の相談や、米の過剰在庫が発生し困っているという相談はなく、米の買い上げや町民への配付といった経済的支援を行う計画はございません。

引き続き、JAや関係団体と連携し、おいしいお米「ごてんばこしひかり」の生産地として小山町を発信し、ブランド化を進めることで、お米の価値を高めてまいります。

次に、農地の集約化のために、受託者が農機具を導入する際の財政負担について、町独自の支援事業継続等の考へはあるかについてでございます。

現在、国の施策では、認定農業者等へ農地の集積を推進しているところでございます。しかし、本町のような中山間地域では地形的に作業効率が悪く、平地に比べ農業経営規模が小さい事業では、補助金の申請を行っても採択されにくい状況となっております。

このため、町独自で今年度から開始いたしました認定農業者等への支援事業を今後も継続し、農地の耕作維持管理、農地振興につなげてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 2件6点ほど再質問をさせていただきます。

まず、東富士演習場に関する要望事項への早期対応についてであります。

1点目といたしまして、特定防衛施設周辺整備交付金の使用状況についてであります。

公共用施設の整備や子ども医療費助成や子ども園運営事業等、多方面の事業に充当しているとの答弁がありました。1点目として、使用事業費の割合はどれくらいなのか。また、地元からの要望事項に対する事業の割合はどの程度なのか。

3点目といたしまして、この使用割合は年度により増減があるのかどうか伺います。

次に、2点目といたしまして、要望事項対応のための予算アップの考えについてであります。

庁内調整の上、対応しているとのことですが、町当局の予算状況や案件採用の助けとなるために、地区要望68件は関係者で吟味し、上位案件を決めて申請していることは御存じのことと思いますが、調整時に要望事項の事前打合せを地権者で行っていくお考えはあるのかどうか伺います。

3点目といたしまして、設計、工事着手を早め効率的に運用を行う考えについてであります。

多くの事業が、設計してから工事着手に6年程度かかっております。非常に非効率的な事業であり、主な理由は予算が少な過ぎることにより生じていると思いますが、事業着手が遅い理由及び今後の対応を再度伺います。

4点目といたしまして、交付金増の活動を演習場関連市町と連携していく考えについてであります。

特定防衛施設周辺整備交付金は、演習場に起因する町での重要な財源です。地区要望事項を実施していくときに、交付金をアップしてもらうことは重要な施策です。東富士演習場使用協定運用委員会の要望だけでなく、オスプレイや米軍104号線越え実弾射撃訓練等により、地元で迷惑を受けている実情から、2市1町の関係者を含め今後の対応について伺います。

次に、2件目は、小山町農業者への農業推進のための経済支援についてであります。

農家が減収で支援の要望はないとの答弁をいただきましたが、現状はお話ししたとおり、JAの買取り概算金は、令和2年は令和元年より2.7%減、令和3年は令和元年より14%減の1万1,520円であり、次年度は1万円程度の予想さえあります。また、収益も減っている状況であります。

今後、回答のとおり、小山町のような中山間地域では、国の助成申請採用も難しい中で、水稻栽培は更に厳しさを増し、耕作放棄地増大の懸念が増しております。

このような高齢化を迎えた中山間地の農業が生き延びるのは、地区全体で、もうかる・もうける農業を目指していくことが重要となります。

そこで、再度以下の質問をさせていただきます。

1点目、現在は農家の経済的支援策を特に考えていないとの回答がありましたが、声を出さない農家に今後の支援策を考えていく考えはあるのかどうか。

2点目といたしまして、中山間地域でもうける農業を目指していく施策を考えていくためには、行政がその中心となり音頭を取り、農業関係者を交え実践していく場をつくっていくことが必要

と考えておりますが、そのような考えはあるのかどうか伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 池谷議員の再質問にお答えいたします。

まず、1点目の特定防衛施設周辺整備調整交付金の使用状況についてであります。

使用事業費の割合ということですが、まず、令和3年度ですが、予算上、道路、水道、農業用施設のハード事業への割合は、約3割を充当しております。それから、こども医療費、予防接種、こども園運営のための基金積立ての事業、こちらはソフト事業ですが、こちらは約7割という内訳になっております。

二つ目の地元からの要望事項に対する事業の割合ですが、ハード事業のうち、まずインフラ整備としまして、道路と水道で約8割ほど使っております。残りの2割が農業用施設へ充当ということしております。

三つ目のこの使用割合は年度による増減があるかということですが、ハード事業とソフト事業への割合につきましては、毎年その事業費によって若干の増減がございます。おおむね同じような比率ではありますが、9条交付金は、104移転訓練などが実施する年、しない年がございます、実施しない年につきましては交付金自体が縮減されているため、比率につきましても増減があります。

2点目の要望事項対応のための予算アップの考えと、それから調整時に要望事項の事前打合せを地権者で行う考えがあるかについてでございます。

まず、地権者側からの要望につきましては、事前に優先順位をつけていただいております。町側としましては、基本的にはその優先順位にのっとり事業を実施しております。予算アップについての考え方ですが、町では、毎年度、様々な事業を同時に進行しております。予算全体の編成の話とも関わりますので、単純にアップということをお答えすることはできませんが、そのとき、その年度によって適切な事業の実施を進めていきたいというふうに考えております。

3点目の御質問の設計、工事着手を早めに効率的に行う運用の仕方、また、事業着手が遅い理由ということですが、まず事業着手が遅くなる理由ですが、1か所につき複数年計画年数がかかるという事業が多数ございます。こういったところは、どうしても1回着手すると複数年かかるために、順次、その後の要望箇所について着手が遅くならざるを得ないという状況がございます。効率的な工事着手ができるように、設計が終了している事業についてはどんどん工事を進められるように調整をしていきたいというふうに考えております。

4点目の交付金増額の活動を演習場関連市町と連携する考えについてということですが、東富士演習場使用協定運用委員会以外にも、米軍104号線越え実弾射撃訓練の分散実施に係る交付金の増額要望、こういったものを訓練の行われる国内五つの演習場周辺自治体が連名で行っております。こちらは、近年のコロナ禍により、令和2年度、令和3年度はその要望活動の見送りをしましたが、例年は関係市町村の首長が一堂に会し防衛省に要望をしております。

今後も、他の市町と足並みをそろえながら、交付金の増額の要望を折につけ行っていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○農林課長（前田 修君） 初めに、声を出さない農家に今後の支援策を考えていく考えはあるかについてであります。

町で把握している限りでは、コロナ禍での大幅な減収に伴う農業者からの給付金の相談はなく、したがって、近々での支援を行う計画はございません。

次に、中山間地域で利益を上げる農業を目指すために、行政が音頭を取り、農業関係者を交え実践していく場をつくっていく考えがあるかについてであります。

利益を上げる農業を目指すためには、作業の効率化・省力化や生産品のブランド化を推進していく必要があります。これまでもスマート農業の導入に向けた説明会の開催や、国内の米コンクールへの出品支援などを実施してまいりました。引き続き、生産者や関係者と連携し、実践する場を提供してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○6番（池谷 弘君） 東富士演習場に関する要望に関しては、当局のさらなる絶大な御支援をお願いしたいと思います。

次に、ここで質問したいのが、もうかる農業への取組についてでございますけれども、基本的に、この中山間地域が生き延びるために、個別というよりもトータルの、すなわち農協はもちろん、大学、企業、あるいは農業者、そこら辺のトータルの中で小山町独自の農業形態を考えていく必要があるというふうに考えておりますけれども、今後そのような方向で小山町の農業が生き延びるために個別という将来的な計画を立てるような会議体をつくって、その中でいろいろ検討、実施していくというようなことを考えているのかどうか、再度伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 池谷議員の再々質問のうち、農業の、言葉はあれですけど、もうける農業を目指していくことについての連携ということで御質問がございました。

町は、今の農家の状況、農業従事者の状況というものを、水稻を中心に小山町というものはなっておるわけですが、やはり農業でこれだけ魅力あるブランド米が出ているということは、今の現状でアピールできるものでありますし、それを更に活かして、6次産業であるとか、違う品種であるとか、そういったものに広げていくことは必要であると考えております。

そのために、何を準備していくかというのは、今御提案をいただいたようなことになると思いますので、行く行くこういったものを研究して、小山町の農業というものをもう一度考えていかなきゃならないということは着手したいなと考えております。

以上でございます。

○6番(池谷 弘君) 以上で質問を終わります。

○議長(遠藤 豪君) 次に、5番 岩田治和君。

○5番(岩田治和君) 通告に基づきまして、郷土を知る教育の現状について質問いたします。

小中学校は単に学力をつけるだけの場ではなく、集団生活の場として、さらに郷土の地理や文化を学び、郷土愛を養う場として重要と考えています。しかし、現実には、学校で郷土の地理や文化を学ぶ時間は少ないようです。また、近年の休日の過ごし方は、地域と密着した活動を推奨しているようですが、従来と大きな違いは見られず、郷土を知るには学習カリキュラムに余裕がないとも聞いています。

以前、明倫小学校の校歌に歌われている沼城平がどこにあるのか分からない子どもが多いことを知りました。さらに、三日月山、はちまき山、日の丸道場、葛滝がどこにあるのか分からない子どもがほとんどでした。最近では、富士山5合目の幻の滝やグランドキャニオン、また、サンショウバラの群生地なども知らないようです。

このように、私の子どもの頃遊び親しんだ場所や小学校の遠足で行った場所の地名も、今では忘れ去られているように思われます。

本町は金太郎ゆかりの地だけでなく、道祖神、石仏、顕彰碑など多く残されており、平成8年には「みちしるべ小山町の史跡いろいろ」と題した案内地図を、その1からその6まで各小学校区別に発行され、史跡の場所を公表しています。

そこで、学校教育の中で郷土の文化、地理、歴史を知り、郷土を愛する心を養うことが重要と考えます。

また、近年は、若者が一旦進学、就職で県外に出ますと、本町には魅力を感じず戻らない傾向にあり、人口減少の一因とも考えられます。魅力あるまちづくりのためにも、郷土を知り、郷土を愛する教育が重要と考えます。

このようなことから、次の点について答弁を求めます。

学校教育の中で郷土を知る教育の現状がどのようなものであるのか、また、今後郷土を知る教育の在り方について答弁を求めます。

○議長(遠藤 豪君) 答弁を求めます。

○教育長(高橋正彦君) 岩田議員にお答えいたします。

教育委員会といたしましても、学校教育の中で郷土の文化、地理、歴史を知り、郷土を愛する心を養うことは重要であると考えております。

初めに、現状についてです。

小中学校では、社会科や総合的な学習の時間に、地域について様々なことを学んでおります。特に小学校3、4年生では、学校と教育委員会が協力して編集、発行した社会科副読本「おやま」を活用して、興味を持って郷土の文化、地理、歴史について学んでおります。副読本の「郷土の

伝統、文化の章」では、町内の遺跡や出土した土器を紹介し、地域の祭祀や行事を神社や史跡等と結びつけて分かりやすく解説しております。

さらに、小中学生が町内の文化財に興味を持ち、学習のきっかけづくりとするために、「ふるさとおやま文化財ガイド」の小冊子を各地域ごとに作成し、その地域の小学校3年生以上と中学生に配付しております。

中学校では、町が進めている施策や事業について総合学習の時間に学習し、町へ提言する学校や、フロンティア推進区域の視察などを実施している学校があります。

また、平成30年度からは、ふるさと金太郎博士事業を実施しております。ふるさと金太郎博士事業とは、町内の小中学生が我が町を知り、愛し、やがてふるさとを誇りに思う人になってほしいという願いのもと、子ども達が自主的に地域と関わる活動を応援する事業で、活動をポイントで評価し、ポイントの合計に応じてふるさと金太郎博士等に認定しております。

次に、今後であります。

町の教育振興基本計画の施策の中にも「ふるさと教育の充実」を掲げ、推進することを記しております。今後も郷土の文化、地理、歴史を知り、郷土を愛する心を養うために、先ほど説明した取組を継続していくとともに、学校教育だけでなく、家庭、地域、企業など社会総がかりで子どもを育てていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○5番（岩田治和君） 再質問いたします。

答弁で、学校で郷土を知る教育を十分やられるというようなことなんですけど、実は先月、11月中旬になりますけど、明倫地区の谷戸山ハイキングというものがありません。これは学校主催ではなく、地元の明倫地区のまちづくり推進協議会の有志の皆さんが企画してやっているものなんですけど、ぜひ教育長、また教育次長にも参加していただければありがたかったですけど、これは明倫小学校から谷戸に抜けて、大脇の羽黒神社から原向にまで上がって、阿多野の貯水池の方から七曲りを下って、途中から新屋、それと新屋から甘露寺の横を通って、坂下から菅沼の日吉神社まで行く行程なんですけど、その行程の中で、大変石仏とか道祖神が多いわけです。小学生もだいたい参加していただいているわけなんですけど、保護者の方も分からないようなことが幾つもあるわけなんです。例えば、西山用水がどこからどういうふうの流れてんだとかということも知らないし、道祖神があってこれはどういうものか、また、馬頭観音があるけどどうしてか。旧道がどういうふうには昔はあったのかということが、どちらかというと、今の町道、また県道沿いと分からないことが多いわけです。

ですから、私は、郷土を愛する気持ちというのは、やはり保護者にも実際のところ分からない。私自身も知らなかったことも多いわけなんですけど、ぜひ小学生のうちに郷土を愛するような教育を進めていただければと思っております。教育長に再度この点についてお考えを伺わせていた

だきたいと思います。

もう一つ、私がすごく今危惧しているようなことなんですけど、小山から進学で県外に出る、また就職で県外へ出るという方が、再び小山に戻ってこないという方が多いと聞いています。ですから、幼いとか小中学生のうちに郷土を愛するようなものをもっと充実させるべきじゃないかなというふうには思っております。いろいろ金太郎ふるさと博士ですか、そういうようなものもやっておられるということなんですけど、実際のところ、この間の先月のイベントに参加したとき、保護者の方にも、また小学生の方にも聞いても、知らない郷土のことがどちらかという多過ぎるというような気がいたしましたので、今後の協議の進め方の中でも、ぜひこの郷土愛を感じるような教育を更に進めていただけるような、私の希望でもありますけど、再度教育長にその点の考えについてお伺いいたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 再質問にお答えいたします。

まず、郷土を、地域を愛する、地域という言い方をさせていただきます。地域を愛する学校づくり、地域を大切にしたい学校づくりというのは、これからも重要であると考え、進めていきたいと思っております。

具体的には、一つは、授業の中で、できる限り地域の人達に実際にゲストティーチャーとして来てもらう。それから、案内をしてもらう。授業の中に地域の方を取り込んでいくというのが一つ大きなことだと思います。

二つ目は、実際に学校から地域に、地域でつくっていただいた機会に子どもを実際に出していく、支援していく、応援していく。地域の、今言われました谷戸山のハイキングのような活動に子ども達を具体的に出していきたい、そんなふう考えております。

また、実際授業の中では、総合学習の3年生では、最初の10時間ぐらいが学校の周りを知ろうという活動になっております。また、小学校の社会科では、やはり同じように地域を知ろうというのが最初の活動になっております。この活動の中に、副読本や、先ほどお話がありますパンフレット等の内容を組み込んでいけるようなカリキュラムを確認してやっていきたいなというふうに思います。

それから、郷土を愛する心を育てたいということです。やっぱり一つは、ものや史跡、その他の裏にある人の心を知ることだと思います。今、岩田議員がおっしゃられたように、一つ何かの史跡の裏には、必ず人の苦労や、それから悲しみや、または喜びがあります。ぜひ具体的に一つの道祖神があるよということだけではなくて、その奥にある人の気持ちを伝えるような指導をして進めていきたいなというふうに思います。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○5番（岩田治和君） 再々質問をいたします。

私も古いものとか、文化継承ということは重要と考えているわけなんですけど、教育長が今年就任されてまだそれほど日もたっていないわけなんですけど、就任早々、私の方から、現在谷戸のすがぬまこども園の裏にあります古民家、かやぶき屋根の、周りは今鉄板で囲ってありますけど、湯山サトシさんかな、代々継承されているところなんですけど、小山町民史にも記録が残っているような古い150年前ぐらいの民家なんですけど、細かいことは実際に教育長の方には私は申し上げませんでしたけど、地元からは、地域からは、ぜひこの建物も、郷土愛といいますか、地元の歴史上重要な建物であるし、また、郷土資料館としてでもぜひ町の管理でやってもらえないかということを考えておいていただきたいということを、私の方からも、地元の何人もの方からもそういう話がありました。それ以降、全然教育長からの回答も得られないんですけど、この古民家の保存についてどのように考えているかも同時に伺いたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 岩田議員の再々質問にお答えいたします。

岩田議員が言われる民家について、私も見に行かせていただきました。これにつきましては、谷戸山全体の活用も含めまして、今検討をしているところでございます。すがぬまこども園の建築と切り離れた形で計画をするということですので、今後どのように活用していったらいいかということの研究、検討してまいりたいと思います。

以上です。

○5番（岩田治和君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月3日金曜日 午前10時開議

通告による一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

午後1時46分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議 会 議 長 遠 藤 豪

署 名 議 員 高 畑 博 行

署 名 議 員 渡 辺 悦 郎

令和3年第8回小山町議会12月定例会会議録

令和3年12月3日(第3日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 2番 室伏 辰彦君 3番 小林千江子君
4番 佐藤 省三君 5番 岩田 治和君
6番 池谷 弘君 7番 高畑 博行君
8番 渡辺 悦郎君 9番 藪田 豊造君
10番 米山 千晴君 11番 池谷 洋子君
12番 鈴木 豊君 13番 遠藤 豪君

欠席議員 1番 室伏 勉君

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	渡邊 啓貢君	経済産業部長	高村 良文君
都市基盤部長	湯山 博一君	オリンピック・パラリンピック推進課長	池谷 精市君
教育次長	長田 忠典君	企画政策課長	勝又 徳之君
地域振興課長	勝俣 暢哉君	総務課長	池田 馨君
住民福祉課長	杉山 則行君	くらし安全課長	山口 幸治君
商工観光課長	渡邊 辰雄君	フロンティア推進課長	湯山 浩二君
建設課長	清水 良久君	こども育成課長	大庭 和広君
人口政策推進室長	石田 洋丈君	総務課課長補佐	渡邊 徹君

職務のために出席した者

議会事務局 局長 後藤 喜昭君 議会事務局書記 池谷 孝幸君

会議録署名議員 7番 高畑 博行君 8番 渡辺 悦郎君

散 会 午後1時45分

(議 事 日 程)

日程第1 一般質問

2番 室伏辰彦君

1. 地域共生社会の実現に向けた取組について
2. 人口政策について

4番 佐藤省三君

1. 高齢者の安心安全な移動手段について
2. 学校教育の現代的な課題への町内各学校の対応について

8番 渡辺悦郎君

1. ふるさと納税の現状と今後の進め方について
2. 国道246号視距改良工事および関連する道の駅「ふじおやま」駐車場拡張計画について
3. すがぬまこども園に隣接する谷戸山一帯町有地利用について

3番 小林千江子君

1. オリンピック・パラリンピック事業ならびに今後の町におけるレガシー構築に関して

(追 加 日 程)

追加日程第1 「議案第95号 字の区域の変更について」の撤回

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。室伏 勉君は本日の会議を欠席する旨、届けが出されておりますので、御報告します。

また、新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

議員の質問場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は執行機関側の壇にて質問し、再質問からは議員側の壇で質問を行います。

当局の答弁場所については、一括質問一括答弁方式の場合は、最初は登壇にて答弁を行い、再質問については自席で答弁を行うこととしますので、御協力をお願いいたします。

日程第1 一般質問

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 これより一般質問を行います。通告順により、順次発言を許します。

最初に、2番 室伏辰彦君。

○2番（室伏辰彦君） 通告に従い、一般質問をいたします。

まず第1点目、地域共生社会の実現に向けた取組についてであります。

第5次総合計画で、地域共生社会の実現に向けた取組のうち就労支援事業の利用者は、令和元年は59名、令和7年目標値では70名（就労継続A型・B型により就労や能力開発を行っている障害者の人数）であります。現在、町内アップルで12名が就労し、その他約45名が町外で就労しております。アップルでは定員が12名と聞いていますが、就労施設の広さから考えると、これ以上は無理があるのではないかと思います。また、施設外就労の場所は役場庁舎内やリサイクルです。

そこで、次の3点を伺います。

1、現在、町では、社会福祉協議会とともに障害者支援をどのように行っているのか。また、今後どのように進めていくのか伺います。

2点目。町外に就労している障害者を町内で働ける環境を整える必要があると考えますが、今後、就労場所の確保はどのように進めていくのか伺います。

3点目。町内で働ける場所を確保するために、社会福祉法人や就労継続支援の一般社団法人の積極的な設立が望まれます。御殿場市では、社会福祉法人とは別に一般社団法人もあります。設

立に当たって、町ではどのような支援が考えられるのか伺います。

二つ目です。人口政策について。

人口政策推進室が本年4月にでき、半年が過ぎました。6月の一般質問で、移住定住の促進について伺いました。町長から、総合計画に掲げた「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」という将来像に向けて、現状と将来像とのギャップを埋める課題を洗い出し、費用対効果の高い対策を打つ必要がある。これまでの政策の評価・検証を行い、現状分析をしっかりと行った上で的確に課題を捉えることが必要で、人口政策室において情報分析を進めると答弁がありました。また、理事から、これまでの移住定住施策を含む人口政策に関する事業の成果を評価・分析をし、町の特性を考慮しながら、必要な資源をどの分野にどういった方法で投入するのがより効果的であるか検証してまいりますとの答弁がありました。また、民間との適切な連携によって宅地需要に応じてまいると答弁がありました。

そこで、次の4点を伺います。

人口政策室において情報収集と分析の結果は途中経過でも構わないので教えてください。

1、人口政策に関する事業の成果を評価・分析の結果はどのようなか伺います。

2、必要な資源をどの分野にどういった方法で投入するのがより効果的であるか、検証した結果はどのようなか伺います。

3、民間との適切な連携を進めているのか伺います。

4、まちづくりの目標「育てたい、暮らしたい、帰りたいまち 小山町」に向けて、来年度の予算づけは考えているのか伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 室伏辰彦議員にお答えをさせていただきます。

初めに、地域共生社会の実現に向けた取組のうち、働ける場所を確保するための法人の設立に対して町の支援は考えられるかについてであります。

就労支援事業は、社会福祉法人や一般社団法人、株式会社等の法人が、法律の基準による人員や設備を整える計画を立て、県の許可を得て事業を行います。しかし、事業を開始するためには、施設の建設や利用者の確保など様々な問題があり、町内で事業を行う就労支援事業所は、小山町社会福祉協議会のワークホーム・アップルのみとなっております。

障害をお持ちの方が町内で働ける場所を増やすためには、新たな法人の参入も必要と考えておりますので、法人の設立や既存の法人が町内で事業を希望される場合は、町が積極的に相談に応じます。また、事業の準備段階では、小山町社会福祉施設整備事業等補助金交付要綱により、施設の建設等に対して、補助対象経費から国、県等の補助金を控除した額の2分の1を上限に、町が予算の範囲内で補助金を交付いたします。このように、町といたしましては、就労支援事業所が新規に開設されるよう、相談支援及び補助金交付等の支援を行ってまいります。

その他の御質問につきましては、住民福祉部長及び理事から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 私からは、まず、地域生活社会の実現に向けた取組についてのうち、障害者就労支援事業を町と社会福祉協議会でどのようにしているかについてお答えします。

本町における障害をお持ちの方の就労支援事業所は、小山町社会福祉協議会が運営するワークホーム・アップルのみとなっております。このため町では、事業実施主体である小山町社会福祉協議会と連携し、ワークホーム・アップルが就労支援事業として運営する役場庁舎内の町民食堂ごちそうさんやカフェ・ポムが円滑に運営できるよう、場所の無償提供を行っております。また、ワークホーム・アップルで生産された物品の買入れや役務の提供を受ける契約については、障害者就労施設からの物品の調達であるため、地方自治法により競争の方法によらないで契約できることとなっております。

本町では、毎年度、障害者就労支援施設等からの物品等の調達方針を定め、町から発注する郵送物の封入作業や自主製品であるクッキー等の利用について、機会があるときには積極的に発注するとともに、調達実績において町ホームページにより公表しております。今後どのように進めていくかについては、ワークホーム・アップルの利用定員は現在12人であることから、就労支援事業を利用されている町内の障害をお持ちの方の多くは、御殿場市や近隣市町の事業所に就労されております。そこで、社会福祉協議会と協議し、ワークホーム・アップルの利用定員を増やすことについて現在検討しているところであります。

次に、町内で障害をお持ちの方の就労場所の確保をどのように進めていくかについてであります。

先ほど町長から答弁しましたとおり、新たな法人の参入を支援するとともに、社会福祉協議会と連携し、ワークホーム・アップルの運営につきましても安定した運営ができるよう、相談支援等を充実させてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 私からは、二つ目の人口政策についての御質問にお答えいたします。

初めに、1点目の人口政策に関する事業成果の評価・分析の結果についてであります。

人口政策に関連する事業は全庁を挙げて取り組んでおりますが、総合計画の基本的な考え方である住み続けたいと思えるまちづくりの推進の観点から、町民意識調査の結果と各地区の人口動態の状況により分析、評価している内容を御説明いたします。

まず、毎年実施している町民意識調査のうち、定住意向に関する調査の結果であります、「現在の場所にずっと住み続けたい」及び「当分このまま住み続けたい」と回答した方を定住意向がある人として捉えた割合は、町全体で79%と高い結果でありました。令和2年度までの過去5年間の平均値が77%でありますので、町民の定住意向は高い水準を維持していると考えられます。

これを地区ごとに見ますと、成美、明倫、足柄、北郷の4地区が80%前後であるにもかかわらず、須走地区は60%強という結果でありました。須走地区は、転勤を伴う自衛官の居住が多いことから定住意向の数値が低くなっていると推測しておりますが、ほかにマイナス要因がないかどうか、更なる分析が必要であると考えております。

また、年代別に見ますと、20代が40%台である一方、70代が90%を超えており、年齢が上がるほど定住意向が高くなっておりますが、男女別で比較いたしますと、ほとんどの年代で男性よりも女性の方が定住意向が低い傾向にありました。過去5年間の平均値と比較しますと、男性の定住意向は横ばい、または上昇傾向であるにもかかわらず、20代、30代、50代の女性は下降傾向にあり、女性の定住意向が低下している状況が分かりました。

以上から、これまでの町の定住促進に関する取組は全体的に成果があったと考えられますが、定住意向が下降傾向の年代や性別、地区に対しては、更なる実態把握による施策立案が必要であると考えております。

次に、人口動態についてであります。平成28年6月1日の人口と令和3年の同時点と比較したところ、町全体では5年間で1,269人、6.6%減少しており、これは全ての地区で人口が減少しております。そのうち、14歳以下の年少人口と15歳から64歳までの生産年齢人口の減少率は10%前後である一方、65歳以上の高齢者人口は5%強増加しております。

地区別では、足柄地区と須走地区の年少人口の減少率が20%を超えている一方で、北郷地区では2%弱増加しております。生産年齢人口については、最も減少率が高いのが成美地区の15%弱である一方、北郷地区では6%弱にとどまっております。高齢者人口については、北郷地区では10%弱と最も高い増加率でありましたが、今後、高齢者人口は減少傾向に入ると予測されており、成美地区では既に高齢者人口の増加が止まり、横ばいとなり始めています。

人口の数だけでは多岐にわたる施策を適切に評価できないと考えますが、宅地造成事業や地域優良賃貸住宅の整備により年少人口が増加している地域も確認できますので、人口減少及び増加による影響を想定した施策を展開していきたいと考えております。

次に2点目の、必要な資源をどの分野にどのような方法で投入することが効果的であるのか及び3点目の民間との適切な連携について、併せてお答えいたします。

今後の施策を展開する上で、さきにお答えした町民意識調査の内容分析のほか、現在の町民ニーズなどの把握に努めた上で、定住に向けた行動に移していただくために行政ができる支援策を打つ必要がありますが、予算や人員には限りがありますので、対象者の絞り込みや支援方法の検討を行うとともに、民間活力を發揮していただける場面を増やすことで、公民が連携した課題解決ができると考えております。

民間との連携にはどういったところに障壁があるのか、行政と民間の役割分担をどうするのかなど、まずは対話することから始まりますので、今年10月には町内不動産物件を扱う民間事業者の方々と、居宅ニーズの動きや、空き家、空き地対策の現状などについて意見交換をしたところ

であります。このような対話を通じ、こういった分野にこういった支援を行えば民間活力の発揮が促進され、課題解決につながるのかを検討していくことで、より効果的な施策立案につなげてまいりたいと考えております。

次に、4点目の人口政策に関する来年度の予算づけについてであります。定住促進につなげるための施策につきましては、ただいまお答えしましたとおり、調査・分析や民間との対話により取り組むべき課題が見えてきた部分もありますので、その解消に向けた具体的な取組について検討を進め、当初予算に反映していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 再質問をさせていただきます。

地域共生社会の実現に向けた取組についてから3点、人口施策についてから1件伺います。

まず、1番目、庁舎内の町民食堂ごちそうさんやカフェ・ポムを円滑に運営できるように場所を提供しているとのことで、そこは町民も利用できる場所となっております。ただ、現状では町民がとても利用しにくいと感じております。また、利用できる食堂と知らない町民も多いのではないのでしょうか。

最近片づけられましたが、食堂の前の通路には、長期間、段ボールが山積みがありました。社会福祉協議会だけではなく、行政として利用しやすい環境づくりに取り組む必要があると考えられますが、どのような取組を考えるのか伺います。

二つ目、毎年度、障害者就労施設等からの物品などの調達方法を定め、調達実績についてホームページで公表しているとの回答でしたが、本年度の具体的な調達予定の内容はどのようなものだったのでしょうか。また、令和2年度の実績36万4,847円を今年度は上回る見込みがあるのか伺います。

3点目、アップルの利用定員を増やすとの回答がありましたが、どのような目標で増やしていくのか伺います。また、令和7年度に70名と掲げています。相談支援等で達成できるのか伺います。

人口政策からは1点です。

4点目の答弁の中で、調査・分析や町民対話により取り組むべき課題が見えてきた部分があるとのことですが、見えてきた部分とはどのようなものか伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 室伏議員の再質問にお答えします。

地域共生社会の実現に向けた取組についてのうち、1点目の町民食堂ごちそうさんやカフェ・ポムの利用しやすい環境づくりについてお答えします。

町民食堂ごちそうさんは役場の地下にあることから、町民に分かりづらい状況だと考えます。

このため、庁舎の入り口やカフェ・ポム等に案内板を設置するなど、社会福祉協議会と協議しながら町民が利用しやすい環境整備を進めてまいります。

次に2点目の、障害者就労支援施設からの具体的な物品調達ですが、既に各種検診等の受診票封入作業や2市1町共通利用券封入作業を実施し、また、今年度、障害をお持ちの方の社会参加の促進と障害者就労支援事業所の利用促進を目的に、ワークホーム・アップルで手作りにより作成したエコバッグを町が購入し、障害者手帳所持者へ贈呈する予定であります。

今後も各部署へ障害者就労支援施設等からの物品調達利用の呼びかけを行いまして、令和2年度の実績額を上回る見込みであります。

次に3点目の、アップルの利用定員についてお答えします。

アップルは令和4年4月から現在の定員12人を増やす予定で進めておりますが、新規利用者の発掘に苦慮している状況であります。社会福祉協議会と連携し、利用者の募集の広報のほか特別支援学校や相談支援事業所へ協力を依頼し、一人でも多くの利用者の確保に努めてまいります。

また、就労継続支援事業所の令和7年度利用者目標数におきましては、利用者等に係る相談がありましたら、相談支援事業所と連携し、利用者の希望に沿った就労ができるよう調整するとともに、先ほど町長から答弁しましたとおり、新たな法人等の参入支援を行い、障害をお持ちの方が就労できる場を確保し、目標達成に向けて努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○理事（増井重広君） 私からは、二つ目の人口政策についての再質問にお答えいたします。

先ほどの答弁にありました、調査・分析や民間対話により見えてきた取り組むべき課題とはどのようなものなのかについてであります。定住促進の観点のうち、特に宅地を求める方の考え方や今後考慮すべき事象について、民間事業者の方々と意見交換をしております。

一例としましては、自宅の新築を考えているアパート居住の方は、職場との距離よりも学区が変わらず生活に慣れている地域を優先し宅地を求める傾向があるため、町内に家を建てていただくには、まずはアパートに住んでもらうことが効果的ではないかとのことであります。また、現在のアパートの入居状況について、通常であれば新築アパートへの移動によって空き室化が進む古めのアパートでも、新東名高速道路の工事関係者の居住により空き物件が少ないことが大きな特徴として挙げられました。数年後には工事終了とともに古めのアパートの空き室化が進むことが懸念されることから、入居者を確保するためのアパート経営者による居室の高付加価値化や耐震工事等の修繕を促進することで、アパートの空室化抑制とともに、町内居住希望者の居宅ニーズに応えることができると考えております。

また、現在、結婚支援事業の一環として、町内企業を職員が訪問する中でも、従業員の方が普段感じていることなどを伺っておりますので、様々な立場、年代の方々のニーズ把握により課題の本質を捉え、町民の定住意向の向上につながる方策を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○2番（室伏辰彦君） 再々質問をさせていただきます。

地域共生社会の実現に向けた取組についてであります。2点。

新規利用者の発掘に苦慮している状況とのことですが、まず、利用者が就労できる場所や協力事業者があつてこそ、就労先を選べることができ、相談に来ると思います。また、なぜ他の市町へ就労してしまうのか、その点についてどのようなお考えがあるのか伺います。

二つ目。カフェ・ポムは、利用していると庁舎に来た方や職員の方と目が合い、落ち着いて利用しにくいと町民から意見がありました。改善点があると思います。また、食堂ですが、町民の利用をうたつてありますが、なぜ通路に書類の山が長期間置いてあつたのでしょうか。防災の観点からも危険であります。今後またこのようなことがあるのか伺います。

人口政策についてから1点伺います。

定住促進事業として、借りる方への支援も必要と思います。例えば引っ越し費用の一部助成とかですね。どのように進めているのか、また、いくのか伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉課長（杉山則行君） 室伏辰彦議員の再々質問にお答えいたします。

まず、地域共生社会の実現に向けた取組のうち、就労先を選べること、他市町へ就労してしまうことについての考えについてです。

現在、町内では就労支援事業所がワークホーム・アップルのみであり、利用定員が全て埋まっていますので、町内で新たな就労を選ぶことができません。先ほど町長及び部長から答弁しましたとおり、ワークホーム・アップルの利用定員を増やしたり利便性を向上させ、また、新たな法人の参入を促していくことにより、町内で就労場所を選択できる環境を整えてまいります。

次に、カフェ・ポムを利用しやすく改善することにつきましては、社会福祉協議会と検討し、テーブルや棚の配置を変えたり間仕切りを使うなどの工夫をして、落ち着いて利用できる空間を確保してまいります。

また、本庁の地下通路につきましては、書類の廃棄時期や空調施設の工事等により通路に書類を積んだ状態が続き、利用者の皆様にも大変御迷惑をおかけしてしまいました。町民食堂として一般のお客様が来場する場であることを再認識しまして、今後このようなことがないよう努めてまいります。

私からは以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○人口政策推進室長（石田洋丈君） 人口政策に関する再々質問にお答えいたします。

定住促進事業として、借り方への支援をどのように進めているのか、進めていくのかについてであります。現在の支援制度としましては、低所得の年齢が若い新婚世帯に対し、新居の購入や家賃等の賃貸に関する経費及び引っ越し費用について、上限30万円を補助する結婚支援生活支援事業を実施しておりますので、制度の周知に努めるとともに、来年度も継続実施できるよう調整しているところであります。

その他、今後の進め方につきましては、先ほどの理事の答弁にもありましたとおり、町民のほか民間事業者や町内事業所の従業員の方など、様々な立場、年代の方々のニーズ把握に努め、どういった支援が定住促進に効果的なのかを総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○2番(室伏辰彦君) 以上で終わりにします。

○議長(遠藤 豪君) 次に、4番 佐藤省三君。

○4番(佐藤省三君) 私は通告により、高齢者の安心安全な移動指導について及び学校教育の現代的な課題への町内各学校の対応についての2点について、一括質問一括答弁方式にて一般質問を行います。

まず、高齢者の安心安全な移動手段についてということですが、私はこの件については、通告による一般質問を令和元年度12月定例会及び令和2年度12月定例会にも同様の趣旨により質問いたしました。今回も続けて質問させていただきます。

昨年度の一般質問では、次の回答をいただきました。

一つ、後づけのペダル踏み間違い急発進抑制装置の設置助成制度について、令和3年4月より国の補助金を控除した残額に対し上限を定めて補助する方向で検討しており、来年4月からの開始を目指しております。

二つ目、コミュニティバスの回数券のまとめ買いに対する割引率の引上げについて新たに検討し、固定客の増を図ってまいりたいと考えております。

3点目、65歳以上の町民の運転免許証自主返納者に対し、6,000円分のコミュニティバスの回数券を配付します。

4点目、デマンドバスについては、町民に周知を図り、須走地区や町外の医療機関、観光施設等の運行範囲の拡大等、定時運行バスについては、運行ルート、時刻表の見直し等の改善を行います。

以上、だいぶ踏み込んだ回答をいただきまして、今後は高齢者も安心安全な移動が保障され、町内における交通事故発生の抑制につながるものと期待いたしました。

そこで、御殿場警察署の交通課長様に小山町内での事故の件数を伺いました。それによりますと、令和2年1月から12月までの事故総件数は27件、その中で高齢者は6件とのことでした。比べて、令和3年1月から9月までの事故総件数は50件、そのうち高齢者は9件だったそうです。総件数、高齢者ともに増加の傾向でした。いずれも町内の事故であり、中には町外関係者

も絡んでいる件もあると思われませんが、令和2年は1月から12月まで、今年度は1月から9月まで、12か月と9か月の比較で今年は3か月も少ないわけでありましたが、いずれも増えていることは憂慮すべきことと考えます。

また、全国的にも高齢者のペダルの踏み間違いなどによる悲惨な暴走事故が後を絶たず、多くの関係者に大いなる苦勞に満ちた生活をしております。

以上を踏まえて、以下のことについて伺います。

1、後づけのペダル踏み間違い急発進抑制装置の設置助成制度の申請状況について伺います。

昨年度の答弁では、町内シニアクラブへのアンケート調査の結果、58%の方が装置利用希望の回答があったとのことですが、今年度の申請状況は大変少ないと伺いました。この状況をどう考えますか伺います。また、今後はどのように対応されていくのでしょうか、伺います。

二つ目、自動車運転免許証自主返納制のコミュニティバス回数券配付状況について伺います。

せっかくの制度ですが、今年度9月までの配付状況は必ずしも返納者全員が申請しているわけではないようです。申請されない方にはそれぞれの理由があるとは存じますが、今年度の回数券配付状況と今後の対応について伺います。

3点目、小山町コミュニティバスの現状と課題について伺います。

その1、小山町のコミュニティバスの利用状況等、現状について伺います。担当の資料によりますと、令和3年度の利用人数は、4月より9月まで、令和2年度と比べると8月以外は増加しています。しかし、令和元年度と比べると、いずれの月も減少しています。令和元年度は従前の路線によるコミュニティバスであり、令和2年度はデマンドバスを開始した年であります。この利用人数についてどうしてこうなったのか、その原因をどのように考えておられますか。

3の二つ目、今年度4月に改正されたデマンドバスの利用状況等、現状について、次の項目について伺います。

須走地区及び町内で増設したバス停の利用状況はいかがですか。

町外医療機関、観光客等の利用が見込まれる宿泊施設等、新規設置されたバス停の利用状況はどうでしょうか。

3の三つ目、定時運行バスの現状について伺います。

定時運行バスの利用者は、今年も児童生徒が多く、朝夕の偏りもあるとのことですが、そうすると路線や本数など見直しが必要となるのでしょうか。定時運行バスの現状と課題について伺います。

四つ目、コミュニティバスの収支の現状と改善について伺います。

コミュニティバスは、町民の生活の安全安心な移動手段の確保を狙った移動手段の一つと考えますが、収支のバランスが安定しているとは言えません。一般会計の予算書を見ますと、2款7項1目の備考欄(3)の地域公共交通活性化事業費18自主運行バス負担金は、令和2年度は8,200万円、令和3年度は同じ項目で7,742万9,000円が計上されておりました。令和3年度は令和2年度

に比して若干減少傾向ではありますが、令和4年度の予算ほどの程度になると予想されていますか、伺います。

また、一般会計の決算によりますと、自主運行バス負担金は、令和元年度は6,348万6,658円で、令和2年度は8,296万2,028円でした。令和3年度は7,610万2,000円と予測されているようですが、黒字にするのはかなり難しいと考えます。今後、収支の改善をどのように図っていこうと考えていますか、伺います。

続きまして、学校教育の現代的な課題への町内各学校への対応について伺います。

コロナ禍による大きな影響によるものなのか定かではありませんが、これまでも存在はしていたが表面に現れにくかった様々な課題が、昨今、顕在化しつつあります。それは、子どもの貧困であったり、ヤングケアラーであったり、LGBTであったり、児童虐待や校則の見直し問題などであったりしております。

これらの子ども達の中には、自身の置かれている環境によって十分な学業が果たせずに、現学習指導要領で標榜されている「主体的で対話的な深い学び」などと全く無縁な学業生活を送らざるを得ない状況であります。さらには、友達との交流や人生の将来を考えたり希望したりする余裕もない状態であります。また、この状態は「親ガチャ」という言葉で象徴されるように、子ども自身では選べないという状況も重なっています。

そこで、以下の3点について伺います。

世の中がコロナ禍に見舞われる以前から課題となっていることですが、統計によれば、日本全体では7人に1人の割合で子どもの貧困が見受けられるとのこと。この子どもの貧困について伺います。

一つ目、小山町で把握している子どもの貧困の状況をお知らせください。

二つ目、昨年、学校の休校中にタブレットを家庭に持たせてリモート授業を進めた際に、Wi-Fi環境が整っていない家庭も少なからずあったと聞きました。また、それ以前にパソコンを置いていない家庭もあると聞きます。学校のICT化が進められている現在、友達と同列に学べないのは相対的な貧困と言えます。

かつて、「貧困とは、食べるものにも困る状態を言い、普通に服を来て文房具にも困らないのは貧困ではない」と言った方がありましたが、その方のSNSはだいぶ炎上したようです。このような子ども達にはどのような対応が可能でしょうか、伺います。

三つ目、子ども達の栄養は、普段の日々には学校給食でバランスがやっと取れますが、長期休業や休校中の場合、家庭によっては悲惨な状況により、悪くすると栄養失調に陥る可能性もあります。特に夏休み明けが心配な子ども達もあります。この対策も必要と考えますが、どのように対応したらよいでしょうか。

二つ目、ヤングケアラーについて伺います。

ヤングケアラーとは、病気や障害などのある家族などのお世話や介護等を日常的に進めている

18歳未満の子どものことを言うようですが、国でも子ども達の現状を早期に把握するよう努めているようです。そこで、以下の件について伺います。

一つ目、小山町ではこの現状をどの程度把握しておられますか、伺います。

二つ目、実際にヤングケアラーとして日常生活を送っている子どもを把握した場合、どのような対処を考えておられますか、伺います。

大きく三つ目、学校内でのLGBTへの対応について伺います。

LGBTとは性的少数者を表す言葉であり、三つの性的指向と一つの性自認（性の自己認識）の言葉に分けられております。これは多くの場合、思春期の時期に本人自身が気づくことが多く、生まれたときの性別に違和感を生じ、例えば戸籍などによる性の服装などを拒むこともあります。学校では、これへの周囲の子ども達や教師の無理解から、差別や中傷等の対象になりやすいということでもあります。

一つ目、小山町ではこのLGBTの現状をどの程度把握しておられますか、伺います。

二つ目、ある児童生徒をLGBTと把握した場合、どのような対応を考えておられますか。

三つ目、海外ではパスポートや住民票などの性別欄を無くしたり、男女以外に「その他」等の選択肢を掲げたりしている場合も増えつつあると言います。学校では、名簿や制服、体育着等はどうのように扱いますか、伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 佐藤議員にお答えをさせていただきます。

初めに、高齢者の安心安全な移動手段についてのうち、後づけの急発進抑制装置費の補助制度の申請状況と今後の対応についてであります。

町では年度初めに各シニアクラブへ補助制度についてのチラシの配布を行い、その後も広報などで周知を行ってきましたが、申請件数は10月末現在で1件と非常に少ない状況であります。この背景には、各自動車メーカーの安全装備に関する技術開発が急激に進み、現在では軽貨物自動車にも衝突被害軽減ブレーキが標準装備されるなど、安全性能の高い車両が増加していることや、国のサポカー補助金の対象として新車及び中古車への補助が充実していることが考えられます。しかしながら、高齢者によるペダル踏み間違い事故は後を絶ちませんし、サポカー補助金の交付を行う一般社団法人次世代自動車振興センターに確認したところ、事故のニュースを受けて後づけ装置の補助数も増加傾向にあると聞いております。

町でも月に二、三件ではありますが、補助制度について問合せの電話をいただいておりますので、更にPRを強化し、申請者の増加に努めてまいります。

次に、自動車運転免許証自主返納者へのコミュニティバス回数券の配付状況と今後の対応についてであります。

御殿場警察署内にある交通安全協会の免許窓口で自動車運転免許証の自主返納手続をされた町民で65歳以上の方は、10月末現在で29人おられました。そのうち、コミュニティバス回数券の配

付を申請された方の数は11人であります。まだ申請をされていない18人の方は、今後申請されるか、もしくは身体の障害等によりコミュニティバスの利用を望まない方もいらっしゃると思います。

対象者への周知につきましては、急発進抑制装置の補助制度と同様に、年度初めに各シニアクラブへ運転免許証自主返納者サポート事業の案内チラシを配布し、その後も広報などで周知に努めております。また、交通安全協会の免許窓口で、運転免許証の自主返納手続きをされた際に、窓口担当者から、65歳以上の小山町民であればコミュニティバスの回数券が無償で受け取れることの説明と案内チラシの配布を行っていただいております。

今後も高齢者の安全運転の啓発を継続し、交通事故防止に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、企画総務部長及び教育長から答弁をいたします。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 次に、コミュニティバスの利用状況等の現状についてであります。

コミュニティバスは令和2年度に大幅な見直しを行っており、それまで運行していた定時運行バスの統廃合やデマンドバスの導入などを実施しております。そのため、令和元年度と令和3年度の実績を単純には比較できませんが、利用者が減少している原因としては、新型コロナウイルスの感染拡大による外出自粛の影響などが挙げられると考えております。

次に、デマンドバスの須走地区及び町内で増設したバス停の利用状況、町外のバス停の利用状況等についてであります。

本年4月から10月末までの実績を見ますと、概算ではありますが、本年度から新たに追加した須走地区のバス停については乗降者合わせて1,341件の利用があり、最も多いバス停は須走浅間神社の192件となっております。また、町内のその他の新設バス停については341件の利用があり、最も多いバス停は富士小山病院正面の216件となっております。

町外のバス停利用状況は、現在、御殿場市内に5か所のバス停があり、964件の利用があります。利用の多い順に、富士病院390件、セルバ御殿場古沢店312件、御殿場プレミアム・アウトレット154件、フジ虎ノ門整形外科病院82件、小沼母乳育児相談室入口26件となっております。

次に、定時運行バスの現状と課題についてであります。

定時運行バスについては、本年度からデマンドバスの運行範囲を町内全域へ拡大したことにより、日中の便を廃止し、須走、足柄、明倫の大きく分けて3ルートで運行しております。利用状況としては、ルートや時間帯によって大きく差が出ており、特に須走ルートの早朝の便や明倫ルートについては利用者が少なく、先日、小山町公式LINEにて実施したアンケートや学校等への聞き取り調査から、今後も利用が見込めない可能性が高いことが分かりましたので、運行形態など小山町地域公共交通会議で協議、検討をしております。

最後に、収支の現状と改善方法についてであります。

コロナ禍などによって既存の路線バスの便数削減が進むなど、公共交通を取り巻く環境は大変

厳しくなっております。そんな中、小山町コミュニティバスは、町内の交通空白地域を埋め、子どもから大人まで幅広い世代の交通弱者が不便なく移動できる環境の構築を目指しており、道路や水道と同じ生活に必要なインフラとして整備しているものであります。

昨年度はコロナ禍の影響から利用者数が伸び悩んでおりましたが、今年度は徐々に増加傾向にあり、町民アンケートの公共交通の満足度も、令和元年度の19%から令和3年度は40%まで上がってきております。

今後も町民生活にとって重要なインフラとして公共交通を維持していくため、各種補助金・交付金の活用や、定時運行バスの見直し、デマンドバスのバス停の追加、運行時間の延長など利便性の向上、広報紙やイベントでの周知活動などにより、経費の削減や利用者の増加に努めてまいります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 学校教育の現代的な課題への町内各学校の対応についてのうち、初めに子どもの貧困についてであります。

本町の子どもの貧困の現状把握は、園、学校と民生児童委員との懇談会や、要保護児童対策地域協議会での情報提供、小中学校保護者からの就学援助費申出書等で把握し、就学援助等の対象世帯として対応しているところであります。また、パソコンやWi-Fi環境のない家庭への対応につきましては、現在、小中学校では1人1台のタブレット端末の使用ができ、家庭への持ち帰りも可能になっておりますので、パソコンがない家庭の児童生徒も同列に学ぶことができます。また、Wi-Fi環境のない家庭にはモバイルルーターを貸し出すことで対応しているところであります。

次に、長期休業で学校給食がない期間中に栄養失調になるおそれについてです。

先ほど答弁したとおりの方法で対象者の把握に努め、心配される児童生徒がいた場合は、定期的に担任の先生などから安否確認を行うことや、食事に困っている御家庭には社会福祉協議会のフードバンクの利用を進めることで対応しております。

次に、ヤングケアラーについてであります。

現状の把握は、要保護児童対策地域協議会からの情報提供や、毎月、小中学校から生徒指導の報告を受けることで把握するように努めています。現状では、ヤングケアラーとして特定する児童生徒はおりませんが、観察を必要とするケースが二、三件あるため、今後も注意して対応していきたいと考えております。

また、把握した場合の対処は、学校の職員だけではなく、学校医、子ども相談員、スクールソーシャルワーカー、児童相談所、要保護児童対策地域協議会などと連携しながら改善に向け対処していきたいと考えております。

次に、学校内でのLGBTへの対応についてであります。

LGBTの現状把握は、調査を実施したことがないため把握できておりませんが、日頃から子

どもが悩んでいたり苦しんでいたりしないか、子どもに寄り添った関わりを心がけております。また、教員は子どもの人権を第一に考え、「女の子だから」「男のくせに」といった差別につながる発言がないようにしております。子ども同士でもそのような言動があった場合には指導しております。

把握した場合の対応は、まず、児童生徒本人の話をよく聞き、保護者とも相談しながら対応したいと考えております。また、学校医、こども相談員、スクールカウンセラーなどと連携しながら対応する必要もあると考えております。

次に、名簿については、男女の表記がないものを使用している学校がほとんどであります。また、体育着は現在各学校では男女同じタイプのものを着用しております。制服については今後調査する予定であります。まずは子どもや保護者の考えを把握し、検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで10分間休憩します。

午前11時00分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

再質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） 途中で水が入ってしまいましたけれども、改めて再質問をさせていただきます。

まず、高齢者の移動手段の関係で4点、それから学校教育の関係で5点、よろしく申し上げます。

まず、高齢者の移動手段でございますが、最初に、国による後づけのペダル踏み間違い急発進抑制装置の助成は、今年度分は10月末で終了との見方がありました。実際はどうでしたか。また、これはかなり希望が多かったためと考えられます。これを受けて小山町としてはどのような助成が考えられますか。例えば、ある自動車製造会社では簡単に設置できる踏み間違い防止クッションを販売中と聞きますが、いかがでしょうか。

二つ目、たくさんのバス停を設置していただきましたが、高齢者の弱った足を考えると、デマンドバスの降車地点を自宅付近にまで延ばすなど、もう少し利用者の身になった運用はできないものでしょうか。

3点目、コミュニティバスの利用を進めるために、今後のコミュニティバスの設置方針をお聞かせください。また、町民への周知はまだ十分とは言えません。先日、免許証を返納したいが後のことを考えると二の足を踏むという方がありましたが、このことについてどのように周知の徹底を図っていかれますか、伺います。

4点目、高齢者や一般町民の安全安心な移動を確保するため、デマンドバスの導入など先進的な公共交通を進めておられますが、大変ありがたいことでもあります。今後、小山町コミュニティバスの課題と改善策について伺います。制度の変更など、今後様々な障害などがあるかと思いますが、例えば、全体的にコミュニティバスの枠組みについて広域など大幅に変えていく必要はありませんか。また、定時運行バスも無くてよいというわけではありません。いっそのこと全て公共交通という考え方もあるようですが、いかがでしょうか。

以上、高齢者の移動手段については4点です。

学校教育の関連については5点お願いします。

まず、子どもの貧困の関係ですが、就学援助等の対象世帯は全町では何件になりますか、伺います。

二つ目、町から貸与のタブレット端末は、現在、家庭へ常に持ち帰っているのでしょうか。もしそうでなければ、パソコンのある家庭とそうでない家庭とでは同列に学ぶことはできないのでしょうか。家に帰ってからはパソコンに触れないということが現実にありますかということですか。

3点目、食事に困っている家庭の把握というのはどのようにされておられますか。また、フードバンクの利用の促進はどのような方法でやっておられるのか、伺います。

ヤングケアラーについて、1点お願いします。

現在、国全体の方向として、施設介護から在宅介護へシフトされようとしています。このような状況の中で、ヤングケアラーの負担は更に増大すると考えられますが、しっかりと把握し、援助ができるようにしなければなりません。学校内ではどのような体制が考えられますでしょうか、伺います。

最後に、LGBTの関係ですが、仮に今後LGBTのような子どもが把握された場合、例えば、トイレや更衣室の在り方も問題になると思われませんが、これらの対応についてのお考えがありますか、伺います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○住民福祉部長（渡邊啓貢君） 佐藤議員の再質問にお答えします。

私からは、高齢者の安心安全な移動手段についてのうち、後づけ急発進抑制装置の補助制度についてお答えします。

国のサポカー補助金の状況を確認したところ、後づけ装置の交付申請の受付は、申請額が予算額に達したため、今年度分は10月29日をもって終了しましたということです。一方、町の補助制度につきましては、引き続きチラシの配布や広報などによる周知に努めながら実施してまいります。

また、補助対象製品につきましては、国のサポカー補助金と同様に国土交通省の認定を受けた

装置としておりますので、今後も新製品の認定状況など国の動向を注視し、研究してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 私からは、コミュニティバスの3件の質問にお答えをいたします。

まず初めに、デマンドバスの降車地点を自宅付近にできないかについてです。

デマンドバスの運行につきましてはシステムで管理しており、複数の予約に対して効率よく正確に対応するため、あらかじめ決められたバス停の位置を基に利用者の予約に応じて走行距離や運行時間が計算され、運行計画が決まる仕組みとなっております。現状では、個別対応となる自宅前での降車につきましては厳しい状況であります。また、自宅までの送迎となりますとタクシーと同等のサービスとなりますので、民業圧迫となる可能性もあり、慎重な検討が必要であると考えております。

次に、バス停の設置方針と周知方法についてであります。

バス停は、基本的に病院やスーパー、公共施設といった主要な場所や、各住宅地からおおむね100から200メートルに1か所の割合で設置しております。追加の設置については各地区からの要望に応じて柔軟に対応しているところであります。

周知につきましては、広報おやまや無線放送、町のホームページでの周知はもとより、高齢者向けスマートフォン教室などでの周知を積極的に進めてまいりたいと思います。また、ワクチン接種や選挙の際のデマンドバス無償化など、引き続き多くの方の目に触れ、利用していただける取組を進めてまいります。

最後に、コミュニティバスの広域化と路線バスのコミュニティバス化についてであります。

御殿場市やその他の自治体へ移動範囲を拡充させ広域化を図っていくことは、各自治体に様々な交通事業者がいること、自治体ごとの事情や考え方があり、また、民業圧迫等の影響を考慮すると慎重に進める必要があると考えております。民間路線バスのコミュニティバス化につきましては、町内の路線バスは、苦しい経営状況の中、地域公共交通維持のために運行を続けており、広域的な移動手段として重要な役割を担っていただいております。

今後も交通事業者と町の役割を整理しながら地域公共交通の維持と活性化に努めてまいりますので、全てを町運営によるコミュニティバス化するという考えは今のところ持っておりません。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 再質問にお答えします。

初めに、就学援助等の対象世帯数であります。小中学校全体で36世帯であります。

次に、町から貸与のタブレット端末は常に家庭に持ち帰っているか、そうでなければパソコンのある家庭とそうでない家庭とでは同列に学ぶことができないのとはについてであります。

現在、タブレット端末は、タブレットを活用した学習などを家庭で行う場合に持ち帰って使用

しています。常にタブレットやパソコンを使用した学習を家庭に求めているものではありませんので、家庭にパソコンがある、ないの差ではないと考えております。

次に、食事に困っている家庭の把握については、先ほどの答弁のとおり民生児童委員との懇談会や要保護児童対策地域協議会での情報提供などの中で把握しております。また、フードバンクの利用を進める方法については、こども育成課の職員などが社会福祉協議会と連絡・調整をした上、電話や家庭訪問等により対応しているところであります。

次に、ヤングケアラーをしっかりと把握し援助しなければならないが、校内ではどのような体制を考えているのかについてであります。

子ども自身がヤングケアラーだと気づかない場合や、子どもから言おうとしないなどのケースが想定されています。校内では子どもとの面接の機会やスタディープラン、生活アンケートなどから担任が把握し、学年主任管理職で情報共有したいと考えております。

次に、LGBTのような子どもが把握された場合のトイレや更衣室の対応についてであります。把握した段階で、その子の事情によって整える環境が随分異なってきます。学校としては、どのような対応ができるのか、できないのか、本人、保護者との話し合いを持ち、決めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○4番（佐藤省三君） まずは高齢者の安全安心の移動手段の関係ですが、大変難しい中でコミュニティバス、デマンドバス等を運用していただいておりますけれども、いつまでも赤字でよいというわけではないんじゃないかなと私は考えます。しかし、これが無くなってしまっただけではまた困るわけですから、そのバランスというのは非常に難しいと思うんですが、なるべく黒に近づけるような方法というんですか、これをどのようにお考えになっているのか、改めて伺いたいということが一つ。

それから、学校関係であります。今後、男女の区分けというのが通用しなくなるような世の中に進みつつあるのではないかと危惧されるわけですが、そうすると男女別でいろいろやっていることについてもう一度考え直さなくてはいけないんじゃないかと感じております。例えば、制服の在り方というようなことが出てくるわけですが、聞くところによると、体育着等は、形は同じだけど色合いがちょっと違ふとかというのもあるというようなことも伺いましたけれども、その点について再度お考えを伺いたいと思います。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画政策課長（勝又徳之君） 佐藤議員にお答えをいたします。

コミュニティバスの赤字解消の考えということですが、まず、コミュニティバスですけれども、交通弱者のために地域の公共交通としては大変重要であると考えております。そんな中

で、例えば、来年度以降ですけれども、御殿場のバス停を若干どこかに増やすですとか、それから、今回も実施しましたけれどもワクチン接種の方に無償で乗っていただいて、コミュニティバスを利用するのにこんなに便利なんだというところを皆さんに感じていただいて利用率をもっと上げていければ、更にコミュニティバスの赤字解消につながるか、大幅な解消につながるか分かりませんが、そういったところを進めていけば、少しずつ皆さんに周知もできて解消にもつながるのではないかと。さらに、国の補助金ですとか県の補助金を上手に活用して、歳出削減率とかにも努められればいいかなと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育長（高橋正彦君） 再々質問にお答えします。

ジェンダーの問題は学校の問題だけでなく社会全体の問題であり、返ってきて学校の問題になってくる、大変重要な問題であるとされております。制服等も含めまして、子ども達の意向、保護者の考え、それから学校としての考え、これらを十分話し合いながら、ジェンダーの意味とか大切さについて理解をしながら今後の方向について考えていきたいと思っております。

以上です。

○4番（佐藤省三君） 以上で終わります。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで職員の入退室を許可します。議員の皆様は、しばらくお待ちください。

次に、8番 渡辺悦郎君。

○8番（渡辺悦郎君） 本日は一括質問一括答弁方式により3件の質問を行います。

最初の質問です。ふるさと納税の現状と今後の進め方についてであります。

町長は、就任直後、総務省に出向き、謝罪や情報交換を行われ、現在に至っております。本年11月26日の定例記者会見で、令和4年度の当初予算編成について6億円余の財源不足を見込み、そのために義務的経費の抑制や総合計画推進事業の削減、財政見直しを進め、町単独事業の先送りを含む事務・業務の見直しを進めると公言されました。会見でも述べられておりますが、貴重な財源であるふるさと納税を促進すべきと考え、次の事項について当局の考えを伺います。

まず最初に、ふるさと納税の現状について伺います。

次に、返礼品の状況について伺います。

3番目に、議会は、昨年、町より、返礼品の拡張を図るべく担当省庁と協議すると説明を受けております。その協議は行われているのか、経過はどうなっているのか、伺います。

2番目の質問です。国道246号視距改良工事及びこれに関連する道の駅「ふじおやま」駐車場拡張計画について伺います。視距改良事業は国交省の事業であります。関連しますので、当局の承知している範囲で答弁を願います。

東名高速建設中の新東名高速と並行して産業道路として貴重な246号は、現在、須川橋以東が工

事中ではありますが、進展が見えていないような気がします。湯船原エリアの開発にも関係するので、町民から聞かれることがあります。一方、道の駅「ふじおやま」の駐車場は狭小化しており、大型トラック、一般車両が駐車枠に収容できずに路上駐車が後を絶たない非常に危険な状況であります。

そこで、次の事項について当局の考えを伺います。

まず最初に、視距改良事業の進捗と今後の計画について伺います。

次に、現在、道の駅「ふじおやま」の駐車場の現状をどのように捉えているのか、伺います。

3番目に、議会への説明で、隣接する農地を駐車場にするという計画はどうなっているのか、伺います。

4番目に、町は現在、当該用地取得についてどのように動いているのか、伺います。

3番目の質問です。新設される、すがぬまこども園に隣接する谷戸山一帯の町有地の利用について伺います。

当該地は、当初すがぬまこども園の一部として購入した経緯がありますが、こども園の事業計画から外して、現在は未活用のまま放置されております。当該地域には湧水や用水が流れており、水生動植物が存在しております。環境のバロメーターとも言われるゲンジボタルも自生しており、後世に残すべき里山として認識されているところであります。地元で活動している明倫地域まちづくり協議会などの地域住民の活動も活発なところであります。そこで、町は谷戸山一帯の町有地の利活用についてどのように考えているのか、伺います。

まず最初に、現在、町はどのような計画でいるのか、伺います。

次に、現在この地域の環境保全を行っている明倫地域まちづくり推進協議会との連携・協議はどのように進められているのか、伺います。

先ほども述べましたが、自然を活かした公園の整備を地域と連携して進めるべきだと考えますが、町の考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の御質問にお答えをさせていただきます。

初めに、返礼品の拡張を図るべく担当省庁と協議が行われたかについてであります。

本町では、本年7月に、ふるさと納税の対象となる地方自治体の指定に関する申出を提出する形で総務省と協議を行いました。総務省からは特に指摘事項もなく、9月17日付で、令和3年10月1日から令和4年9月30日までの、ふるさと納税の対象となる地方自治体の指定を受けております。

返礼品につきましては、ふるさと納税の本旨を踏まえ、総務省自治税務局市町村税課のふるさと納税に係る指定制度の運用に従い選定してまいりますが、返礼品を地場産品と特定できないギフト券や商品券につきましては、ふるさと納税の趣旨に合わないとされておりますので、商品を返礼品として提供いただけるよう各企業と協議をしてまいります。

今後も、企業や商工会、農業団体等に積極的に働きかけを行い、新たな返礼品の開拓に努めてまいります。

その他の御質問につきましては、関係部長及び教育次長から答弁をさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 次に、ふるさと納税の現状についてであります。

11月末日現在のふるさと納税総件数は1,330件で、寄附金総額は2億1,427万3,819円であります。寄附の使い道は、スポーツ・文化の振興が285件で2,273万8,500円、子ども・子育て支援が268件で6,297万7,500円、地域産業の振興が116件で2,338万9,000円、新型コロナウイルス感染症対策費などが62件で1,180万1,000円、町長にお任せが599件で9,336万7,819円であります。

今後の見通しですが、昨年度のふるさと納税寄附額の推移の実績から、今年度当初予算額の4億円に届くと考えております。

次に、返礼品の状況についてであります。

本年7月のふるさと納税の対象となる地方自治体の指定に関する申出書の提出時の事業所数は35事業所、返礼品数は736品で、昨年度の提出時と比較しますと、5事業所248品増加いたしました。人気のある返礼品は、町内ゴルフ場利用券や寝具製造販売会社の寝具製品等であります。新たな返礼品としましては、足柄地区の自然薯、菅沼の食品製造会社が製造する飲料や、大御神の自動車レース場の施設利用券、桑木の電気製品製造販売会社が製造する天然水などを加えました。これからも新たな返礼品の掘り起こしに努め、随時、返礼品に追加してまいります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 国道246号視距改良工事及び関連する道の駅「ふじおやま」駐車場拡張計画についてお答えいたします。経済産業部所管の事項もありますけれども、私からまとめて答弁をさせていただきます。

初めに、国道246号視距改良工事の進捗状況と今後の計画についてであります。

国土交通省沼津河川国道事務所によれば、平成28年度から事業に着手をいたしました国道246号視距改良工事では、これまでに調査、設計、用地買収及び工事を進めております。今年度は事業箇所内において切土工事等を実施しており、工事と並行して事業箇所の一部について関係機関協議等も継続して実施をしております。今後も切土工事等を引き続き実施する計画であり、周辺等の安全を確保しながら少しでも早い完成を目指しますとのことでありました。

次に、現在の道の駅「ふじおやま」の駐車場の現状をどのように捉えているのかについてであります。

指定管理者である株式会社ふじおやまに現状について確認をしたところ、大型車につきましては、夜間から朝にかけて仮眠のための外周路への駐車があり、通行の妨げとなっているとの苦情が寄せられている状況であります。この駐車違反車両への指導につきましては、警察に御協力をいただいているところであります。また、小型車につきましては、週末、祝日はもとより、大型

連休、お盆やお彼岸の時期なども駐車スペースに不足が生じている状況であります。このような状況から、現在の駐車容量については十分ではないと考えております。

次に、隣接する農地を駐車場にする計画はどのようになっているかについてであります。

これまで議会等に説明してきたとおり、道の駅隣接の農地約1ヘクタール余りを取得し、道の駅を拡張する計画は、農地を所有する3人の地権者のうちお二人からは協力をいただける旨を聞いておりますが、残るお一人の地権者の方との用地交渉が難航しており、現在止まっている状況にあります。今後も、町は事業主体であります国土交通省沼津河川国道事務所と連携をして、当計画の進捗を図っていきたいと考えております。

次に、用地取得についてどのように動いているかについてであります。

地権者の方の個人的な事情もありますのであまり詳しくは申し上げられませんが、これまでの何度かの交渉の中で、行政の一般的な手法では対応が難しいお話もいただいておりますので、対応方法について協議を続けているところであります。

私からは以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） すがぬまこども園に隣接する谷戸山一帯の町有地利用についてであります。

新しいすがぬまこども園整備事業は、当初、谷戸山なども利用したこども園整備事業として考えておりました。しかしながら、事業計画を進める中で、こども園の園舎及びグラウンドの敷地と谷戸山側の敷地の間に流れる水路に蛍が多く生息しており、地元の方々の要望に応え、周辺の自然環境を保全しながらこども園建設を進める必要があると判断いたしました。その結果、水路の形状を極力変えないように、当該土地はこども園の整備事業とは切り離れたものであります。現在、谷戸山一帯の町有地の整備計画は具体的には決まってない状況ではあります。隣接する古民家の扱いなども含め、どのように利用していくか検討しているところであります。

次に、明倫地域まちづくり推進協議会との協議についてであります。

谷戸山一帯の町有地利用について、明倫地域まちづくり推進協議会との具体的な協議は実施しておりませんが、同推進協議会の役員様とは調整をして、こども園周辺の町有地の環境整備などを積極的に実施していただいているところであります。引き続き地域の方々の力をお借りしていきたいと考えております。今後、協議会とは意見交換、協議の場を設けていきたいと考えております。

次に、自然を活かした公園の整備を地域と連携することについてであります。

先ほど申し上げたとおり、谷戸山一帯の整備計画は具体的には決まっていない状況であります。谷戸山一帯の自然環境も活かし、地域の声も反映したよりよいものができるよう進めていきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○8番（渡辺悦郎君） 再質問させていただきます。

まず最初に、ふるさと納税についてであります。

返礼品について伺います。人気ある返礼品のゴルフ場利用券は、現在、町内何か所のゴルフ場でしょうか、お尋ねいたします。

次に、先ほどの町長の答弁で、担当省庁との協議の内容が、ふるさと納税の対象となる地方自治体の指定に関する申出の提出における概要のみでございました。私の表現が至らなかったのかもしれませんが、白黒だけではなくグレーゾーンが存在すると認識しております。繰り返して申し上げますが、ふるさと納税は貴重な財源であり、より多くの金額を納めていただくために、グレーゾーンを白にするための協議の内容を指していたのですが、その件につきましては、後日、別の席で伺います。

答弁の中で、返礼品を地場産品と特定できないギフト券や商品券につきましては、ふるさと納税の趣旨に合わないと言われておりますので、商品を返礼品として提供できるよう企業と協議するとの発言でございました。令和2年7月の議員懇談会の席上において、「原産地証明が取れば問題ない」との発言があり、その時点では全国地方公共団体で小山町だけが不指定の状況と述べられております。その後、同年11月、約1年前ですけれども、同じく議員懇談会の席上で同様の補足説明が行われております。では、この1年間、当局はどなたがどのように企業と協議しているのか、また、協議しようとしているのか、伺います。

一例を挙げますと、兵庫県三木市はゴルフ場が市の部で最多でございます。当小山町は町の部で最多であり、また、同じアイスメーカーが存在しております。共通の視点で企業と協議でき、また、小山町は単独で協議するより進展が早いのではないかと推察しますが、その考えがあるのか、町長にお伺いいたします。

次に、国道246号視距改良工事及び関連する道の駅「ふじおやま」駐車場拡張計画について、答弁にもありましたように、国道246号は産業道路であり、終日大型車が利用しており、特に夜間においては駐車枠がないため路上駐車が後を絶たない、極めて危険な状況であります。また、平日の日中や、特に休養日、祝日のほか、レース開催日、お彼岸等においては一般車両がゼブラゾーン等までに駐車しており、大型車両の通行に支障をきたしております。

この状況を解消するには、拡張計画を一日も早く進めることでもあります。また、視距改良工事における切土工事で発生する土砂との関係もあり、駐車場拡張計画は早急に進めなければなりません。町も、事業主体である国土交通省沼津河川国道事務所と連携して事業の進捗を図るべく努力されているようですが、現在、用地交渉において地権者の方と協議をし、問題解決に結びつけられるのは、町のトップである町長であると思っております。

そこで町長に伺います。地権者との協議の場、あるいは面会されたことはあるのでしょうか、お答え願います。

最後の質問でございます。

すがぬまこども園に隣接する谷戸山一帯の町有地利用について再質問いたします。

当該地域はどのように利用していくか検討されているとの答弁がございました。どのレベルで検討されているのか、伺います。

成美地区には豊門公園、金時公園、足柄地区にはふれあい公園、須走地区にはなかよし公園などがあります。明倫地区にはございません。現在、地域住民で構成している明倫地域まちづくり推進協議会が環境整備を担っている現状を踏まえ、連携が必要であると考えます。当該地域一帯は、里山風景を残す湧水あり、用水あり、自生している蛍が飛び交う自然公園に最適の地でもあり、町長が推し進める官民連携のまちづくり、コンパクトシティーの一端として考えていただけないのか、町長の考えを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 渡辺議員の再質問にお答えをさせていただきます。私の方からは、まず、ふるさと納税の関係でございます。

議員がおっしゃるとおり、ふるさと納税は地元産業の振興にもつながりますので、今、職員に対してもいろいろなアイデアを出してふるさと納税を進めるように、これは企業版のふるさと納税もそうですけれども、そんな指示をしているところでございます。

そんな中、御提案をいただきました、小山町単独よりも協力してというようなことにつきましては、他の自治体の話もありますので、調査をしながら検討してまいりたいと思います。

次に、道の駅「ふじおやま」の用地交渉でございますけれども、私は面会したことがございません。

次に、明倫の谷戸山のところでございますけれども、あの一帯は、小山分署の話もございまして、小山分署の移転後の跡地の話とか、あるいは既に明倫小のところに町が買った公有地もあると承知しております。また、道路計画もございまして、明倫地区全体の土地利用をどうするかという話の中で検討してまいりたいと考えます。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○地域振興課長（勝俣暢哉君） 渡辺議員の再質問にお答えいたします。

まずは、ゴルフ場が何か所かということなんですけれども、現在は9か所のゴルフ場にふるさと納税に参加していただいております。

ギフト券について、どなたがどのように企業と協議しているかについてです。町の担当者がそれぞれの企業の担当者と、今、協議している段階であります。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○教育次長（長田忠典君） 渡辺悦郎議員の再質問にお答えいたします。

私からは、すがぬまこども園の谷戸山の町有地に関する計画について、どのレベルで検討しているのかということについてお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、先ほどの町長の回答にも絡むとは思いますが、現在、教育委員会としてもその部分は、先ほど答弁したとおり古民家の活用なども含めた形で、どのような形でやったらいいのかというのは、建設に係る住民説明会の中で御意見いただいたりとか、そういったこともございました。結果といたしまして、教育委員会の中でそのようなところをまだ検討している最中でございます。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○8番（渡辺悦郎君） 再々質問させていただきます。

まず、ふるさと納税の件でございます。

昨日、新聞報道で皆さん御存じのとおり、お隣の御殿場市ではゴルフ場に返礼品の自販機を設置したという報道がございました。先ほど答弁がありましたように、今、9か所ということで全部のゴルフ場じゃないんですけれども、ほかがどういう理由で入ってきてないかというのはちょっと不明で分かりませんが、自販機でやるということは安易に簡単にできるというものなんです。新聞を読みましても、なるほどなというふうに私は思いました。この件について町で検討していただきたいんですけども、当局の考え方を伺います。

次に、谷戸山の件でございます。

これについては、当初の計画から二転三転してきているわけなんですよね。確かに、町長がいつもおっしゃっているように、住民との話し合いの中で進めていかなきゃいけないと。しかしながら、谷戸山というのは住んでいるエリアと自然環境のエリアというのが本当に一番近いんじゃないか、小山町の中で。そういうふうに考えているところです。ですから、今以上に本当に地域の住民と一緒に考えていただきたいなと思います。

本日は3件の質問をしたんですけども、共通して言えることは、町長の判断と行動だと私は考えております。幸福度日本一のまちづくりを目指す町のかじ取り役として、考えるだけでなく実行への御英断をいただきたいと思います。町長の思いを伺います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 私の判断と行動ということでございます。

先ほどの話で用地交渉に行っていないというふうにお答えをいたしましたけれども、ほかのところでは、用地交渉が進んでいないところもございますので、そういうところには何回もお邪魔をしております。事業を執行するために、特に用地交渉等困難な場合は当然起きてきます。その場合には私が率先して行って交渉していくという気持ちは持っておりますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○企画総務部長（小野一彦君） 渡辺議員の再々質問にお答えいたします。

まず、ふるさと納税の自動販売機の導入ということですが、実はこれは担当課におきましても昨年の12月に業者から提案いただいた上で検討しております。ただし、そのときの話では初期導入コストが結構高額であるということで、検討の結果、その時点では見送っております。しかし、報道にもございますように近隣市町が導入したということになりますと、改めて検討の必要があるというふうに感じております。

それから、ゴルフ場の数のことで御指摘いただきましたが、現在、会社側の都合により、ふるさと納税からおりている事業所が二つほどございますが、もともと入っていたところですので、会社の都合が解決次第、また復帰し、町内全てのゴルフ場が対象になってくるというふうを考えております。

以上であります。

○8番（渡辺悦郎君） 以上で質問を終わります。本当に厳しい財源でございますので、当局と我々議会も一緒に財源確保のために進んでいきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） それでは、ここで午後1時まで休憩します。

午後0時02分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（遠藤 豪君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3番 小林千江子君。

○3番（小林千江子君） まず初めに、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に当たり、オリンピック・パラリンピック推進局長並びに推進局員の皆様をはじめ、大会組織委員会の皆様、役場関係者の皆様、ボランティアサポートの皆様、参画してくださいました地域住民の皆様、自衛隊並びに警察関係各位の皆様、コース沿道の企業の皆様、この小山町においてオリンピック・パラリンピックを行うに当たり携わってくださいました全ての方々へ厚くお礼を申し上げます。誠にありがとうございました。

世界的祭典の一つでもあるオリンピック・パラリンピック開催会場に小山町が選出され決定した平成30年2月から、町は過去に類のない未知とも言える規模の事業に取り組みられました。その道のりは決して容易ではなく、大きな組織とのやり取りが求められる中で、一つの動きを取りましても対応には大変なプロセスが求められ、全てにおいて手探りで手繰りよせてこられたことと思われまます。また、東京2020オリンピック・パラリンピックは、新型コロナウイルスという世界的な脅威の下、史上初となる大会延期が決定され、それに伴う調整や課題、また、開催に際しての感染防止対策への対応など、関係各位におかれましては様々に重圧がのしかかれたことと思われまます。

このような中であるにもかかわらず、絶対に成功させるんだと、町の総力を挙げ実直に取り組

まれた結果、小山町は自転車競技ロードレースを全ての行程において無事に終えることができました。皆様の御尽力、誠にありがとうございました。そして本当にお疲れさまでございました。今後は、このオリンピック・パラリンピックレガシーをどのように活かし、また、町の財産として継承していくかが問われてまいります。そこで、オリンピック・パラリンピック事業、並びに今後の町におけるレガシー構築に関し、一括質問一括答弁にて質問させていただきます。

大項目の一つ目として、大会を無事に終えた今、東京2020オリンピック・パラリンピックにおける町の総括をお伺いいたします。

次に、大項目の二つ目の質問として、大会の記録と記憶を後世にレガシーとして継承するための取組、また、東京2020の舞台となった町のレガシーをどのようにまちづくりに活かしていかれる御予定なのか、7点ほどお伺いいたします。

まず一つ目に、町内における自動車道の整備に関してお伺いいたします。

矢羽根などを含めた道路標識の整備を含め、自転車を走られる方が安全に走行できるようにするに当たり、安全面における対策、または今後、自転車人口の増加を図るに当たり、自動車道の整備をどのように計画されているのか、お伺いいたします。

二つ目に、自転車ロードレースの国際大会やレースなどの誘致に関してお伺いいたします。

小山町は年間四つほど大きな自転車レースが開催されます。富士スピードウェイで行われるスーパーママチャリグランプリ、富士山の5合目を目指す富士山国際ヒルクライムロードレース、並びにフジ・ゾンコランヒルクライム、そしてツアー・オブ・ジャパン富士山ステージなどです。今後、これらの大会も含め、どのようにレースや大会の誘致、または実施を町のオリンピック・パラリンピックレガシーと絡ませ開催させていくのかお伺いいたします。

また、以前から開催されていた大会を拡張する動きだけにとどまらず、町として独自に新たなレースや関連イベント、フェスやトレーニング合宿などを実施、もしくは誘致されていかれる計画がありましたらお伺いさせていただきます。

三つ目に、子ども達への教育に関してお伺いいたします。

オリンピック・パラリンピックが開催されるに当たり、小中学校のみならず、町内こども園では様々なオリンピック・パラリンピック関連の学びが行われておりました。これらスポーツ選手との交流や授業への取組など、子ども達へのオリンピック・パラリンピックを含めた自転車教育を今後どのように継続されていかれるのかお伺いいたします。新たな取組として、例えば部活動に自転車競技を取り入れてみるなど、いずれ町から自転車競技のオリンピック選手を輩出できるような試みは、町として大きなレガシー構築につながるかと思われれます。オリンピック・パラリンピックレガシーにおける教育面での取組や町独自の試みなどがありましたらお伺いいたします。

次に、自転車のまちづくりに関してお伺いいたします。

国土交通省においても、自転車活用推進法が施行されるなど、環境面においても、交通面においても、また、健康面においても、自転車が新たに見直されております。そのような施策が国の

方針として打ち出されている今だからこそ、町もオリンピック・パラリンピックを契機とし、レガシー構築とともに、自転車を活用したまちづくりへ歩みを進め、環境や交通もさることながら、健康面においても自転車のまちづくりを図ることは大変有益であると考えられます。町はこれに関しどのような考えをお持ちでいらっしゃるのかお伺いいたします。

五つ目に、レガシーにおける観光誘致に関してお伺いいたします。

町は、電動自転車をレンタルできる駿河小山駅前交流センター、フジサイクルゲートを運営するなど、自転車における観光を視野に取り入れ、取り組まれております。今後、オリンピック・パラリンピックのコースを利用した観光誘致や、町内の観光地や飲食店などを組み込んだ周遊コースの設定や、更には自転車に関連した商品開発など、様々に事業の展開が可能であると考えられます。町はこれらに関し何か計画がございましたら御紹介ください。

六つ目に、予算確保に関してお伺いいたします。

様々に事業の展開に関しこれまで質問させていただきましたが、どれも維持・継続するに当たり、やはり必要とされるのは予算でありまして、予算確保は大前提で求められる事柄でございます。中長期的なレガシー事業実施計画並びにそれら実施に係る予算確保をどのように計画されているのか、町の考えをお伺いいたします。

二つ目の大項目の最後の質問として、大会開催における町税の利用と、それら費用対効果に関してお伺いいたします。

町は、東京2020オリンピック・パラリンピック事業費といたしまして、約1億3,000万円余りを計上しております。国家的、国際的な事業ではありますので、費用対効果などを安易に算出できるものではありませんし、コロナ禍における開催でもありましたので、本来得られていたであろう経済効果は残念ながら得られなかったのが実状ではあります。しかしながら、町民の税金を投じている以上、費用対効果も含め、今後のレガシー創出並びに自転車のまちづくりを担う責任が町にはあると言えます。町はどのように大会後の事業展開を、観光、産業、経済へ結びつけ回収される計画でいらっしゃるのか、また、経済効果をどのように見込まれているのか、お伺いいたします。

大項目の三つ目の質問として、町道3866号線の緑地帯伐採に関してお伺いいたします。

東京2020オリンピック・パラリンピックコース整備工事として、町道3866号線の両側緑地帯が延長1,800メートル、面積にして1,219平方メートルが、724万円を投じられ伐採されました。オリンピック・パラリンピック実施中に町内の主要道路が封鎖されてしまうため、迂回路として町道3866号線の整備を行う計画で木の伐採が行われたようです。しかしながら、実際には大会が1年間延期され、138号線が開通したことにより、町道3866号線は結果としてメインの迂回路としては使用されませんでした。

大会開催中に大型のトラックやバスが通行するために両側の緑地帯の木を伐採されましたが、果たして伐採する必要性が本当にあったのかお答えください。町道3866号線は両側から生い茂る

木々が美しく、緑のトンネルのようであったことから、木々の間からのぞく富士山は大変美しく、まるで軽井沢の別荘地のような雰囲気もあり、町民からも大変親しまれておりました。今は無残にも伐採された切り株が残るだけとなってしまう、また、緑地帯も枯れ果て、残念ながらその景観は著しく損なわれました。町は724万円も投じ景観も失った今、今後どのような計画を町道3866号線に予定されているのか、これらをお伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○町長（池谷晴一君） 小林議員にお答えをさせていただきます。

まず、小林議員には、町役場をはじめ東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技ロード開催に携わりました皆様に感謝とねぎらいの言葉をいただきまして、誠にありがとうございます。

さて初めに、東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技ロード開催における町の総括及び評価についてであります。

町では、平成30年4月にオリンピック・パラリンピック推進局を設置して約3年半、開催に向けた準備に取り組みました。事業費として、令和2年度までに約5,000万円、今年度は約8,600万円を予算計上して対応してまいりました。この間、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、史上初めてとなる大会の延期など、様々な課題に直面いたしました。大会組織委員会、静岡県など関係機関と連携を図り、町民や町内企業の皆様の御協力の下、大会を無事に開催することができました。

その一方、当初は多くの方が本町を訪れ、町じゅうがにぎわうよう準備を進めてまいりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言が国内に発出された中での開催となったことから、会場観客の入場制限、沿道観戦の自粛など、観戦のための来訪者をお迎えできなかったことは誠に残念に思っております。そのような状況の中、多くの方がボランティアとして大会や町の事業に参加し、オリンピック・パラリンピックを支えていただいたことは、何ものにも代え難い経験になったと思いますし、開催会場として華やかに飾られた小山町が映像を通して全世界に発信され、地域ブランド力の強化につながったことなど、本町にとって様々な形で事業成果があったと考えます。

次に、事業に対する費用対効果についてであります。

先ほども申し上げましたが、東京2020大会の小山町開催は、町にとって十分な事業成果があったと考えております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、あらゆるイベントが中止や規模縮小を余儀なくされ、多くの来訪者を受け入れることで発生する大会期間中の経済波及効果は十分な成果を得るには至りませんでした。私はこうした大会に関する費用対効果は、長期的な視点で評価されるものと考えております。その意味でも、レガシー事業を確実に推進して、開催会場として得たノウハウや優位性を継承し、町の発展につなげていくことが重要だと考えております。

そこで、本定例会に上程させていただきましたが、観光やスポーツなど様々な分野の交流を促進し、スポーツツーリズムによるまちづくり事業を推進するための機構改革を行い、オリンピック・パラリンピックのレガシー事業を多面的に推進し、町の発展につなげてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

その他の御質問につきましては、担当部局長から答弁をさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君） レガシーとして継承する取組とそのレガシーをどのようにまちづくりに活かすかについてのうち、初めに自転車道や標識の整備についてであります。

大会の前後から、町内の公道やコースとなった公道を走行するサイクリストが増えていますことから、視認性の高い標識などハード面での整備に期待が寄せられていると考えています。町では令和元年度に小山町自転車活用推進計画を策定しましたが、この中には既にオリンピック・パラリンピックのレガシーを見据えた様々な計画が組み込まれており、自転車通行空間の整備推進が掲げられていますので、道路上への矢羽根などの設置を推進してまいります。

次に、国際大会等の誘致や一般参加型のイベントやフェス、トレーニング合宿についてであります。

レガシーとしての国際大会等の誘致や創設については、静岡県の東京オリンピック・パラリンピック自転車競技レガシー推進委員会の中でも位置づけがされておりますので、今後、情報共有を図り、連携しながら進めてまいります。一方、町では、UCI公認の国際ステージレースでありますツアー・オブ・ジャパン富士山ステージを平成17年から開催しており、今年度はオリンピックレガシーを見据えて、オリンピックのタイムトライアルコースを周回してから富士山須走口5合目へ駆け上がるコースに変更しました。町内を周回することで、より観戦しやすくなり、自転車ファンからは高い評価をいただいています。今後はコースの広域化も視野に入れながら大会の充実を図ってまいります。

また、一般参加型のイベント等は民間主導で既に開催されている大会も多くあることから、民間と連携しながらロードレースの楽しさを提供していきたいと考えています。

トレーニング合宿については、自転車競技に限らず小山町の特性を活かした取組を進めており、特に陸上長距離競技の分野では既に多くの大学等が合宿地として小山町を訪れていますので、今後は関係者と情報の共有を図り、一層推進してまいります。

次に、スポーツ選手との交流や子ども達への自転車教育などについてであります。

スポーツ選手との交流については、教育委員会で策定中のスポーツ振興基本計画の中でも位置づけていきますが、現在でも自転車競技に限らず機会を見て取り組んでおります。先ほど申し上げましたツアー・オブ・ジャパンでは出場選手と地元子ども達との交流事業があり、毎年町内のいずれかの学校を出場チームが訪問して、自転車競技への興味を高める交流を行っています。子

ども達への自転車教育は、東京2020大会の準備段階からブリヂストンサイクル株式会社と連携して学校を訪問する出前講座やリモート学習を行いましたので、今後は同社との包括連携協定の締結なども視野に入れ、積極的に自転車の魅力を伝えてまいります。

次に、自転車を活用した健康なまちづくりについてであります。

一般的に、自転車は有酸素運動としての負荷コントロールがしやすいスポーツとされ、競技や趣味で乗っていらっしゃる方もいますが、日常の通学や通勤など交通手段として乗っている方も多くいます。したがって、それぞれの目的に合った形で安全に走行できるよう、自転車の知識や交通ルール、マナーを学べる場を設け、先進地で取り組んでいる事例なども研究しながら普及に努めたいと思います。

次に、自転車に関連した商品開発とオリンピック・パラリンピックのコースを利用した観光誘致などについてであります。

自転車に関する商品としては、民間事業者の中で様々な取組がなされていると認識しています。特にオリンピック・パラリンピック開催決定を契機に、応援用のカウベルの製作や自転車の車輪を模したお菓子など特徴的なものがありました。今後も民間事業者の皆様の創意工夫に期待するところであります。

コースを活用した観光誘致につきましては、今後、戦略を持って取り組みたいと思いますが、今年度事業として、大会コース沿道など町内5か所に記念のモニュメントを設置します。モニュメントは大会開催を記念するものですが、コースを走るサイクリストに人気のスポットとなることを期待しています。

次に、中長期的なレガシー事業実施計画並びに予算についてであります。

レガシー事業については、ここまでの答弁で幾つか申し上げてきましたが、開催会場となりました御殿場市、裾野市及び静岡県とも連携して、ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージの開催、自転車の魅力や理解を深めるイベントの開催、コースサポーターとして活動したボランティアの組織化などに取り組んでまいります。また、町独自のレガシー事業につきましては、小山町自転車活用推進計画との整合を図りながら、長期的にハード、ソフトの両面から推進してまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 町道3866号線の両側緑地帯の伐採についてであります。

令和元年度に実施をいたしました町道3866号線緑地帯伐採業務は、東京2020オリンピック・パラリンピック開催を契機に、町道管理者として一般公衆の用に供する道路の安全かつ円滑な交通を確保するために実施をしたものであります。町道区域上空を覆う立ち木を伐採することにより、通行車両の接触のおそれなくなり、また、路面の日当たりが改善されたことにより、凍結によるスリップ事故の抑制、歩行者の転倒防止などに効果があるものと考えております。

今後の計画についてでありますけれども、当該路線につきましては舗装補修など必要に応じて

行っていますが、具体的な改良工事の計画はございません。いずれにいたしましても、今後も道路管理者として町道の適正な維持管理に努めてまいります。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 再質問はありますか。

○3番（小林千江子君） 再質問させていただきます。

まず1点目に、町では令和元年度に小山町自転車活用推進計画を制定し、オリンピック・パラリンピックのレガシーを見据えた計画が様々に取り組みられており、そのうちの一つとして自転車通行空間の整備推進が挙げられております。推進計画の目標指数として、整備率を今の15%から約37%にすると掲げております。令和元年度に制定されてから、その目標はどの箇所がどの程度達成されたのか、また、オリンピック・パラリンピック終了後、新たにどう進められるのか、具体的な数値がございましたら、こちらも併せてお答えください。

二つ目に、レガシーとして国際大会等の誘致や設立に関し、県や民間と連携を図りながら進められるとのことですので、ぜひ関係者と情報の共有を図り、より一層の推進をスピード感を持って実行していただければと思います。ただ、町の独自性という観点から申し上げれば、既存の事業の更なるブラッシュアップだけではなく、私としては町内だけで開催されたパラリンピックを舞台としたレガシーの構築も大いに期待したいところであります。

特にパラリンピックでは杉浦佳子選手が、女子個人ロードレース並びにタイムトライアルにおいて日本人選手として2冠を達成するなど大きな成果を上げております。健常者の国際大会や誘致にとどまらず、パラリンピックを町内だけで開催させた町としての優位性やその経験を活かし、障害を持つ方々への大会誘致や創設、またはトレーニングや合宿の誘致を含め、共生社会を目指したバリアフリーのまちづくりを推進する働きかけも、町の大きな魅力を生み出すレガシーにつながると考えますが、いかがでしょうか。

3点目に、自転車に関する商品開発に関してお伺いいたします。

民間事業者の皆様の創意工夫に期待したいとありますが、期待するだけでなく、町主体で行われるのも有益ではないでしょうか。既にキャラクターとして金太郎や熊なども定着しておりますし、自転車を掛け合わせたグッズ展開も町おこしとして魅力であると思いますが、いかがでしょうか。

4点目に、予算に関してお伺いいたします。

具体的な数値が回答としていただけておりませんので、例えば令和3年度の一般会計においては、フジ-ゾンコランヒルクライム負担金が100万円、ツアー・オブ・ジャパン富士山ステージ助成金は1,123万円が予算計上されております。どの財源でどの程度の予算を想定されて事業の展開を図られるのかなど、予算確保に関しどのようなお考えをお持ちなのか、再度お伺いいたします。

五つ目に、大項目三つ目の町道3866号線に関してお伺いいたします。

伐採に当たり、様々に検討、検証されたかとは思われますが、道路の安全かつ円滑な交通を図るため、また、通行車両に対する接触、路面の日当たりなどの改善が目的であるとするのであれば、不要な枝を払うことだけでも十分に対応ができたのではないかと思います。また、町には道路部局もありますから、オリンピック・パラリンピックの予算を使うのではなく、あるべき部局が執行されるべきではなかったのかなども疑問視されます。700万円を投じ伐採に至った経緯をお聞かせください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 小林議員の再質問のうち、私からは、1問目の自転車活用推進計画に掲げております自転車通行空間の整備と、4問目の予算についてお答えしたいと思います。

まず、自転車通行空間整備で掲げております整備率でございますが、町内の車道内に表示されております自転車走行指導帯、いわゆる矢羽根表示や、自転車専用通行帯につきまして数値化し、今後、町内におけます自転車交通の誘導を図るものでございます。その計画総延長は、国道2路線、県道8路線、町道14路線、合わせて82.74キロメートルでございます。

令和元年度での整備率15%、距離にいたしまして12.75キロメートルでありましたが、令和3年度現在では整備率24%、距離にいたしまして19.53キロメートルとなっております。令和元年度以降の新たな整備箇所でございますが、整備率9%、距離にいたしまして6.78キロメートルを整備しております。具体的には、国道138号山梨県境から須走インターチェンジ交差点までの5.8キロメートル、富士スピードウェイ西ゲートから大御神地先までの980メートルを整備いたしました。今後も順次整備を進めてまいります。

次に、フジ-ゾンコランヒルクライム及びツアー・オブ・ジャパンの予算に関する御質問にお答えいたします。まず、フジ-ゾンコランヒルクライムにつきましては、議員も御承知のとおり、令和2年度及び今年度につきましてはコロナ禍の影響により実施されておられません。ですので、令和元年度について御説明申し上げます。

総支出額は310万円で、各負担金は、町が100万円、静岡県が100万円、その他繰越金等で行われております。なお、この大会は、静岡県とイタリアのフリウリ・ヴェネチア・ジュリア州との趣意書の締結に基づき実施されてきました。ここでは、令和2年12月31日に有効期限を迎えており、趣意書の更新につきましてジュリア州からは、イタリアにおける新型コロナウイルス感染症が収束するまで対応が困難との回答を得ているところでございます。

今後、静岡県ではございますが、この事業を転換して「富士チャレンジライド」にフジ-ゾンコランレースを移行し実施していきたいという意向も伺っておるところでございます。現状では趣意書の更新がされていないことから、大会実施については不透明な状況でございます。

次に、今年5月28日に行われたツアー・オブ・ジャパン富士山ステージにおける同実行委員会の決算見込みにつきましては、総支出額は約960万円で、町の助成金920万円、静岡県の助成金37万1,000円が主なものでございます。また、実行委員会の予算とは別に、公益財団法人JKAの補

助金の交付決定を受けて、静岡県自転車競技連盟が当事業の一部を請け負っていただいております。

こういったレース事業につきましては、今後も各団体と協議しながら、小山町のスポーツツーリズムを盛り上げていくべく、事業の予算を要求してまいります。

私からは以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○オリンピック・パラリンピック推進局長（池谷精市君） 小林議員の再質問にお答えいたします。

私からは、2番目、3番目の御質問にお答えいたします。パラリンピックが開催された町として、そのレガシーをしっかりと残して欲しいという御質問だというふうに理解しました。

まず、パラリンピックが開催されました町として、パラリンピックのコースについては大会のレガシーとして何らかの活用を今後検討して、皆さんが走れるようなことを検討していきたいというふうに考えております。

それから、パラアスリートに限った大会の誘致とか創設という御質問もありましたけど、パラアスリート自体の競技人口が非常に少ないものですから、パラアスリートだけの単独開催の大会というのは難しいというふうに関係団体から聞いております。ですから、健常者と一緒の大会とか、そういう形で大会ができるかどうかということをお今後関係者と協議をしてみたいと考えております。また、パラアスリートが小山町を走ってくれたという事実がありますので、今後もそのアスリートがまた小山町のまちを走れる姿を町民も見たいと思っているというふうに感じておりますので、それが実現できるように調整をしていければなというふうに検討してまいります。

それから、商品開発についての件ですけど、先ほどの答弁でも申し上げましたが、商品の開発については、やっぱり民間事業者の創意工夫に期待をしたいと考えております。ただ、その中で、例えば販売の場所がないとか、何らかの支援が欲しいというふうな御相談があれば、担当課の方と調整をして、そういう形の支援策も検討していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 小林議員にお答えいたします。

枝を払ったらどうだ等、いろいろな御意見があるというのは承知をしておりますけれども、枝を払うだけでは恐らく数年でまた再度同様の作業が必要になると思われまますので、やはり最も道路管理上効果があります伐採という手段で実施をいたしました。なお、予算につきましては道路橋梁費の方で支弁をしております。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 再々質問はありませんか。

○3番（小林千江子君） 再々質問させていただきます。

まず1点目に、道路の整備に関してお伺いさせていただきます。

一応、令和3年で24%、19.53キロメートルほどが完了しているということですが、小山町自転車活用推進計画に策定されている目標数値までにはまだまだ達してはおりません。残りの対象箇所はどちらになっているのか、また、どのような時間軸を持って対応されていく御予定であるのかなどが計画の中にありましたらお答えください。

二つ目に、予算に関してですが、来年度事業を展開させる御予定があるのであれば、既にある程度予算措置が行われているのではないかとお考えですが、オリンピック・パラリンピックが終わった後の初年度として、どの程度の事業と予算措置を組まれようと思われているのか、その点、お答えできる範囲内でお答えいただければと思います。

また、町道3866号線に関してお伺いいたします。

枝を払うだけでは数年後にまた同じように枝を払っていかねばならないということもありますし、安心安全のためということであれば、もう伐採してしまいましたし、致し方のないことなのかもしれませんが、小山町がこれからオリンピック・パラリンピックのレガシー構築も含め町外のお客様をお招きするというのも、改めて私達は認識する必要があるのではないのかなと感じられます。様々に施策を講じてオリンピック・パラリンピックが小山町で開催されたことを風化させず、5年後、10年後も、その先も、町がレガシーとともにさらに発展をするためにも、公共事業の優位性という、ただそれだけの観点ではなく、観光地として魅せることにも注意を払っていただき、町全体が観光資源であるという位置づけを再度認識していただくことが今後求められていくのかなと考えます。

緑地帯の木の伐採にかかわらず、今後、町の事業において、公共の事業性を最優先事項とするのではなく観光資源として調整していくことに対して、町の考えをお伺いさせていただきます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○経済産業部長（高村良文君） 小林議員の再々質問にお答えいたします。

まず、自転車通行帯の整備計画ということでございますけれども、現在、整備計画を進めている中で、今後、小山町の地区と地区を連絡していく道路であるとか、そういったことを念頭に入れて、また、訪れている皆様方の意見などもお聞きしながら整備を進めていければと考えております。

次に、予算の御質問でございますけれども、現在、予算をお願いし、スタートというような形になったばかりでございますので、具体的にこの事業に対してということは私の方からは控えさせていただきます。ただ、先ほども申しましたとおり、今まで関わっていただいている各団体、それから県であるとか、そういった方々と協議しながら、小山町の今取り組んでいるものを理解していただきながら、スポーツツーリズム事業の予算を要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○都市基盤部長（湯山博一君） 公共事業に当たる際の御意見を承りましたけれども、やはり道路というのは安全で円滑な交通の確保というのが最も重要なことでありますので、まずそれをやはり最優先をしなければならないと思っております。その上で、景観等に配慮できることがあれば、そこら辺は配慮して事業を進めていきたいと思っておりますが、あくまでも公共施設の本来の目的を最優先していきたいと考えております。

以上です。

○3番（小林千江子君） 以上で私からの一般質問を終了させていただきます。

○議長（遠藤 豪君） お諮りします。ただいま町長から、「議案第95号 字の区域の変更について」の撤回の案件が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、「議案第95号 字の区域の変更について」の撤回を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程を配付します。

（追加日程表配付）

追加日程第1 「議案第95号 字の区域の変更について」の撤回

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第1 「議案第95号 字の区域の変更について」の撤回を議題とします。町長から本案の撤回について、その理由の説明を求めます。町長。

○町長（池谷晴一君） ただいま議題となりました議案第95号の撤回につきまして、その理由を説明させていただきます。

今議会、令和3年11月29日に上程いたしました議案第95号 字の区域の変更につきましては、議案に施行日の記述が無く、制度の効力の発生日を明確にできないこと、また、下小林工区の小字の廃止について、今後、町が進める他事業との影響も生じることから、地元関係機関と再度検討が必要と判断されたことからでございます。このことから、議案第95号につきましては撤回をさせていただきますと思います。御迷惑をおかけいたしました。よろしくお願いいたします。

○議長（遠藤 豪君） お諮りします。ただいま議題となっている「議案第95号 字の区域の変更について」の撤回について、これを許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（遠藤 豪君） 異議なしと認めます。したがって、「議案第95号 字の区域の変更について」の撤回は、これを許可することに決定しました。

これで、一般質問並びにその他の議事を終了いたします。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次回は、12月16日木曜日 午前10時開議

ただいま撤回されました議案第95号を除く、議案第93号から議案第106号までの議案13議案を順次議題とし、委員長報告、質疑、討論、表決を行います。さらに、議員の派遣について採決を行います。

本日はこれにて散会します。

午後1時45分 散会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	遠	藤	豪
署	名	議	員	高	畑	博
署	名	議	員	渡	辺	悦
						郎

令和3年第8回小山町議会12月定例会会議録

令和3年12月16日(第4日)

召集の場所 小山町役場議場

開 議 午前10時00分 宣告

出席議員 2番 室伏 辰彦君 3番 小林千江子君
4番 佐藤 省三君 5番 岩田 治和君
6番 池谷 弘君 7番 高畑 博行君
8番 渡辺 悦郎君 9番 藪田 豊造君
10番 米山 千晴君 11番 池谷 洋子君
12番 鈴木 豊君 13番 遠藤 豪君

欠席議員 1番 室伏 勉君

説明のために出席した者

町 長	池谷 晴一君	副 町 長	大森 康弘君
教 育 長	高橋 正彦君	理 事	増井 重広君
企画総務部長	小野 一彦君	危機管理局長	遠藤 正樹君
住民福祉部長	渡邊 啓貢君	経済産業部長	高村 良文君
オリンピック・パラリンピック継承	池谷 精市君	教 育 次 長	長田 忠典君
企画政策課長	勝又 徳之君	総 務 課 長	池田 馨君
建 設 課 長	清水 良久君	こども育成課長	大庭 和広君
総務課課長補佐	渡邊 徹君		

職務のために出席した者

議会事務局長	後藤 喜昭君	議会事務局書記	池谷 孝幸君
会議録署名議員	7番 高畑 博行君	8番 渡辺 悦郎君	

閉 会 午前11時30分

(議 事 日 程)

- 日程第1 議案第93号 土地の取得について
- 日程第2 議案第94号 町道路線の認定について
- 日程第3 議案第96号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第97号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第98号 小山町こども園条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第99号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第100号 小山町豊門公園の管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第101号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第8号)
- 日程第9 議案第102号 令和3年度小山町下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第10 議案第103号 令和3年度小山町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第11 議案第104号 令和3年度小山町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第12 議案第105号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第106号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定について
- 日程第14 議員の派遣について

(追 加 日 程)

- 追加日程第1 町長提案説明
- 追加日程第2 議案第107号 工事請負契約の締結について
(令和3年度 社会資本整備総合交付金事業 町道用沢大御神線道路改良舗装工事)
- 追加日程第3 議案第108号 財産の取得について
(すがぬまこども園事務机等購入)
- 追加日程第4 議案第109号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第9号)

議

事

午前10時00分 開議

○議長（遠藤 豪君） 本日は御苦労さまです。

ここで御報告します。室伏 勉君は本日の会議を欠席する旨、届けが提出されておりますので、御報告します。また、都市基盤部長は、本日の会議を公務のため欠席しておりますので、御報告します。

新型コロナウイルス感染防止のため、議場内ではマスクを着用することとします。

ただいま出席議員は12人です。出席議員が定足数に達しておりますので、小山町議会は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめ配付しましたとおりですから、朗読を省略します。

日程第1 議案第93号 土地の取得について

日程第2 議案第94号 町道路線の認定について

日程第3 議案第96号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第97号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第5 議案第98号 小山町こども園条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第99号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

日程第7 議案第100号 小山町豊門公園の管理に関する条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第101号 令和3年度小山町一般会計補正予算（第8号）

日程第9 議案第102号 令和3年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第10 議案第103号 令和3年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）

日程第11 議案第104号 令和3年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）

日程第12 議案第105号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定について

日程第13 議案第106号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定について

○議長（遠藤 豪君） 日程第1 議案第93号から日程第13 議案第106号までの議案13件を一括議題とします。

それでは、11月29日に各常任委員会に付託しました議案につき、会議規則第41条第1項の規定により、各常任委員長から、委員会における審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務建設委員長は本日欠席のため、総務建設副委員長から報告を求めます。

総務建設副委員長 池谷 弘君。

○総務建設副委員長（池谷 弘君） おはようございます。ただいまから、11月29日に総務建設委

員会に付託された8議案のうち、議案第95号の1議案は12月3日の本会議において撤回されましたので、残りの7議案についての審査の経過と結果を御報告いたします。

12月8日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、関係部課長等、議会から委員5名が出席し、審査を行いました。

当日は、室伏 勉委員長が欠席されたため、小山町議会委員会条例第11条第1項の規定により、副委員長の私が委員長の職務を行いました。

初めに、議案第94号 町道路線の認定についてを報告します。

委員から、これは民間から寄贈された道路だと思うが、舗装等の状況は。との質疑に。

町道の構造の技術的基準等を定める条例・規則等に照らし合わせ、アスファルト舗装が5センチ、上層路盤が15センチ、下層路盤が15センチの構成となっています。道路幅員は、最も狭いところで6メートルとなっており、認定基準の5メートル以上を上回っています。また、口径200ミリの汚水排水管が約35メートル入っています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第94号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第96号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、経済産業スポーツ部と教育委員会との事務事業のすみ分けはできているのか。との質疑に。

経済産業スポーツ部では、スポーツツーリズムを中心に行いたいと考えています。一方、生涯スポーツや地域スポーツは、生涯学習課の所掌としていますが、事業を実施していく上では、町長部局と教育委員会とが連携を取りながら進めていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、観光とスポーツの連携はどのように考えているのか。との質疑に。

自転車や登山、合宿誘致を核としたスポーツツーリズムを中心に進めていきたいと考えています。具体的には、合宿誘致等で須走地域、特に準高地トレーニングを進めていく中で、ホテルや企業等とも連携して進めていきたい。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第96号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第100号 小山町豊門公園の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを報告します。

委員から、住民に憩いの場をという意味合いから考えると、わざわざ人件費まで払って、豊門会館を有料化する意味がないと思う。毎日開館し入場料を取るのではなく、ひと月に数日程度の無料開放を実施すればよいのではないかと。との質疑に。

初めに、条例改正に至った経緯を御説明します。豊門会館・西洋館は、民間運営に任せることが小山町の基本方針で、そこは変わっていません。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない

中、小山町議会の皆様の現場視察の中で、常時公開についての非常に強い要望があったと受け止めています。その後、庁議という町長以下特別職と部局長との会議の中で、これだけの強い議会からの要望があれば、何とか対応しなければならないだろうということで、財政的に厳しい状況ですが、会計年度任用職員を雇用し、常時公開に踏み切ることとしました。なお、今までも公開は有料としており、今回の条例改正は、常時公開に際しての使用料を定めたということです。との答弁がありました。

委員から、有料化によって町民は逆に来なくなり、宝の持ち腐れになる。小山町の商店街活性化が問題となっていることから、例えば町内で買物をしたレシートにより無料にするなどの考え方はないのか。との質疑に。

まだ細かい検討はしていませんが、例えば学校などが勉強のために見学した場合などでは、工夫をしていきたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、議会としてここを視察した際、常時公開にしてもらいたいとの話をした。小山町の礎をつくった富士紡績の遺構が全てここに残っている。これは町民が守っていかなければならない。そこを常時公開しなければ何の意味もないのではないのかというのが原点です。条例をつくった後でも減免などは考えられるので、常時開放して、ここにどういう形で人を呼び込むかということだと思うが。との質疑に。

この施設は、ふるさと納税を活用して、数億円かけて整備してきました。この施設を、町民の皆様をはじめとして、地域が活性化するような運用方法を考えていきたいと考えています。西洋館については、民間から商売をしたいなどの話もありますので、積極的に営業に回るなどしながら、有効利用してもらいたいと考えます。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第100号は、可否同数となり、委員長採決で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 令和3年度小山町一般会計補正予算（第8号）を報告します。

委員から、今回、第8号の補正予算を組んだ目的は。との質疑に。

主なものは、今年4月1日付の人事異動等に伴う人件費の補正と、現時点における決算見込みによるものです。との答弁がありました。

委員から、都市公園維持管理費の384万円の内訳は。との質疑に。

主なものは、会計年度任用職員の報酬として145万円、豊門公園の噴水修繕が52万円、豊門会館の浄化槽修繕が121万円となっています。との答弁がありました。

委員から、債務負担行為としてフィルムファクトリーの指定管理料を毎年900万円、5年間計上しているが。との質疑に。

指定管理者との協議の中で、施設の常時開設に当たり、人件費や維持管理費、小修繕等の経費を積み上げたものです。との答弁がありました。

委員から、地域産業立地事業費補助金が3億5,600万円減額となっているが、この理由は。との

質疑に。

当初は6社への補助金の交付を見込んでおりましたが、コロナ禍により、特に外資系企業では、渡航制限によって工場の建設計画の打合せができなかったり、また、部品の納入遅延により、今年度における補助金の交付が3社となる見込みとなったことによるものです。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第101号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第102号 令和3年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を報告します。

委員から、全国自治協会建物災害共済保険金334万4,000円について詳しい説明を。との質疑に。

保険適用できたものは2件あります。1件目は、9月末に起きた落雷により、須走浄化センターの電気設備が故障し、主にばっ気装置の基盤と流量計の変換器の修繕を行い、約240万円かかりました。2件目は、玄関ホールの湾曲した強化ガラスが飛び石で破損したことによる修繕費用です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第102号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第104号 令和3年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第106号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定についてを報告します。

委員から、当法人の財務状況等の確認状況は。との質疑に。

外部の方も委員に入っただき、公の施設の指定管理者選定委員会を開催し、その中で審議していただいています。との答弁がありました。

委員から、今回の募集は随意選定としたようだが、その理由は。との質疑に。

これまでの活動実績や施設の管理状況を見たとき、適切に施設管理されていることを評価し、公募ではなく1者による随意選定としました。との答弁がありました。

委員から、かなりの方々が撮影に来ており、その方々が宿泊したり、弁当を頼んだりしているが、それらの金額は幾らになるか把握しているか。との質疑に。

平成30年から令和2年までの3年間で、2億2,000万円ほどの経済効果がありました。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第106号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設委員会に付託された7議案の審査の経過と結果についての委員長報告といたします。

なお、委員会終了後、木質バイオマス発電所、町道1690号線の町道認定箇所、町道1689号線の用地取得箇所についての現地確認と視察を実施したことも併せて御報告いたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、文教厚生委員長 室伏辰彦君。

○文教厚生委員長（室伏辰彦君） ただいまから、11月29日、文教厚生委員会に付託された7議案について、審査の経過と結果を御報告します。

12月9日、午前10時から、会議室において、当局から副町長、教育長、関係部課長等、議会から委員全員が出席し、審査を行いました。

初めに、議案第93号 土地の取得についてを報告します。

委員から、この土地に建設する消防署のイメージを持ちたいので、完成予想図を見たいが。との質疑に。

施設規模などの検討段階のものではありますが、具体的な建物の配置等に関しては、検討中ですので、現段階ではお示しできません。との答弁がありました。

委員から、用地取得後のスケジュールは。との質疑に。

年度内に用地測量を実施し、令和4年度に基本設計・詳細設計、造成工事に入り、令和5年度に消防署の建設工事に取りかかりたいと考えています。との答弁がありました。

委員から、全体的な計画が示されていない中で面積の問題では、今回の議案となっている面積以上の広さが必要ではないか、雨水排水はどうするのか、傾斜地となっているが造成と接道をどう考えているのか、住民への説明はどうなっているのかなど、問題点がいろいろ考えられるが。との質疑に。

面積は、今回の議決案件以外に地権者がおり、全体で約7,000平方メートルとなります。この中には、勤務環境の改善を考慮した消防庁舎と、災害支援機能を兼ねるために、災害活動拠点・教育訓練・情報発信などの機能を持たせます。雨水排水は、近隣では場整備が計画されているようなので、その計画とも調整しながら、必要であれば南沢という沢まで流末を延ばすことも考えています。住民説明会は、区長さんの方には説明させていただき、棚頭区の皆様には、基本設計ができてからお話をするということで納得していただいています。との答弁がありました。

委員から、令和6年4月から運用開始とのことだが、細かいスケジュールはあるのか。との質疑に。

まだお示しできるほど精度が上がっていません。消防庁舎の建設には「緊防債」という起債を借りる想定ですが、その要件が、用地取得後、設計から建築まで2年という制約があります。一方で、用地が決定していないと、県の起債協議がスタートできず、全てが土地を取得してから始まるということで御理解いただきたい。との答弁がありました。

委員から、ほ場整備との調整の状況は。との質疑に。

役員の方には、流末の関係でお互いに手戻りが生じないように計画していくことで話をしています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第93号は、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第97号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第98号 小山町こども園条例の一部を改正する条例について、議案第99号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第101号 令和3年度小山町一般会計補正予算（第8号）を報告します。

委員から、町民体育大会交付金をコロナ禍のため全額減額したが、来年度以降の開催をどう考えているのか。との質疑に。

体育事業に関わる皆様から意見をいただいておりますが、賛否が分かれています。もう少し御意見を伺いながら判断していきます。との答弁がありました。

委員から、新型コロナウイルスワクチン接種事業として、3回目はどのようになるのか。との質疑に。

おおむね65歳以上の方になりますが、2月14日から4月までに接種を迎える方には、あらかじめ日を指定し、接種をしていただく予定です。5月以降のおおむね65歳未満の方は、各自で予約を取ってもらいたいと考えています。なお、国からのワクチンの供給次第では、ファイザーとモデルナの交互接種となります。との答弁がありました。

委員から、不妊・不育治療費助成金の増額補正の内容は。との質疑に。

現在、特定不妊治療が9名、一般不妊治療が5名の申請があり、ほぼ予算額ぎりぎりの数字になっています。現時点で6名の問合せがあるので、その方々の分を増額要求したものです。との答弁がありました。

委員から、消防庁舎整備事業費の測量750万円の内容は。との質疑に。

今回、議案第93号として上程している土地と関係する道水路等の測量費用です。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第101号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第103号 令和3年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、特に質疑もなく、採決の結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第105号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定についてを報告します。

委員から、指定管理者選定委員会における審査の内容は。との質疑に。

申請者から申請された指定申請書の書面審査、ヒアリング等の申請理由及び提案内容から、当該施設における管理運営上の経営方針、サービス向上の提案、地域との連携、他の町内施設や団体との連携、将来の展望、収支予算等を審査基準等に基づいて総合的に評価し審査しました。との答弁がありました。

委員から、将来の展望として、事業者から何か新しい提案はあったのか。との質疑に。

リラクゼーションスタジオが総合体育館と同じ月曜日休館であったことから、休館日を変更することや、回数券・会員の紹介制度・ポイント制度の導入などの提案がされています。との答弁がありました。

委員から、リラクゼーションスタジオの利用に関して、アフターコロナ・ウィズコロナの中での提案はあったか。との質疑に。

マスク着用の徹底やアルコール消毒はもちろんのこと、来庁時の体調チェックや定期的な換気、インターネットによる電子手続等が提案されています。との答弁がありました。

以上の質疑、答弁の後、採決の結果、議案第105号は、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員会に付託された7議案の審査の経過と結果についての委員長報告とします。

なお、委員会終了後、小山消防署建設用地の現地確認を実施したことを併せて御報告します。

○議長（遠藤 豪君） 以上で、総務建設副委員長並びに文教厚生委員長の報告は終了しました。

それでは、これから順次、質疑、討論、採決を行います。

日程第1 議案第93号 土地の取得についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。4番 佐藤省三君。

○4番（佐藤省三君） 議案第93号 土地の取得について、会派令明を代表し、反対の立場から討論させていただきます。

以下、この間の経緯を、まず最初に、簡単に振り返ります。

この新小山消防署建設用地に関しましては、今年の3月定例会において、場所が全く決まっていない状態で6,200万円の予算計上がされました。

購入する場所が決まっていない場面で予算計上されるという前代未聞の中、予算の修正動議を提出いたしました。賛成少数で当局の予算は認められました。

当局は、その後、用地検討委員会を3回開催し、場所が決定したとの説明を8月10日の議員懇談会で行いました。

その後、今回の土地の取得を議案としたいということから、11月15日の全員協議会、その後の議員懇談会で説明がありました。

これらの予算計上から今回に至るまでの議会に対する説明は、検討委員会等を実施したことなどの説明のみで、小山消防署の建設する区域、建物の計画配置図、今後のスケジュールや金額等、重要な事項に関しましては、今の段階では公にできないとの一言で秘匿し、用地だけは買わない

と事業が進まないとの説明だけでありました。

小山町民にとってとても重要なこの新小山消防署に関して、用地の取得ができないと、この先に進まないとの説明を繰り返していましたが、全体計画や金額もはっきりしない用地取得を、何をもって賛成すればいいのか全く分かりません。

ましてや、9月の文教厚生委員会で用地検討委員会に挙げられた候補地3か所を現地確認した際に、委員から、住民説明会を実施し、不便になる地域などにしっかり説明するように要望しましたが、各区の区長さんと実施した防災打合せ会の際に、区長さんへ簡単な説明をしたのみで済まされております。

これほど重要な案件を町民不在のまま用地取得しようとする町の手法は、コンプライアンスなどということよりも何よりも、町民不在の町政と言わざるを得ません。

これほど重要な新小山消防署建設について、区域並びに計画図、今後のスケジュールや経費など、全く公にせず、検討委員会で決め、町民には説明をせず、拙速に用地取得をしようとするこの行為は、一体誰のための行政なのか、信じ難い行為であります。

私どもは、決して小山消防署の建設に反対しているのではなく、小山町民にとって重要なこの案件を、いろいろな情報を隠したままで進め、結果的に土地は取得してしまったから、今後行われる造成工事や河川までの新たな排水路など、どれだけ多額な金額になるのでしょうか。それでも進めねばならないとすれば、一体どなたが責任を取るのでしょうか。

しっかりとした計画もできていないこの状態で用地取得をするなど、これまでの、施設は造ったが使い方は決まっていないなどとの案件と対比しても、比べ物にならないほどあり得ないことではないでしょうか。

検討委員会で決まったことを町民に説明し、もちろん当然賛成反対はあると思いますが、その理由をしっかり説明して進めることが正しい行政運営と考えておりますが、いかがでしょう。

今回の新小山消防署の建設に関する町民不在の事業の進め方に対して、どうしても納得ができない状況で賛成するなど、私どもには到底できません。

以上の理由により、議案第93号 土地の取得についての私の反対討論といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第93号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議案第94号 町道路線の認定についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第94号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 議案第96号 小山町部等設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第96号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第97号 小山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第97号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第98号 小山町こども園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第98号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第99号 小山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第99号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第100号 小山町豊門公園の管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。5番 岩田治和君。

○5番(岩田治和君) 議案第100号 小山町豊門公園の管理に関する条例の一部を改正する条例について、反対いたします。

まず、反対の理由としましては、西洋館・豊門会館の入館料を有料化するという事です。これは、住民サービス、地域振興に役立たないと私は理解します。入館料で人件費が賄われればよ

い方向もありますが、今の現状を考えますと、入館料300円を徴収しても人件費も賄えるような状況と考えられません。今後、修繕費、さらにこの入館のための入場料を設定するのであれば、時期が来なければ、今のところは、私は無料で住民に開放すべきだと思います。

今後、地域振興、また住民サービスを考えるなら、年数回程度の無料開放日を設け、通常は豊門公園のみ開放し、入園料は徴収すべきではないと私は考えます。

以上をもちまして、議案第100号に対して私は反対といたします。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第100号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第101号 令和3年度小山町一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

総務建設副委員長並びに文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。9番 菌田豊造君。

○9番（菌田豊造君） 私は、議案第101号 令和3年度一般会計補正予算（第8号）について、以下の理由をもって反対いたします。ちなみに、総務建設委員会では、賛成多数で可決すべきものと決しております。

しかしながら、私は、第3表において債務負担行為の4,500万円、令和4年から令和8年度までに至る5年間のフィルムファクトリー指定管理業務に対してです。

現在、当該施設は、令和4年3月31日までNPO法人小山町フィルムコミッションと契約されており、平成30年2月1日から4年間、3,600万円が支払われることになっております。

そもそも私は、当該施設を公の施設として認めるわけにはいかないと思っています。公の施設として認めるならば、自治法にのっとり、それに準じたものでなければならぬと思います。その244条第1項の定義に今の状態がしっかりと従っているとは思っていません。

現在の施設運営は、独占的かつ排他的であり、あまねく住民の福利向上に供するものではないことは明らかであります。法によるところもなく、これを公の施設と認め難く、よってこれを反対理由といたします。

以上です。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決いたします。

本案に対する総務建設副委員長並びに文教厚生委員長の報告は可決です。本案は、総務建設副委員長並びに文教厚生委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第101号は、総務建設副委員長並びに文教厚生委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第102号 令和3年度小山町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第102号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第103号 令和3年度小山町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第103号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第104号 令和3年度小山町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。
総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第104号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第105号 小山町健康福祉会館の指定管理者の指定についてを議題とします。

文教厚生委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第105号は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第106号 小山フィルムファクトリーの指定管理者の指定についてを議題とします。

総務建設副委員長の報告に対し質疑を許します。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

通告に従い、討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。9番 菌田豊造君。

○9番（菌田豊造君） 私は、議案第105号を以下の理由をもって反対いたします。ちなみに、総務建設委員会では、賛成多数で可決すべきものと決しております。

理由を述べます。

そもそも当該施設を公の施設と認め難いものと、101号の議案で申し述べております。

今回、指定管理を求めているNPO法人は、平成30年4月1日に町と基本協定が結ばれて現在

に至っております。ここにも、地域住民や施設を利用する方々のサービス向上に努め、効率を高め、交流拡大を図り、活性化を促進させること、また、収益を高めることが締結されております。また、管理に当たっては、法令遵守、すなわち、法244条にのっとりたものとされております。

しかし、こうした基本協定がありながら、占有を許し、住民の福祉向上にもあまり図られておりません。町もこれを看過しております。

今回の認めるべき理由として経験を重視しておりますが、今の小山町にそれだけの理由で年900万円もの支出を許す理由がどこにあるのでしょうか。さきに、町は来年度6億9,000万円余の財源不足も報じております。

今回、私が調べたところによると、この法人は年数百万円の余剰金が出ております。精査と工夫が何もない証拠であります。余ったお金は町に返すべきではないでしょうか。私達議員も政務活動費の余りは1円たりとも町に返却しております。どこをどう改善したのでしょうか。他の施設同様に、自主自立を図るべきであるし、法244条にのっとりた施設の運営を一日も早く図ることを望み、私の反対理由といたします。

以上。

○議長（遠藤 豪君） 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

本案に対する副委員長の報告は可決です。本案は、副委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立多数です。したがって、議案第106号は、副委員長報告のとおり可決されました。

日程第14 議員の派遣について

○議長（遠藤 豪君） 日程第14 議員の派遣についてを議題とします。

議員の派遣については、お手元に配付しましたとおり、2月2日に静岡市で開催されます静岡県地方議会議長連絡協議会に副議長を派遣することについて、会議規則第130条の規定により、これから採決します。

議員の派遣について、これを行うことに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議員の派遣については、これを行うことに決定しました。

お諮りします。ただいま決定した議員派遣について変更を要するときは、議長に一任願いたい

と思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、決定した議員派遣について、変更を要するときは、議長一任で変更できることに決定しました。

それでは、ここで10分間休憩します。

午前10時58分 休憩

午前11時09分 再開

○議長(遠藤 豪君) 休憩を閉じ、休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りします。ただいま町長から、議案第107号 工事請負契約の締結について(令和3年度社会資本整備総合交付金事業 町道用沢大御神線道路改良舗装工事)、議案第108号 財産の取得について(すがぬまこども園事務机等購入)、議案第109号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第9号)の合計3件の追加議案が提出されました。

これらを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(遠藤 豪君) 異議なしと認めます。したがって、議案第107号から議案第109号の3件を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定しました。

議案は既に配付されておりますので、よろしくお願ひいたします。

追加日程第1 町長提案説明

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第1 町長提案説明を議題とします。

町長から、議案第107号から第109号について提案説明を求めます。町長 池谷晴一君。

○町長(池谷晴一君) 今回、追加提案いたしましたのは、工事請負契約の締結1件、財産の取得1件、補正予算1件の計3件であります。

初めに、議案第107号 工事請負契約の締結についてであります。

本案は、町道用沢大御神線道路改良舗装工事の請負契約を締結するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第108号 財産の取得についてであります。

本案は、すがぬまこども園が本年度末に移転することに伴い、新たに必要となる事務機などの備品を整備するもので、地方自治法及び小山町条例の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第109号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第9号)についてであります。

本案は、新型コロナウイルス感染症の影響による経済対策として実施される、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業に係るものであります。

事前に、議員の皆様には、先行して5万円を現金で給付すると御説明をしておりましたが、国の方針が変更され、各自治体の判断で現金10万円を一括給付することが可能となったことから、本町では、クーポン券ではなく、10万円を現金で一括給付することとし、年内に給付を開始したいことから、補正予算を提出するものであります。

今回の補正予算は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億7,146万5,000円を追加し、歳入歳出総額を127億2,473万4,000円とするものであります。

なお、議案の審議に際し、関係部長等からそれぞれ補足説明をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

以上であります。

追加日程第2 議案第107号 工事請負契約の締結について（令和3年度 社会資本整備総合交付金事業 町道用沢大御神線道路改良舗装工事）

○議長（遠藤 豪君） 追加日程第2 議案第107号 工事請負契約の締結について（令和3年度 社会資本整備総合交付金事業 町道用沢大御神線道路改良舗装工事）を議題とします。

補足説明を求めます。建設課長 清水良久君。

○建設課長（清水良久君） 議案第107号 工事請負契約の締結についてであります。

議案書は2ページからとなります。

本案は、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和3年度社会資本整備総合交付金事業 町道用沢大御神線道路改良舗装工事について、工事請負契約を締結しようとするため、議会の議決を求めるものであります。

本工事は、用沢かんがい用水池付近において、現在工事中の令和2年度繰越工事の工区終点から県道須走小山線との交差点までの区間について、施工延長436.62メートル、幅員9.75メートルの道路改良舗装工事を施工するものであります。

工事の主な内容といたしまして、車道舗装工3,220平方メートル、歩道舗装工788平方メートル、排水工1,164メートル、区画線工1,220メートルを施工するものであります。

工事入札は、去る11月30日に、町内業者8者による指名競争入札を執行したところ、株式会社田代建設が8,200万円で落札決定し、消費税相当額820万円を加え、9,020万円で工事請負契約を締結するものであります。

なお、交付金の事務手続の関係上、本契約における完成工期を令和4年3月30日としておりますが、今後、工程を精査した上で、国に対する補助金の繰越手続を行い、令和4年度へ繰越しをお願いしたいと考えております。

説明は以上であります。

○議長（遠藤 豪君） 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしといたします。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第107号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 議案第108号 財産の取得について(すがぬまこども園事務机等購入)

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第3 議案第108号 財産の取得について(すがぬまこども園事務机等購入)を議題とします。

補足説明を求めます。教育次長 長田忠典君。

○教育次長(長田忠典君) 議案第108号 財産の取得についてであります。

議案書は5ページになります。

本案は、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に基づき、令和3年度すがぬまこども園事務机等購入事業における財産の取得について、議会の議決を求めるものであります。

取得する財産は、すがぬまこども園が本年度末に移転することに伴い、新たに必要となる事務机等の備品を整備するものであります。

契約の方法は、先月30日に、9業者による指名競争入札を執行したところ、スハラが727万2,000円で落札決定し、消費税相当額72万7,200円を加え、799万9,200円で購入契約を締結するものであります。

なお、事業の完了予定期日は、令和4年3月15日を予定しております。

以上で説明を終わります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第108号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(遠藤 豪君) 起立全員です。したがって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 議案第109号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第9号)

○議長(遠藤 豪君) 追加日程第4 議案第109号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第9号)を議題とします。

補足説明を求めます。企画総務部長 小野一彦君。

○企画総務部長(小野一彦君) 議案第109号 令和3年度小山町一般会計補正予算(第9号)についてであります。

先ほど町長の提案説明でも御説明いたしましたが、今回の補正予算は、子育て世代への臨時特別給付金について、国の方針の変更を受け、各自治体の判断で、現金10万円を一括給付することが可能となりましたことから、10万円を現金で一括給付することとし、そのための予算を計上したものでございます。

予算の内容としましては、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億7,146万5,000円を追加し、歳入歳出総額を127億2,473万4,000円とするものであります。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

6ページをお願いいたします。

16款2項2目民生費国庫補助金を2億7,146万5,000円増額いたしますのは、子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費及びその支給に係る事務費に対する国庫補助を見込むものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

7ページをお願いいたします。

3款1項6目特別給付金費、説明欄(2)子育て世帯への臨時特別給付金支給事業費を2億6,940万円計上しますのは、0歳から高校生までの子ども1人につき10万円を先行給付する子育て世帯への臨時特別給付金事業の実施に伴うものであります。

本年12月から支給を開始し、令和4年3月31日までに出生が見込まれる新生児など、合わせて2,694人分を見込むものであります。

最後に、12款1項1目予備費を206万5,000円増額しますのは、先行して給付事務に要した経費を事務相当分として増額するものであります。

説明は以上であります。

○議長(遠藤 豪君) 補足説明が終了しましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○9番(藺田豊造君) 1点質問させていただきます。

12月からと言っていましたが、12月幾日でしょうか、お答え願います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 菌田議員の質問にお答えをいたします。

12月からの支給につきましては、まず、町が児童手当を支給している世帯について、プッシュ型、町が一方的に振り込む形で12月27日に振り込みをいたします。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はございませんか。

○12番（鈴木 豊君） 1点だけ質問させていただきます。

一般給付については、12月27日でたゞいま答弁がありましたけど、公務員については、いつ頃給付するのでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 鈴木議員の御質問にお答えをいたします。

プッシュ型で12月27日にまず行いまして、それ以外の世帯につきましては、今後それぞれ申請の受付をいたしまして、早くて1月から支給ができるかと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はございませんか。

○3番（小林千江子君） この件に関しましては、国の急な方向転換だったり変更がありましたので、それに対応される現場の皆様におかれましては、本当に大変な調整と対応が求められることと思われまゝです。本当にありがとうございます。

12月27日にプッシュ式で振り込みがされるということですが、こちらの対象の家庭に対しての一括給付の通知、前は5万円ということで通知をされておりましたが、こちら変更の通知は出されるのでしょうか。もし変更の通知を出されるのであれば、いつぐらいを予定されているのか。

もう1点、町として、町民に対してこういった形で変更がされましたというような、広報的なことをされるのかどうか。

その2点を確認させてください。

○議長（遠藤 豪君） 答弁を求めます。

○こども育成課長（大庭和広君） 小林議員の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、5万円の通知を12月上旬に既にしていただいておりますので、今後、支払通知というものを、各御家庭に、対象のおうちにお送りいたします。その中に、10万円に変更したというものをに入れて送ろうと考えております。

あと、広報の関係につきましては、来週以降、町のホームページの方に載せる予定でございます。その中には申請書の様式等々含めて詳しく説明したものを掲載いたします。その中で、10万円で一括給付するというのも載せて広報していきたいと考えております。

以上であります。

○議長（遠藤 豪君） ほかに質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから採決します。

議案第109号は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（遠藤 豪君） 起立全員です。したがって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に提出されました議案、その他の議事は全部終了しました。

これで会議を閉じ、令和3年第8回小山町議会12月定例会を閉会します。

午前11時30分 閉会

この会議録は事実と相違ない事を認めここに署名する

議	会	議	長	遠	藤	豪
署	名	議	員	高	畑	博
署	名	議	員	渡	辺	悦
						郎